

安易に政府が独走しては困る、特に新税の創設につきましては、従来どおり慎重の上にも慎重を期してやるべきであると考えておる次第でございます。

次に、税制調査会では、かつて昭和三十年代の後半に道路整備財源との関係で、目的税について突っ込んだ議論をいたしたことがございます。その際の議論の結果は、昭和三十一年十二月の長期答申にまとめられておりますが、答申では「一般的に言えば、目的税の創設は、財政の硬直性を招くほか負担の適正な配分という見地から問題があるので、好ましくないと考えられるが」といつておりまして、一般論をいたしましては、確かに目的税に対してはきわめて消極的な意見が大勢を占めていたことがわかるのでございます。しかし、答申ではすぐ続けて、「わが国における道路整備事業の緊要性や、道路整備による受益と負担の関連を考えると、道路財源を相当程度まで目的税によつてまかなうことは適当であると考えられる」といつておりまして、いわば個々の問題としてはケース・バイ・ケースでこれを認めるという態度を示しておるのでございます。

今回の電源開発促進税法等の内容につきましては、いまだ十分承知しておりませんが、提案理由を拝見いたしますと、本件は、国民生活の向上と国民経済の発展に伴って増加していく電力需要に見合う供給を促進し、あわせて電源構成の適正化をはかっていくという時代の要請にこたえ、発電所の立地対策を推進するための費用に充てるという目的で、電力を使用することの便益に着目して課税するという負担との関連から見て目的税として創設するものというものでありますので、この限りにおきましては、一応相当理由のある措置であると思つておる次第でございます。

なお、申し上げるまでもなく十分御承知のことろでございますが、本法案等につきましては、実施上の問題として交付金だけで片づく問題ではございません。公害防除、安全性の確保等の問題や周辺地域の適正な決定、電気事業者の地元町村

の町づくりへの協力問題等総合的に検討して、効果的に運営するべきことが特に肝要であると考えられるのでございます。

以上、簡単に申し上げますが、一応意見を申し上げる次第であります。

○安倍委員長 次に、稲葉参考人をお願いいたします。

○稲葉参考人 参考人の稲葉でございます。

私、この二つの御審議を賜ります法案を拝見いたしましたして、問題が二つあるような感じがいたしました。

一つは、このような特別法案をやつていかなばならないほど、日本の電源開発が緊急性があるのかどうかという問題が一点でございます。

第二点といたしましては、すでに友末さんがお触れになったと思つてしまいますけれども、目的税として創設する、こういうことのいかんということだと思つております。

それにつきましては、いろいろ見方、考え方が分かれるだろうと思つてございますが、私が第一に指摘をしたい点は、初めの点についていえば、遺憾ながら、日本のこれから必要な最低限の電気を充足していく、また電源開発を進めていくというためには、当面のところ、やはりこういったような特別支援の体制をとつていかなければ、将来において非常にそれ以上のマイナス要因、経済攪乱とか国民生活の攪乱というものが起こってくる可能性が強いということでございます。

御存じかもしれませんが、私は終戦後いろいろな面におきまして、エネルギー問題とかエネルギー政策に関係をしてまいりました。そして、すでに皆さん御存じのように、昭和四十年と四十七年をとりますれば、電気事業者の供給する電力量は千五百億キロワットアワーから三千三百億キロワットアワーに増大をしておる。また、それをまかなうに足る電源設備というものについていえば、三千六百五十万キロワットから七千四百六十万キロワットに、倍以上増大をしております。そ

うして、私が最低限予測するところによれば、従来のような伸びの形においてこれから日本で電気を調達していくというのはむずかしい。しかし、やはり電気というものは何らかの形において日本の中でこれを供給をしなければならぬというようにことになりまして、最低限それに対してどのような措置をとつていくのかということは、政府としてまた国民のための最低限のあり方ではないかならない、私もこのように感じるわけであります。

ところが、今回の石油危機、それに先立ちますところの、私はエネルギー危機と呼んでおりますが、その二つのことをかね合せて将来を予測いたしますと、いままでのような形におきましてエネルギーの充足というものは、私は八〇％方むずかしからうといわざるを得ないのでござい

ます。すでに、日本のエネルギーは昭和四十七年度におきまして、七五％、八〇％石油に依存をしております。また、日本の電力は皆水力、それを補完するものとしての石炭の発電でございまして、現在三分の二の電力というものが石油によつて供給されております。そしてその石油を入手をしていくということが以前ほど簡単ではなくなつた。

さらにまた、価格が四年前に比べて四倍あるいは五倍というものはね上がつてきています。そういったと、何らかの形におきまして、石油にかわるエネルギーというものを最低限つくっていくという必要に日本は直面をしておると私は思ひます。そしてさらに、日本だけではなくて、世界の多くの国々が、そういうことに対してどのような転換をしていくのか、どう進めていくのかということを私たちと同様、私たちよりもっと真剣にこれを検討している次第でございます。

でそのようなことで今後推移をいたしますと、おそらく昭和五十二、三年ごろから、電力の需給というものは非常に不安定な状態に落ち込んでくるといふことは必至でございます。

私が稲葉私案というものを最近まとめまして、そして衆議院の科学技術特別委員会に御報告申し上げましたのは、決して従来の延長ではなくて、せめて国民経済というものを六％見当はこれから十年ばかりは維持していく。その最低限のエネルギーと、またそれに必要な電力を調達するためにも、どのような見方、考え方をしていかなばならぬか、こういったような問題提起と一つの解決の方向というものを示唆させていただいたわけでございます。安全性とか環境問題に対するいろいろな危惧があるということ、私も認めます。しかし、せめて従来の五〇ないし六〇％のエネルギーというものを確保しながらこういう問題をいかに進めていくのかということが、私は民主主義社会におきまして政治の役割でなければならぬと思つております。もとより、これに對しましていろいろな反対の見方が生じるということは配慮をいたします。

そのような観点から申し上げますと、電源開発につきましては、その一つといたしまして、いままで自分たちは水力発電所とか火力発電所とか原子力発電所についてお手伝いをしてきた、ところが、その電気というものはどうも大都会のほうへ吸い上げられてしまつて、自分たちはあまりそれに關して報われるところがない、こういったような御主張が一つの点としていわれてきております。

第二は、石油発電所はもとより、原子力発電所につきましては公害とか安全性の問題がどうも心配だ、このようなこともいわれてきております。安全性につきましては、私はいま皆さま方に御指摘申し上げる時間的な余裕はございません。また、私自身はそれに対する専門家ではございませんけれども、そういったような諸般の事情を考えますと、私は、この二法を何とかここでひとつ決定をして実行していただきたいということをお願い申

し上げた次第でございます。

もう一つ、友末先生のおっしゃった税法上の問題でございます。私はいま税制調査会の委員ではございませんが、過去におきまして十数年間、日本の税制につきましていろいろお手伝い、御協力申し上げた人間でございます。そしてそのような感覚から申しますと、目的税をどんどん大きくしていくということにつきましては、どうも原則的にはあまり好ましいものではない、このように申し上げねばなりません。できればひとつ一般の税制に直していただいて、しかも、友末さんがおっしゃったが、これから日本は非常に変転がまわらない情勢に際会をいたします。そして税制上、これからの歳出増加をまかなっていくためにどのような配慮をしていかねばならぬかという基本的な問題があり、しかもインフレにどのように対処をしていくのかということがございますので、私は、せめて来年からは従来のようなあり方ではなくて、もっと日本の将来を見た税のあり方、場合によっては税の増収をはかっていくにはどうしていくのか、そしてそこから起ってくるインフレをどういうふうには排除するのかわかりません。お願いいたしますと同時に、好ましいことではございませんけれども、当面の措置といたしましては、この財源によりまして地域の振興に役に立つ、それからモニターとか災害防除とかそういうことに對しまして役に立つということであれば、ひとつこれを認めたい。そしてさらに抜本的にどのようなことをしていくのかというのを、政府や税制調査会で今度しっかりと考えて願いたいということをお願いして、その限度におきましてこの法案に對しまして賛成をいたします。

○安倍委員長 次に、芳川参考人をお願いいたします。

○芳川参考人 御紹介いただきました柏崎原発反対地区を守る会連合の芳川でございます。

私たちの地域は、東北電力の管内であります。私の地域、新潟県柏崎市荒浜及び羽羽郡羽村にまたがる縦三千六百メートル、横千二百メートル、

約四百万平方メートルの敷地に、東京電力は一基百万キロワット級の原子力発電所を六基ないし八基、合計八百万キロワットから一千万キロワット、東電に言わせると、世界最大の原子力発電所を設置しようとするようになっております。

原発敷地の南側には、わずか四百メートルのところに四百五十世帯の荒浜地区、北側には大湊、宮川、稚谷地区が、五十メートル、千メートル、二千メートル、それぞれ二十三世帯、二百二十世帯、百三十世帯というふうな、市街地と何ら変わらなく密集して存在しております。南側約千メートルからは人口九千の羽羽村があり、敷地から南側四キロには六万人に近い人たちが住んでいる柏崎市街地がございまして、

百万キロワット級の原子力発電所が一年間稼働いたしますという、その原発の原子炉の中には、長崎の原子爆弾がまき散らした死の灰の約一千九百分がたまりまして、柏崎原発が八百万キロワット、一千九百万キロワットといたしまして、これが一年間稼働し続けますならば、柏崎原発の原子炉の中には、長崎原発がまき散らした死の灰の約八千九百分から一万九百分がたまるということになります。これは平常運転の限り、ほとんど漏れません。ほとんど漏れませんけれども、全然漏れないかという、確実に毎日毎日漏れ続けるのであります。

〔委員長退席、浜田委員長代理着席〕

それがたとえ微量であつても、私たちはそれを溶び続けなければなりませんし、そのような低レベルの放射能を子々孫々まで浴び続けたときに一体どうなっていくかということは、学問的には何ら説明されていらないものと私たちは存じております。

原発は人類が開発いたしましたいかなる機械よりも実に過酷な条件で稼働し続けるわけでありまして、長崎原発の一万分の死の灰がちょっとだけでも漏れ過ぎたとしてもそれはもはやたいへんなことであつて、これはただ単に柏崎地区住民だけの問題ではありません。全県的な問題であり、全国的な問題といわなければなりません。いわん

や柏崎のように巨大集中した原発が全国各地にできるといふことは、これはまことにたいへんなことだといわなければなりません。

また、原発は、海水による二次冷却水を百万キロワットで一秒間に、まあ電力会社に言わせると四十トンとかいいますが、一般的には六十トンとか七十トンとかいわれております。柏崎原発八百万キロワット、一千万キロワットの原発が必要といたしますところの海水、二次冷却水は、一秒間に実に五百トンから六百トンに達します。これは信濃川の水量よりも多い阿賀野川の水量にも匹敵するといわれております。この温度上昇した温排水が環境に及ぼす影響は、はかり知れないものがあると思ひます。

このとき私たちが、目先の利得にとらわれず、妻あり子供あり、子々孫々にわたつてここに住んでいかなければならない者として、真剣に申してこの問題を考えましたときに、このことを不安に思ったり、反対に立ち上がったことは、これはまことに正常な精神の持ち主といわなければなりません。

いまだ五年前、四十四年の三月、柏崎市議会は、このたいへんな事業を、設置される炉型も、一基当たりの規模も、それがどのように集中し、しかもあとになつてわかつたことですけれども、世界でも今後とも例がなかつたと思われような巨大集中化した原発設置計画、そこらの知識も何らないう中では誘致を決定いたしました。羽羽村議会のごときは、柏崎市議会も誘致決議をしたことだといふ理由で、一べんの審議もなしに誘致決議をいたしました。この誘致決議をもつて、地元住民が了解したなどといって強行されようとしております。もはや私たち自身が立ち上がらなければならぬと思ひまして、寝食を忘れて、圧迫をはねのけて、苦しい反対運動を五年間続けてまいりました。

今日、原発敷地を取り巻く荒浜、宮川、稚谷、刈羽は、当初は何か世界一のものができるから今度はおれたちの世の中になるぞというような風潮

もないではなかつたのでありますけれども、いまはその原発を取り巻く地区はもうろん、市街地に及ぶ十地区におきまして、原発反対地区を守る会ができております。荒浜地区は全国初の一世帯一票による住民投票をいたしまして、あらゆる妨害をはねのけてまして原発反対二百五十一、賛成はわずかに三十九であります。また、私も宮川地区では、部落臨時総会を開きまして、二百二十世帯中百九十世帯が満場一致原発反対決議を昭和十七年にいたしました。また、刈羽村におきましては、有権者の過半数に及ぶ人たちの反対署名を獲得いたしました。

私たちが真剣になつて学習し、一そうの不安を感じ、疑問を指摘してきたことが、そのあとからあとから次々と、たとえばゴフマン、タンプリンの警告やあるいはスタングラスの警告、あるいは緊急冷却装置のテストが作動しなかつたというやうな問題、最近の原発のたび重なる事故など、事実となつてあらわれてまいりました。科学技術庁や電力会社は、二重、三重の安全装置でだじょうぶだとか、わざわざ考えられない事故まで想定して対策をとつていられるとか、関東大震災の三倍の地震にも耐え得る設計だからなどと、もつともらしく言つています。しかし、われわれはそのようなことばで言うのではなくて、それを事実をもつて証明してもらわなければなりません。

それには私は、原子力基本法にある世界に誇るべき自主、民主、公開の三原則をはつきりと踏まえ、特にすべてのデータと原子炉安全審査の公開を求めます。そして地域住民はもちろんのこと、すべての国民や全国の学者の批判に十分たえ得るやうな審査結果を打ち出すことのできる審査体制を確立しなければなりません。そうでなければ、われわれは信用することではできません。これがまた全く私は道理だと思ひます。原子力を推進することと安全審査をすることは二律背反的なことであります。これを同じ原子力委員会であるといふやうなことはやめてもらわなければなりません。田島委員が辞任いたしますと、あとは官僚と

財界の出身者が大部分を占められるというような原子力委員会の体制は、即座に改めてもらわなければならぬと思います。このような非民主的なあり方は、即座に改めてもらわなければならぬ。

地震国日本、狭くて人間がひしめいている日本、世界にもまれな国であります。この日本の条件を十分に踏まえまして、国民の生命、健康に責任を持ち、自主的研究開発を一体してきたでしょうか。そんなことはちっともしていないじゃありませんか。技術も機械も他国の借りもので、これでは必ず事故を起こします。原発が生み出す膨大な放射性の廃棄物を処理することさえまだ解決していないではありませんか。このような状態の中では、私たちは原発設置を絶対に許すわけにはいきません。このような地域住民の正当な要求にこたえることなく、住民の目を原発の危険性から礼拝のほうに向けさせて、礼拝ではおをたたくようなやり方、これではいまいち一そう住民の不安を買ってあげましょう。このようなことは地域にますます混乱を生じさせ、一たん誤れば道義の退廃であります。全く目に余るものがあると思います。

私は、このような素地を十分に含んだところの電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法案に對しまして、本委員会において絶対これを可決されないように強く訴えるものであります。

○浜田委員長代理 次に、牛山参考人をお願いいたします。

○牛山参考人 牛山でございます。

これまで公害問題についての調査研究を行なってきた経験を踏まえまして、この法案についての基本的な考え方に対する疑問を提示させていただきたいと思ひます。

きょうここで問題になっております電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法案の是非を検討する場合には、その基本になっております発電用施設周辺地域整備法案についても、やはり基本的な検討を加えておく必要があると思ひま

す。これらの法案が立案される理由につきまして、電源立地の困難が生じているということが出発点であります。その電源開発の困難が生じているということについて、政府では二つの理由を考えているようであります。

一つは、先ほどから言われておりますように、公害の問題、それから原子力施設によるところの安全性の問題、あるいはさらに広げますと、熱汚染による漁業被害といった心配が生じているということ。それからもう一つは、発電所の立地が、雇用あるいは下請等の問題を考えたときに、地域社会に与えるところのメリットが少なく、二つの理由をあげておられるわけでありまして、そして、この三つの法案は、第二にあげました、地元と与えるメリットがないという側面に着眼して、これに對して交付金の支給によって対処しようとする基本的な立場をとっているわけでありま

す。こういう政府の考え方に對しましては、まず第一に問題とすべきことは、政府が考えている二つの理由が、別個に切り離されて処理できるような、並列した形でとらえるべき問題ではないということとであります。

第一に、公害あるいは原発の問題に伴って生じてくる安全性等の問題につきましては、まさに生命、健康の侵害の問題でありますから、この防止ということがまず第一の大事なこととして承認されなければならぬということでありまして、したがって、立地難を解消するためにまず第一になされるべきことは、健康あるいは生命に対する侵害を防止するという基本的な施策を講ずることになければならぬわけでありまして、そのために何が必要かということについては、いま柏崎の方も触れられたこととありますけれども、十分な事前調査をするということと同時に、その調査について十分な点検、検討が地域の住民によって行なわれるべきであるということであり

ます。現在、原子炉の設置の問題につきましては、昨年、公聴会の開催の制度が原子力委員会によ

て決定されましたけれども、この制度自身は、昨年、私自身も科学技術特別委員会が発言をいたしましたけれども、きわめて不十分だといわざるを得ないわけでありまして、また、火力発電所の設置の場合につきましても、いま申し上げたような十分な予調査とその点検が保障されている段階ではないのであります。こういう点について抜本的な姿勢の改革をしない、第二の問題のみによって対処しようとするのは、基本的な立場において誤っているというふうに考えるわけでありま

す。次に、第二の問題点として指摘しておきたいことは、安全あるいは公害の問題と地元経済に与えるメリットが少ないという問題を並列してとらえまして、あとの問題についてのみ対処しようとするのは、結論的に申し上げますと、住民運動を切りくずす、そしてそのことによって、最も大切な第一の問題についての解決を遅延させる結果になるというふうに考えているわけでありま

す。現在の発電所立地手続の中で、県知事の意見、そしてそのもととして、多くの場合、関係市町村議会の全員協議会の手続をとっておりますが、そこでの合意というのが非常に大きな意味を占めていることは御存じのとおりであります。ところで、このいま申し上げたような制度の中で地方自治体の意見がどういう形で形成されてくるかという過程を見ますと、先ほども柏崎の方から御紹介がありましたように、ほとんど審議もしないで誘致決議をするというように実態がかなり多くあらわれるわけでありまして、そういう中で自治体における正しい意思形成を考えるとすれば、調査研究をみずから行なった住民運動というものが非常に大きな役割りを果たしているということを承認せざるを得ないわけでありまして、公害の安全性の疑惑に對して対処しない、この第二の地元のメリットという点についてのみに着眼しようとするのは、次のような弊害を具体的に生んでくると考えるわけでありまして、

つまり、一見この二つは対立しない考え方であるようにありますが、従来の公害問題、それから反対運動の経過を見ておきますと、明らかに二つの対立した考え方になっておられるわけでありまして、住民が安全性を強調することに對しまして、これを封じようとする考え方、主張が、地域社会の繁栄であつたわけでありまして、その幻想がくずれ去つたときに、それを補い、住民運動で要求している正しい解決のしかたを遅延させようというのが、今度の交付金の支給制度であらうというふうに考えております。

第三番目に指摘しておきたいことは、もしそういう形になりますと、ようやく地方自治体におけるところの正しい考え方方が形成される端緒ができきたかに見えるその芽をつむことによって、地方自治体における正しい意思形成、正確な情報に基づいて住民が自分の意思を形成し、それに基づいて自治体の意見が決定されるという民主的な世論形成の過程を歪曲することにならざるを得ないだらうと思ひます。

〔浜田委員長代理退席、委員長着席〕

ひとまず基本的な考え方だけをこころではお話しさせていただきました。また、

○安倍委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。塚田庄平君。

元来、目的税そのものについては、実は数年前からの長期答申の中で触れている部分が非常に多いわけでありまして、おっしゃるとおり、目的税は、一般的な税制論として好ましくない。しかも、三十六年の答申と記憶しておりますが、現在日本で考え得る目的税というのは道路整備に限る、こう断定しておられるのです。道路整備に限るものと考えらる。そういう意味では、今度の目的税、先ほどからいろいろ議論のあつたこういう税種目をつくるという場合に、むしろ政府当局から連絡があつた

○塚田委員 まず、友末さんにお伺いをいたしました。元来、目的税そのものについては、実は数年前からの長期答申の中で触れている部分が非常に多いわけでありまして、おっしゃるとおり、目的税は、一般的な税制論として好ましくない。しかも、三十六年の答申と記憶しておりますが、現在日本で考え得る目的税というのは道路整備に限る、こう断定しておられるのです。道路整備に限るものと考えらる。そういう意味では、今度の目的税、先ほどからいろいろ議論のあつたこういう税種目をつくるという場合に、むしろ政府当局から連絡があつた

○安倍委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。塚田庄平君。

元来、目的税そのものについては、実は数年前からの長期答申の中で触れている部分が非常に多いわけでありまして、おっしゃるとおり、目的税は、一般的な税制論として好ましくない。しかも、三十六年の答申と記憶しておりますが、現在日本で考え得る目的税というのは道路整備に限る、こう断定しておられるのです。道路整備に限るものと考えらる。そういう意味では、今度の目的税、先ほどからいろいろ議論のあつたこういう税種目をつくるという場合に、むしろ政府当局から連絡があつた

○塚田委員 まず、友末さんにお伺いをいたしました。元来、目的税そのものについては、実は数年前からの長期答申の中で触れている部分が非常に多いわけでありまして、おっしゃるとおり、目的税は、一般的な税制論として好ましくない。しかも、三十六年の答申と記憶しておりますが、現在日本で考え得る目的税というのは道路整備に限る、こう断定しておられるのです。道路整備に限るものと考えらる。そういう意味では、今度の目的税、先ほどからいろいろ議論のあつたこういう税種目をつくるという場合に、むしろ政府当局から連絡があつた

○安倍委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。塚田庄平君。

ときには、それは税調で十分審議の上で結論を出し、その結論を参考にして創設の可否をきめる、これが私はたてまえではないかと思うのです。

そういう意味で、率直にいいますと、友末さんはまあ会長代理なんですから、会長は重大な申し入れを大蔵省にやっておるはずなんです。

これはあとで大蔵省にも聞きたいと思いますが、そういう事態で、いまあなたを入れて四人の方の議論を聞きましたが、もう手をあげて賛成などという人は一人もおらなかったと私は思うのです。

ね。それを、この短期間に強行しようというのが政府の態度なんですから、税制調査会の立場としてどう考えるか、率直な意見をひとつ聞かせていただきたいと思うのです。

○友末参考人 塚田さんから重大な御質問がございました。お話しのとおり、税制調査会といましては、目的税につきまして昭和三十九年に相当突っ込んだ検討をいたしました。その結果、目的税は財政の硬直化の關係、さらに負担の適正化の關係から申しましてあまり好ましくない。税調としては、どちらかと申しますと、消極的な気持ちがかかり強いのでございます。

しかし、個々の政策については、これを全然排撃するという立場はとっておりません。道路整備等につきましては、御承知のように、すでにこれを設定いたしております。それ以外にも目的税として掲げられて答申をいたしておるものも実はあるのでございます。自動車取得税、自動車重量税、あるいはまた、まだ実現には至っておりませんが、公害等の防止について目的税として検討すべきであるという事項は答申に加えております。塚田さんがおっしゃった、目的税は道路財源充當のために限るといふ態度を税調としてはとっておるわけではございません。一般論としては消極的だ。しかし、個々の政策について、受益と負担と結びつくものについては例外的にこれを認めていくという方向をとっておりますことを御承知いただきたい、かように考えます。

なお、東畑会長本日差しつかえがございまして

出席できませんことは、まことに遺憾でございます。それで、私も東畑会長の意向を確めたのでございしますが、全く私と同意見でございすると同時に、新聞に事務当局に強硬なる申し入れをしたという記事が載っておりますが、東畑会長は申し入れをした事実は自分にはないというふうにおっしゃっております。なかなか東畑会長は大きな、大人物でございまして、事務当局くらいに申し入れをするというふうな小人物ではないんじゃないかという感じをいたしましたのでございしますが、さような事情でございしますので、御了承をいただきたいと存じます。

○塚田委員 私この目的税についてはいふぶん文献を調べまして、特に税調——いま友末さんの言われたほかにいろいろある。これは地方税では幾つかあります。私もよく知っております。しかし、国税についてつまり財政というものは一体として運営しなければならぬ、一体の原則、あるいはまた財政硬直化の問題等を加味して、国税については好ましくないどころではない、もうこれは例外中の例外というのか、しかも、現在とん税とか特別とん税とかあるいはまた地方道路税というのがありますけれども、厳密な意味における目的税ではない、特に特別とん税についてはほぼこういう見解になっておるわけです。地方道路税法については、これは揮発油税のころからの長い歴史がありまして、そういう歴史の中で移行したという歴史を考えると、本格的な目的税をつくったというのはいま度が初めてといつていいわけですよ。

ちなみに、いまお疑いなら、私はそのとおり読んでいい。これは三十九年十二月の答申なんですから、わが国においては受益者負担による目的税として前記の条件を満たすことのできるものは——前記の条件というものは、目的税とは費途が特定されたサービスの受益と目的税の負担者ととの間にまさなる確な対応關係、これがなければならぬ。これに適應するものは道路整備財源としての目的税に限られるものと考え、こううたつて

おるのですよ。そこまで思い切った答申を出しておるのに、しかも何らの相談も受けずに出る。かりに緊急性があるとはいいながら、これはちょっと待てということも税調としては言えるはずなんですけれども、どうでしょう、こういう点は。

○友末参考人 重ねての御質問でございします。お説のとおり、電源開発を促進いたしまする財源調達の方法といたしましては、種々考えられると思ひます。あるいは一般財源をもつて補助金のかっこうで交付するという行き方、あるいは現在地方税でございします電気税、これを一部国のほうで吸い上げて地元へ交付する行き方もございします。また、ここに今回出ましたところの国策として国税として促進税を創設し、特別会計としてこれを地方に交付するという行き方、いろいろあると思ひます。あるいは種々利害得失を比較検討いたしますと、やはり電源の開発を促進してエネルギー資源を確保する、これはわが国の経済の關係からいって緊急な問題である。これを實施いたすための一つの手段として財源を地方に交付する場合におきましては、やはり既設のものではございしませんで新設のものにだけこれを交付するといふ場合におきましては、地方税よりも国税として、国策としてこれを創設することがより適當ではなからうか、かように考えるのでございします。

特に、おっしゃったように、かような種類の目的税はございしません。さような意味から申し上げまして、税制調査会というものがあつたのですから、相当權威のあるものだと思つておりますが、これに一度の相談もなく、諮問もしないで、時間がかつたからというので、ほかかぶりをすといふことは、私はきわめて遺憾しくである。かようなことは今後絶対に先例とすべきでない。特に新税、特に目的税等の重要な案件でございします。これは一問題になるのはなからうか。主税局長さんかなり肝っ玉が強い人でありまして

が、上がった下がりたりしておるんじゃないか、かように感じておるものでございします。

○塚田委員 いま、事後の処理になりますけれども、重大な決意をいただいたわけですから、局長、そのときでなくて、いまおそく上がった下がりたりしておると思ひますよ、この人は次に何かえらい人になるらしいのですから。たいへんな事態になると思ひます。そこで、非常に遺憾だ、けしからぬ、これは私はそのとおりだと思ひますけれども、これから以後あつてはいけないということですね。

それで、先ほどの友末さんの考え方に反論するわけじやありませんが、国策であり、非常に緊急を要するものだ、こういう発言がありましたね。つまり、国の政治の要請、端的にいうと、税調はその政治の要請の中に押しつぶされたといふわけですが、政治的な配慮が税調を飛び越えていたわけですよ。税調の存在というのは、そういう政治的な意図なり配慮なりが飛び越えていくことに歯どめをかけるという存在であるはずなんです。かつて政治的な目的で新税を創設したり、税率をきめたり、こういうことをしてはいかぬという、いわば税の公正、負担の公正の番人のはずなんです。だから、これから諸問題をいろいろ審議していく場合に、そういう政治的な配慮がある場合には、これはやむを得ないじゃないか、国策じやないか、こういう考え方が根本にある限り、もう税調というものは存在の意味がないということになつてしまふのじやないか。たいへん参考人に対しては言いつらいことばですけれども、こういう意見を一応言つて、あと答弁はいいです。

次に、芳川さんにお尋ねいたしますが、現地ではそのういうわきの中で反対運動が非常に盛ん上がつておる。残念ながら柏崎市をはじめとして刈羽等で議会が誘致決定をした。聞くところによると、芳川さんも議会で議席を持つておられる方だと聞いておりますので、一体そのときどの程度、一番住民の心配しておる安全性あるいは環境問題について責任者が説明し、あるいは議事が参考人

が、上がった下がりたりしておるんじゃないか、かように感じておるものでございします。

を呼ぶなりして、柏崎市なら柏崎市なりの意見を
まとめていったか、一体どんな状態であったかと
いうことについて、お知りであれば思い起こして
いただきたい。

○芳川参考人 お答えいたします。

この種の地域開発という銘を打たれて地域に入ってくる企業に対しては、いつでもどこでも議員発案による誘致決議ということがまず行なわれなくてはなりません。これはたいへんなことで、特に原子力発電所のような大がかりな問題につきましては、これは市の当局が、自治体の長が、地域住民に責任を持つという形で、部課長を駆使してあらゆる調査研究をして、万端まかり間違ひなしということと責任ある提案をして、それを議会が決議するということが本来のあり方だと私は思うのですけれども、残念ながらわが柏崎市にもそういうことが行なわれました。

たまたま四十二年秋に、日本工業新聞に東電の木川田社長談ということで、新潟県柏崎市は原子力発電所を誘致したいといっているから、それなから設置してもいいという談話が出ました。それが、議会で問題になり、市長は、全然知りません、私は会ったこともありませんということでありました。しかし、それが安全でありしかも地域開発になるならそれはいいじゃないか、そういう市長の答弁を得て、今度は議員の発案という形で調査研究委員会をつくろう、こういうことがそそぐと行なわれた。これは一地方議会の議員が特別委員会をつくって調査研究するなどといましても、十分な調査ができるわけではありません。また、真に調査をしようとするれば、それでもできます、それは議会の特別委員会ですから、市の部課長等の協力を得ていろいろなことはできるわけですけれども、そういうことはなるべくさせない、しないという形の中で、研究委員会が行なわれました。それは何をやるかといえは、一体どういうことを研究していいのかわからぬわけです。一カ月、二カ月と空転いたしました、それでもどうにか一年間の研究委員会の中で何をやったかというと、

當時は昭和四十三年当時でありますけれども、東海村の原子力発電所、十六万五千キロワットです。か、これがただ一基動いてた。あと福島と敦賀の原子力発電所が建設中、美浜が建設中、この動いているただ一基のところを見てくる、あるいは建設中のところを見てくる、こういうことがまず第一。第二といたしましては、反対でだめになつたところの事情を聞いてくる、これは旅費をもたつて行かれますから、即座にささつと行つてきましたけれども。あと三点として、これは委員会の中で、それでもみんながかなり真剣になつて、ない知恵をしぼつて考えた。それはどうも反対の意見を持っている学者もあられるようだ、もしそれが真実とすれば、たいへんなことになるから、われわれは原発の基本的なことは何にもわからぬのだから、ひとつそういう学者にも来てもらおう、それから安全だと言う学者にも来てもらおう、賛否両論の学者を柏崎の議会が呼んで、議員も勉強をすれば、大方の市民の皆さんからもいろいろ疑義があつたら聞いて、そうして住民と議会と一体となつていろいろ学者の意見を聞く、あるいはその他政府の意見を聞くとか、いろいろそういうことをきめたわけです。

ところが、第一、第二はそそくさとやりましたけれども、安全性を確かめる上に、原子力発電所に限っては見てきて安全だということがわかったなどと言うことほど非科学的なことはないわけでありますが、そういうことはそそくさとやって、一番肝心な第三の、賛否の先生方に来ていただきまして、住民と議会がともに慎重に研究していくというような態度はとうとうとらない。大体一年ぐらい時期が過ぎたからということ、ある日突然研究委員会が開かれて、安全でありしかも地域開発になるという文案がどなたかによってきれいに刷られて、突然それが配られて、そうして委員会みみずからきめたことが行なわれない中で、強硬に研究委員会の結論を出した。研究委員会が結論を出しますと、本会議において、研究委員会がそういう結論を出したのだからこれは誘致しようじやない

いかという事で、誘致決議を強行する。全く地域住民は知らないときにきめてしまった。

先ほども申し上げましたように、炉型もわからない。当時は賛否いずれの議員も、まあ敦賀、福島が三十数万キロワットだから、柏崎はそれから少し科学が進歩したという話なので、五十万キロワット一基ぐらいだろうというふうにしか考えていなかった。そういういまから考えますと全く不勉強きわまりない、それはまた無理のない話でありましたけれども、そういう状況の中で決議をした。その決議が唯一の地元の了解だなどということとで強行されるということは、これは私は非常に困ったことだと思います。

○塚田委員　これは芳川君、意見は要らぬですが、先ほどから百万キロワットアワーが何基ということになっていますね。おそらく地元では一基百万ということが常識になっていると思うのですよ。ところが、それさえ通産あるいは科学技術庁のわれわれに出した資料は、まるつきり違うのです。これは百万ですすよ。そうなると、あなたの議会で要求されてきた資料、現地あたりで何と説明しておるか、私もよくわかりませんが、もう基本的なこととでさえまるつきりうそを言っているが、一百万が百万ですから少しは低いすわな。こういうことを吹聴しながらやつておる。このことをひとつ理解してもらいたい。誘致を議決したということでしょう。もう確度の高い地点として設定されておるといふことなので、これから柏崎については、もつともつと十分に東電当局あるいは政府との折衝を重ねていかなければならない問題も多いと私は私どもは思います。時間もありませんので、それだけにしたいと思います。

次は、稲葉先生に伺います。私も北海道に長い間おりますが、おそらく稲葉さんは、北海道では石炭の問題とまっ裸になって取り組んだ最高の人だろうと思います。あなたの言うとおりやっていたら、いまごろ原子力とか、油が高くてどうにもならないとか、こまでは来なくて済んだかもしれない。まあそういうことなんです、実は稲葉私

案というのが公に発表されて、あなたもそれに對してふえんするようなことをあちらこちらの雑誌等に発表もしております。經濟性を考えない電力というのはまず実現不可能だということを前提にして出発しておるように、私は私案を読み取りました。

実はきょうの新聞で通産大臣は、料金を上げましたが、それに対する見解として、これからは原子力を主に置くんだ—あなたの計算と同じように大体一キロ四円ぐらいですね。ところが、十ドル石油になると七円、八円になっていく、だからということで、原子力をやるんだ、こういう発言をしております。

しかし、あなたは他の場所で、こういうことを進める上においては、先ほどから議論になっていた安全性あるいは環境の問題をあとにするなどということではだめなんだと言っている。「エコノミスト」の「この人と一時間」ですから強力な発言をしております。せめて最低限、再処理問題と廃棄物問題とをきちんと政府がきめるのでなければ、原子力委員会なんかいいほうがいいんだ。私も原子力委員会はやめます。まあこれはそのときの勢いだろうと思えますけれども、こうおっしゃっている。私はその勢いを貫いてもらいたい。つまり、何ものよりも安全あるいは環境、しかもこれは政府が責任をもってやるという体制でなければだめだ、こう言うのですよ。おっしゃるとおり、日本の原子力についての各種の研究機関は、他の国、アメリカ、ドイツ、イギリスその他に比べてた非常に低いし、予算なんか、まるで顕微鏡で見なければ見えないような予算がついておる。特に、現在建設中の軽水炉の予算なんかはことしになって初めてついた、そういう情勢ですよ。

それで、電力をどうするかという御意見はわかりますけれども、その前に、政府が責任をもってやるべきだという、この意見に私は賛成します。にもかかわらず、先ほどからお話のあったとおり、第一にやらなければならぬ問題を全然ネグっていいいますか、わずかの予算でしかやらない。しか

も、第一の地元機業についても特別税を設置する、これは本末転倒もはなはだしいんじゃないかと私は思うのですよ。これは稲葉さん、失礼ですが、交付された金で何をやるかというところ、保育所をつくる、診療所をつくる、公民館をつくる、体育館をつくるのです。これでは住民をばかにするのものはなはだしいじゃないですか。こういうこそ、なにかをこの目的税でやろうというのですよ。こういうことについて稲葉さんはどう考えられるか、御意見を承りたい。

○稲葉参考人 まず初めの点でございますけれども、私は、やはり今後原子力を推進していくという事は必要だと思えます。しかし、はっきり申せば、経済性だけで推進していくという事は、いまの社会では成り立たない。私に言わせると、経済性に対する評価が昭和二十年代と三十年代と四十年代とは違っているわけです。つまり、昭和四十年代については、日本はもう多面的な社会に入つたんですから、やはりもっと社会が進んでいくためには、いろいろな多面的な配慮をしなければならなりません。環境の問題とか社会福祉の問題とか、そういうことをしていかなければならぬ。しかし、一般の見方、考え方と私が違うとするならば、経済性を考慮しながらそういう問題をいかに配慮していくかということが大切であつて、経済性を無視してそういうことをやりますと、社会といふものがあるいは経済といふものが成り立たなくて、マイナスになつていく。だから、問題は、それらをいかに調整していくかということと技術的その他において検討していくかということにあるのではないかと私は思います。

そのような角度で、はなはだ遺憾でございますけれども、私が提示をいたしましたのは、先ほど申したように、現状で進んだ場合はエネルギーはどのくらいになるか、過去の最低限で、予想のようにあるいはそれに近づけるかといったようなパターンではどういう形になるか、第三に、それらの点を考慮し、社会や環境の問題を考えながら最

低限六%の実質成長くらいを、エネルギーの効率的な使用を前提にして昭和六十年までやっていくためにはどのくらいのエネルギーが必要か、そのエネルギーの中心はどういうことになるか、こういうことをこれから御議論を賜りたい資料として提供させていただいたわけであります。

私は、そういったような観点に立つて政府が、また各国民を代表される政党が、エネルギー政策をどうしていくんだ、こういう総合調整の案を示しになり、ひとつ国民に責任のある回答をしていただきたいということをお願いしたいのでございまして、先生の御質問に対してまずお答えを申し上げたい点は、安全性ということについては、私は別に日本が国際的に劣つた安全性というものをやっているとは思いません。しかし、日本は原爆の一番初めの被害国である。私は原爆と原子力発電というのは根本的に相当違うものだと思いますけれども、ともかくそういうことをもつと技術的その他いろいろな面において国民にも知っていただく。いろいろな面におきますことに對して、いま柏崎の反対同盟の代表がおっしゃつたようなことにつきましても、可及的に政府や公共団体でやっていくとか、あるいは安全研究を進めるためのこれからのあり方をやっていく。そういうことと並行して、全体のエネルギー、また最小限の電力、そしてその中における原子力の位置づけといふもののコンセンサスを獲得していきたいというところをお願いすると同時に、実は衆議院の科学技術特別委員会に私が御報告に参りましたときに、次のような御質問が来ました。

ともかく、原子力発電についてはまだ安全性が保障されていない、だから、安全性が保障されれば六千万キロワット、七千万キロワットでもけっこうだけれども、それができるまでの間はストップをしようというところを言うのが、あなたの立場であるべきじゃないかという御質問が来ました。私は、それが成り立つ条件は、ゼロ成長といふものを国民みんながまんするのだということであれば成り立ちます。しかし、やはり一年一年

賃金も上がつていかなければいかぬ、生活水準も上がつていかなければいかぬ、それに対する経済をまかなつていかなければならぬとしますと、おそらく私はゼロ成長ではなかなかかまさんができないと思います。ゼロ成長でなければ、ある程度、ほかの要件もございするけれども、エネルギーは充実をしないかぬばならぬ。電気は充実をしないかぬばならぬ。しかも、原子力と並行して石油に対する地域住民のレジスタンスも非常に大きい。先ほど申したように、石油が三分の二の電力をいま供給しているわけです。石油と原子力でこれからの電力をやつていくというのが世界のパターンであり、日本のパターンであつたといつたした場合、それならひとつ石油のほうなら認めてあげ、高くなつてもそれでいいじゃないか、そういうもつとはつきりした御発言を私は期待をいたしたいと思ひます。

石油も発電はいけません。原子力発電もいけません。しかし、過去において少なくとも一年間、電灯は一三%ずつ消費が伸びております。都市のガスは一三%ずつ伸びております。LPGに至りましては、ひところは三〇%ふえておつたのが、ごく最近ではまだそれでも一八、九%ふえておる。それじゃ、そのほうのエネルギーに産業用のエネルギーを回せばいいじゃないかといわれますけれども、回せば今度は経済全体がむずかしい事態になり、インフレとか国際収支不安に直面をしていく。そのようなことを考えますと、私の感じでは、これは経済の立場からあまりにきつこつしやるというふうには思われまうけれども、やはり経済性を配慮しながらほかの要件を入れますと、この程度のことは最小限コンセンサスとして認めていただいて、そして今度はみんなが納得するような形で原子力とか石油発電を最小限進めていく。電気だけは伸ばしておいて、自分の住んでいるところには発電所は建てなというところは、どうしてもこれは将来は成り立ちません。

○塚田委員 わかりました。稲葉さん、いまゼロ成長であればかまわぬけれども、がまんできないだろうと言われましたが、国際的な経済理論として、この際ゼロ成長ということをとらなければならぬんじゃないかという有力な学者も相当あることは、あなたも御存じだろうと思ひます。だから、ゼロ成長というのは、とんでもない架空の議論じゃなくて、いま世界的にこういう情勢になつてきて、成長を追つかけるという事態はもうとめようじゃないか。これは長い人類の生存というものをかけていま議論されておるといふことは、あなたも御存じだろうと思ひます。いまそれじゃ日本の経済をここでゼロにせい、私はこうは言ひません。

ただ、参考人の意見に反論するのはたいへん申しわけないのでけれども、あなたは適当な経済成長、したがって電力が現実に要る、並行しながら研究あるいは安全性、こう言つていますけれども、ほかの問題とこれは違ふと思ひます。私は、徹底的に安全性が先行されなければならぬ種類の開発だ、こう考えるわけですよ。この辺はまあ意見の違いかもしれませんが、しかし、そのためにそんなにいつまでも、どこまでもいつたら安全かといふことになると百年河清を待つじやないかと、おそらく稲葉さんは反論したいところでしょう。私もそこまでは言ひません。ただ、もつともつと、こんな目的税で市町村に金をばらまいて、公民館、幼稚園を建てて、そして誘致反対運動に水をかけるというんじやなくて、どうしても必要ならば、政府の予算の中で、政府の施策の中できちんと位置づけるべきだ、安全対策については、これが当然稲葉さんの意見としてあつていいはずだ、こう私は思ひますが、これはまあ反論になりましてたいへん失礼になりますから、これでやめたいと思ひます。

その次に、牛山さんにお尋ねしたいと思ひますが、まあ私は、おむね牛山さんの意見に賛成なんです。そういう中で、いま牛山さんの御意見の中で、とにかくこの法律は、住民の反対を切りくずすといふことを端的に使ひましたね。そして誘致決議を促進させる、私はこう思ひます。

れども、牛山さん、どうでしょう。こういう法律をつくる。これからおそく財源も、いま平年度三百三億、その次が三百五十億、その次が四百億、だんだんこれは多くなっているでしょう。少なくとも安全の問題を取り上げましたが、とにかく市町村は決議する、住民はある程度賛成する、もう反対を起さぬということになると、風吹きやおけ屋がもうかるの議論になりますけれども、そのこと自体が、日本の安全に対する研究、こういったものを決定的におくらせる、こういう重大な結果もまた一つあるのではない。

先ほどあなたの指摘した自治体破壊といいますが、いままでおそく刈羽村なんかは、まあ日本でいえば平和な村の模範であつたと思うのです。そういうところに原発を持ていく、それは計画ですから、まあそういうふうな立てたんでしよう。だけれども、こういう金でそれを鎮圧するとか何とかということになると、その自治体住民の和といいますが、これをがたがたにしてしまふ。しかも、それは刈羽だけではなくて、周辺の周辺などという文句も使つておるのですから、日本国じゅうの自治体、国民の融和というか、これも私は大ききいえばがたがたにしてしまふんじゃないか、こう思うのです。そういう点について牛山さんはどういってお考えか、あわせてひとつ御意見を賜りたいと思います。

○牛山参事 政府の三つの法案に対して、基本的な考え方というのは二つある。一つは、公害あるいは原子炉の安全性等が電源立地に混乱を引き起こしているということ、それから地域計画に對するメリットがないという二つの点ですが、そのあとの点をのり切り離して考えるという立場は、前の問題についての根本的な対策を遅延させるといふことを先ほど申し上げたわけですが、その中の一つの内容として、やはり研究等の側面におきまして、やはり決定的な立ちおくれを引き起こすであらうということはあるわけであ

て、住民運動が安全性の問題にしろあるいは環境破壊の問題にしろどういう役割りを果たしてきたかといふと、これは裁判所の理論の発展の上でも、行政の一定限度の前進の上でも、それから立法の促進の上でも、決定的な大きな役割りを果たしてきたわけでありまして、やはり住民運動を抜きにして公害対策を考えるという考え方は、過去の歴史的な経験に照らして見ると、決定的な誤りであると考えられます。

○塚田委員 さらに芳川さんに、先ほど百万キロワットアワーというのはインチキだということを私は言ったのですが、これは百万キロワットというのを正確なもので、そういうインチキを、だれがどう調べて言ったのか流布されておる。と同時に、私の聞いたところによりますと、おそらく責任者でしよう、これに伴つた再処理工場はつくらないのだということも明言しているように私は聞いておるのですけれども、その点はどうかでしようか。

○芳川参事 再処理工場につきましては、私ははしばらく原子力発電所の安全性について市当局並びに県当局と論争を戦わせた、その段階で、私たちは少なくともその論争においても勝つたと思ひます。

そこで、その時点で一体再処理工場はどうなるのか。これだけ集中化してつくる、これはわが新潟県では柏崎だけではなくて、また三十数キロ離れた巻町に東北電力が、いま四百万キロワットといわれているのですけれども、それはまだまだ大規模になるやもわかりませんが、そういうものをつくりたいという。そういうことを考えますと、これは輸送の危険とかいろいろのことを考えますと、昨年、たしかアメリカの議会でそういう話があつたと思ふのですが、どうも日本のほうではアメリカまたはイギリスに再処理を頼む、こういうことを言つておるが、一体事実かという話があつたのです。それで、アメリカではそういう約束は絶対していません、そういうことはしませんといふことがあつて、それを考慮されたのか、ちよつと話はすれまふけれども、福島公聴会の結果につい

ての皆さんのまとめられたものには、イギリスで再処理をするようなことがちよつと書いてあります。

そういう再処理ということは、使用済み燃料の輸送にも非常に危険があるわけですから、そうしますと、八百万キロワット、一千万キロワット、それから巻町に四百万キロワット、あるいはまたこれは一千万キロワットになるやもわかりませんが、そのように大量にそこで使用済み燃料が発生すれば、これはおそくその近くで再処理せざるを得ないだろう。また、柏崎でできた使用済み燃料を他県が引き受けるはずがないわけでありまして、柏崎市長は、私は絶対再処理工場には反対であります、こういうことであつた。

ところが、最近になってこれが変わつてまいりまして、柏崎市に再処理工場をつくるということに反対であります、私は自治体の長ですから、それ以上のことは言いません、こういうことであつた。だんだんそういう点がすりかわつていく。これは私は、ここに原子力委員会の方もおいでですが、生田さんもおいでですけれども、この各地でできる使用済み燃料、これは一体どうするのですか。そういうことを何にも解決しないので、そしてこういうことをどんどん押していく。稲葉先生は経済成長ばかり考えていますが、そこに人間の存在というものを全然お考えになつておられないように思ふけれども、いまこそ私たちはもう少し原点に返つて考えてみなければならぬと思ふのです。

昨年でしたか、私は何度かテレビで聞いたのですが、東大の竹内均教授ですか、この人は何も原子力発電所に反対だとかなんといふお考えの方ではないのですけれども、世界の単位面積当たりの平均エネルギー消費量を一といはしますと、日本は七十幾つだといふのです。他の先進諸国は二十幾つとかせいせい三十ぐらゐ、ものすごくアンバランス、日本がものすごくエネルギーをむだづかいしている。竹内先生の言わんとするのは、そうだと氣象に異常を来たしたいへんなことに

なる、それを私は警告しているけれども、その警告をみんなが真剣になつて聞いてくれないところが問題だといふ論旨なんですけれども、そのようにエネルギーをむだに使つてゐる。石油がないとかなんといひますけれども、ウランだつて日本に何にもない。石油の価格だつてウランの価格だつて、みんな政治価格じゃありませんか。いつ何ときウランのほうが高くなるかもわかりません。ウランが入つてこないかもわかりません。非常に深刻な問題だと私は思ふ。これは資源が足りない、石油が足りないというが、石油がないだけじゃない。みんないまのように経済成長を進めていきますならば、あらゆる資源が二十年内に枯渇してしまふやうありませんか。

ですから、私たちは、こういう重大な時期には原点に返つて、産業構造をどうするか、エネルギーをむだづかいしないためにはどうするかといふことから、そして、しかも私たちは原子力発電所の開発を絶対反対だと言つていないです。何でもかんでも反対だとは言つていない。地域エゴで言つてゐるのじゃありません。ほんとうに自主的な開発をやつていかなければならない。あらゆるものがそうですけれども、そうでなければとんでもない間違いを起して、間違いを起したときに、石炭がだめだから今度は石油だ、石油は今度は高くなつたから原子力だ、そういうことは私は重大な誤りをおかす、こう思ふ。いまこそ私たちは、真剣になつて考えなければいけない。私たちは地域エゴで反対しているのじゃないのです。初めはいささか地域エゴの点もあつたかわかりませんが、原発反対の戦いは、これは人類を放射能汚染から守る正義の戦いだと思います。

○塚田委員 いろいろ原子力発電についての御意見を承りましたが、実はこの法律は、原子力だけではなくて、火力についても水力についてもそうですが、もともとこれは火力と原子力、これがねらいなんです。水力はあとでいふといふので、つけ足しといひますか、さしみのつまなんです、前の旧法がそうですから。

そこで、牛山さんにお伺いしたいのですが、これは原子力も同じですけれども、いま稲葉先生からもう日本はそんなに諸外国と劣らない基準その他が設定をされておられるというお話がありました。確かに私も見ると、基準は設定されていると思います。ところが、実際そこまで達するには相当の猶予期間があるとか、それから漁民がいま一番反対していますね、原子力開発に。何かといったら温排水です。なりわいの道が断たれるということなんです。魚がどうなるかということなんです。温排水についての基準はどうなっておるか、牛山先生御存じでしょうか。

○牛山参考人 基準はいまないのでないでしようか。

○塚田委員 いま言われたとおり、日本にはないので。先ほど基準は世界で冠たるものだと言いますけれども、いま一番関心が持たれておる温排水、アメリカあたりはわりと内陸発電をやりますから、川についての基準はすぐ出てくるわけなんです。だが、日本のようなこういう揚げ地あるいは港でやると、当然温排水による魚族とかそういうものの被害を考えなければならぬ。漁民の生活の問題なんです。どんなにいつたつて、その温排水基準がいまだにないので。現在ないので、なおかつやるといいますから、こんなむちゃな話はないと思う。それをこの税金でごまかして、こう、こう私考えるのですけれども、最後にひとつ牛山先生の御意見を聞きたいと思います。

○牛山参考人 全くそのとおりの御指摘が正しいだろうと思えます。さっき火力についても一言申し上げましたけれども、温排水以外の火力発電所設置に伴う大気汚染の問題についても、やはり現在の対処のしかたはきわめて不十分であると思います。そういうことで、大気汚染の問題につきましても、達成すべき目標の環境基準より以上に、汚染されている地域が今後汚染されようとしていくわけですから、目標を設定して、最初からそれをやはり達成するように施策をやっていくべきだろうと思えます。従来、汚染させませんと言

ながら、結局は過去の苦い経験をまた繰り返して、あとから改善の施策をしていく、そのためにまた費用もかかってくるわけですから、そういう姿勢が現在も続いている限り、やはりこういった法案の考え方に對しては重大な疑問を抱かざるを得ない、それが私の意見です。

○塚田委員 どうも長い間、失礼なことを申し上げまして恐縮でした。

○安倍委員長 増本一彦君。

○増本委員 共産党・革新共同の増本でございます。先に友末参考人にお伺いしたいのですが、先ほどの御意見でも、三十九年の税調の答申の中で目的税の問題については十分検討をなされた、しかも、その目的税については、やはり基本的にはこれは好ましくないものであるけれども、採用にあたってはケース・バイ・ケースというお話もありました。

そこで、税調としてのこういう目的税創設の可否の基準は一体何なのか。特に、目的税については政策目的に見合う財源の問題でありますから、当然政府の政策目的についての判断も含まなければならぬというように思われるわけですね。こういう点についてもどうお考えなのか、税調としての目的税についてのものさしをまず明らかにしたいださうと思っております。

○友末参考人 増本さんから、目的税についての可否の基準という御質問でございます。お説のとおり、三十九年以来、税調におきましては、この目的税の問題について相当突っ込んだ議論をいたしました。その結果、先ほど申し上げましたように、一般論といたしましては好ましくない、負担の問題あるいは財政硬直化をますます促進するといふ二つの点から、一般論としては好ましくないという基準が出ております。それで判断をいたしております。

ただし、絶対にいけないという程度のものでございせん。若干財政硬直化あるいは負担の均衡という問題はあつたとしても、特定な政

策目的、これを緊急に実施する必要があるという特別な政策実行のためには、好ましくないけれども、ケース・バイ・ケースとしてこれを認めていく、すなわち例外的にこれを取り扱っていくという原則が示されております。この線に沿うていままでも目的税の創設につきましては審議もいたし、答申もいたしてきており、さらに今後、公害防止税等につきましても検討も続けていくというふうな答申に相なっております。さやうなことでございまして、政策目的を全然考えないでこれを創設していくというふうなことはございせん。特定な政策目的の検討につきましても十分いたし、その上で財政の硬直化あるいはまた負担の公平の問題、これらも総合的に比較検討いたしまして、特別に例外的にやむを得ないというものを認めていくという方向にあることを御了承いただきたいと思います。

○増本委員 ですから、私が伺っているのは、原則として正しくない、ただし例外がある、その例外に当てはまる場合のものさしが何かという問題で、一つは政策目的の妥当性という問題があると思つたわけですね。それから先ほど、受益者負担的な性質を帯びるような場合、これは負担の均衡からはみ出る部分があるから、これについては検討の対象になるかのようなお話もあつたわけですね。そういうことで考えますと、一般的に正しくないという前提があつて、では例外として認めるという場合、この端どめになるところが何かということが、もう一つ税調の審議の中で私はまだ明らかになっていないような感じがしておりますので、その点についてはどうお考えなのか、そこだけ簡単にひとつ答えてください。

○友末参考人 道路財源のように受益とそれから負担、これが結びつくものは最小限度例外的にこれを認めていく。これが結びつかない特定の政策等につきましては、これを排除していくという方向で進んでおることを御了承いただきたいと思います。

○増本委員 そうしますと、今回のこの電源開発促進税ですが、これについてはいまお話しになったものさしで見て、これはいかがなですか。受益と負担との関係といひましても、かなり広範な人たちの受益、しかもその電力によって受ける利益に均等性はないわけですね。家庭用の電灯で利益を受ける場合もあるし、産業用の電力、しかもその中でも大口の場合もあるし、また大口電力の中でもそのすぐ電力を食う産業がある、そういうところから、この電源開発促進税というのは、いまお話しになったものさしから見てもどうかという、この点についての御所見はいかがですか。

○友末参考人 電源開発促進は、申すまでもなく、一つの国の特定政策といたしまして、緊急に措置しなければならぬという事態にあることは御承知のとおりでございますが、次に、受益と負担の関係です。受益につきましても広く解釈いたしていただきますと、一般消費者まで進んでまいらると思つたわけでございますが、直接的に受益いたしますのは電気事業者でございます。したがって、電気事業者が受ける受益に對して特定の負担をかける、この辺で受益と負担の関係を引かざるを得ないんじゃないか。まだそこで税調でこの問題を突き進んで議論したわけではございませんが、個人の気持ちとしてはさやうに感じておるわけでございます。

○増本委員 先ほど、税調を通さずに新税がこうして出てくるのはきわめて遺憾であるというお話がありました。そして、いろいろ検討もされていなし、目的税といふのはごくごくの例外であるというお話もあつた。そこで、いま国会で審議中であるけれども、税調独自の立場からすると、政府に對して、それを既成事実として承認するのはなくて、やはり税調に一本戻して審議をした上で十分にやれというふうな、そこまでの強い態度で臨まれるお考えはないのですか。

○友末参考人 実は御承知のように、制度上税制調査会は諮問機関でございます。したがって、これに諮問をかけるかどうかの決定権を有するの

は、政府自体でございます。一般的には、年度当初から審議を始めまして全般的な答申が行なわれるのでございまして、一応税調の審議の経過を経て答申したものを土台にいたしまして税制改正が行なわれてまいっておりますのが通例でございます。

しかしながら、全然例外的なものを否定することとどうかと考えるのでございます。すなわち、政治は生きものでございまして、時々刻々動いております。一応答申の後に新たな変化が出て、これに政府自体として責任をもって対処しなければならぬということもまああり得ることじやないか。税調はこれまで否定するだけの権威を持った諮問機関ではございません。諮問機関といたしましては相当の機関とは思っておりますが、差し戻しをいたしました、さらにひとつ御諮問を願いたい——總會を開いてみなければわかりません、そういう意見が出るかも知れませんが、個人の意見といたしましては、總會を開けば、事務局から説明といたしますか経過を報告願つて、そうしていろいろ意見が出るとは思いますが、それと、まずこれを差し戻せというまでの意見はおそらく出ないのじやなかろうか。しかりおくと、意見はかなり強いと思ひますけれども、まず報告という程度でございまして、一応政府で最終的にきめたものを、諮問機関である税調そのものがあれこれどうこうするということまでの権限は、どうもどこをさがしてみても与えられておりませんようでございます。

したがいまして、いまとなつては、どうもたいへん遺憾なことでございますが、あとの祭りでございまして、まずしかりおく、政府の姿勢あまり好ましくないというふうなことで、税調總會ではおさまりがつくのじやないかと思ひますが、開いてみませんと何ともこれは私個人が申し上げるわけにはまいらない、かように考えておる次第でございます。

○増本委員 時間がありませんので、それについての私の所見は省略いたします。

稲葉参考人にお伺いしたいのですが、参考人が三月にお出しになった私案を私も拝見させていただきます。その中で強調されている点、経済性の点から原子力発電の促進をお考えになっていることは、私、理解できるところでございます。一キロワット時で換算しても、石油が五円五十銭から六円、石炭が四円五十銭から五円五十銭、水力が十円以上、原子力発電が四円強だ。しかし、この原子力のコストの中で、安全性とか環境保全に要するコストの計算が実はなされていらないのではないかと、そういうふうに思ふのです。参考人のほかの場合の御発言を見ますと、安全性はもちろん当然のこととして重視するんだという御発言がありまして、経済性との調和というところから問題は出発されているように理解できます。

しかし、安全性は、他の委員からも発言がありましたように、人間のいわば生存条件であつて、これが前提でなければならぬ。これを土台にして考えると、決してこの原価計算が単純に四円強というぐあいには、だから低廉であるというところに短絡できないように私は思ひます。いま現実にこの原子力発電の安全性が問題になり、これが立地難の一番大きな問題になり、住民も関心を持ち、そしてきょうもその代表の方がお見えになつていらっしゃる。その点で見ますと、この私案は必ずしも現実の問題に正面からお答えになつていないものではないようにも考えられるのですが、この安全性の問題をどのようにお考えになつておられるのか、それをどのように生かしておやりになろうと思ひます。その点をまずはつきりさせていたいただきたい。

○稲葉参考人 私の提示いたしました私案に對しましては、各方面からいろいろ問題が出てまいりました。現在私自身も再検討させていただいております。そしてその中に、安全性の問題も入つておるわけでございます。ただ、私は先ほども申し上げましたように、ともかく最近五年間については電力は一三%、電力は二二%の伸びでいって、今後については、そういう形で電気の充実にしていこうというところは、世論の關係を考へてむずかしい、

したがって長期的にいへば、せめてその半分ぐらいのエネルギーを確保するということは、ほかの問題に劣らず重要事項ではないか。こういう非常な素朴な要素を出発点として政策決定の一つの参考資料にしたいのだとした上で、さて、御存じのように広義の安全性、つまりその中には環境、公害問題も入つておりますけれども、特にエネルギーの将来の充実にいうことに対しては、それに対処するあり方というものが、最近の条件のもとにおきましては、地域住民の方々に御理解を得られぬことが起こつておるわけでありまして、

ただ、原子力平和利用ということにつきまして、日本、日本の場合、与野党を含めまして、その趣旨には御反対ではございません。したがつて、問題は、私は安全性をいかに国民に示していくかというところが今後の課題だと思ひます。そして先ほど申し上げましたように、過去におきまして、日本の安全とということが国際基準に對しまして著しくおくれであるというふうには考へない。たとえばヨーロッパの各国に對しまして、ソ連に對しまして、おくれであるとは思へない。しかし、諸般の事情を考へますと、日本はもととそういうことについて真剣な態度をとるべきだ。そのようなことから、ひとつ安全研究施設をやつていくとか、あるいは分析の問題についてもっと進めた態度をとつていくとかということをしていかねばならない。

ただ、私の私案は原子力偏重主義だと言われまするけれども、石油危機以後の各国の少なくともエネルギー政策の転換を見ておきますと、どうしてエネルギーが必要だから、ひとつ今後については、電力は原子力重点に移行していこうというところを、ほとんどの世界の各国が進めようとしております。フランスもアメリカもスウェーデンも西ドイツも、ソ連も例外ではないわけでございます。しかし私は、まず、すでに国が決定をし、長期計画として提示をしている六千万キロワットというものに対して、効果的な措置をいかにとるべきか、そしてそのほかのエネルギーについては

これを縮小していく、そして効率的な使用をもつと進めていく、こういう前提でつくつたわけでございます。

したがつて、私は、ここに政府が、先ほど御質問もございましたけれども、安全性に對して十分な配慮を少なくとも昭和五十年以降とつていただくということを祈願しております。またそれに対して、私は技術者ではございませんけれども、そういうことに対してはいろいろな見方、考え方を、この私案と同じようにいろいろな角度から、こういうやり方があるんじゃないか、ああいうやり方があるんじゃないかということを、専門家にいま御相談をしておりますところでございます。

ただ、申し上げたいのは、安全性が立証されるまで、では原子力発電をストップするのか、石油の発電所もやめてしまふのかということになりますと、ここで空白期間ができてしまふ、非常にむずかしい事態というものが日本に出現する。それは先ほど、経済一点張りじやないかと言われまして、けれども、せめていままでの半分ぐらいの生活水準、三分の一ぐらいの生活水準を満たしながらバランスをとつて経済をやつていくことは、何も国民生活無視ではございません、安全性無視ではない、私はこのように感じておる次第でございます。

○増本委員 残りの時間がありませんので、あとはまとめてひとつ所見を伺いたいと思ひます。安全性の問題につきましては、一つは体制的な問題があるというふうに思ふのです。いまのたとえば九電力体制ですね、これではたして炉の安全性の点検というものは実体的にも可能であるかというところ、決してそうでない現実があるわけですね。たとえば、電力会社の買入原子炉というのはアメリカのゼネラル・エレクトリックとかウエスチングハウスというふうなところのもので、この契約の中にすでに秘密を守るといふ条項があつて、炉の全体にわたつての安全性の点検というものはできない。また、ウラン供給契約にしても日

米間の秘密事項になっていて、その全貌については国会にすら明らかにされないという事態もある。

それでひとつ伺いたいのですが、この事態をどのようにお考えになるか、そしてまたこの現状を踏まえた上で安全性確保のための手だては一体何なのか、この点に限りてひとつ稲葉参考人、それから牛山参考人、芳川参考人から、それぞれ御所見を伺いたいと思います。

○稲葉参考人 簡単に答え申し上げたいと思います。

おそらく先生の御主張は、現在の九電力体制では安全性が保障されないんじゃないか、こういうことでございますが、私はむしろ安全性の問題は、体制の問題よりも中身をどういうふうにしていくかというこのほうがどうも必要ではなからうかと思えます。幾ら形を固定いたしましても、必ずしもそれによつて安全性が保障されるかどうかということは、この問題は別だと私は思います。また、若干言い過ぎた発言になりますけれども、むしろ統制化する、国家化するという形になりますと、よけいにこの問題は国民に知らされないという形になっていくのは、どうも従来のなあり方ではなからうかと思えます。

したがって、やはり体制の問題が存在するということとは認めざるを得ない、問題はそれに対してどういうふうな態度を政府がとっていくのか、電力会社がとっていくのか、こういうことが安全性決定の第一義でなければならぬ、このような見方、考え方をしているということを申し上げたいと思います。

○牛山参考人 体制的な問題としての安全性の確保ということは、私たち法律学をやっている立場から見ますと、非常に大きな関心事であります。原子力の問題については、やはり原子力基本法の三原則の考え方を確立するという方向を確認しておく必要があると思います。

従来の公害問題の経験からいたしまして、十分な点検が住民の立場からできるということが必要

になっております。これは幾つかの事例をあげることができるところですが、結論としてそのことを強調しておきたいと思えます。もし点検するということになりますと、当然のことながら点検すべきデータ、資料が公開されなければならぬわけですし、それに基づいて検討した成果を十分反映して行政あるいは企業立地を進めていくということになりますと、これはまさに民主の原則だろうと思えます。そういうことになってまいりますと、いま増本さんの御質問にもありましたように、まさに公開ができない、したがって、具体的に必要

な事実に基づいて意見の形成が阻害されるということになりますと、これはまさに自主の問題とも結びついてくるわけでありまして、そういう三つの原則をやはり姿勢として確立しない限り、今後の原子力行政のあり方についてずっと長く橋根を残すであろうというふうに出てくるわけであり

ます。そのことは、原子力基本法があるから原子力発電所の場合についてだけ強調できるということではありませんが、先ほど申し上げましたように、火力発電所の場合もそうでありまして、従来、火力発電所の設置を進める側におきましては、これは行政機関も含めまして、安全であるということ

を強調してまいりましたけれども、ほんとうに安全であるということについての基礎的なデータを示したことはないのであります。私たちが調査に参りまして、そういう基礎的なデータについて見せてほしいということを言いましたも、まだ十分目に触れることができない、そういう状況にあるわけであり

ます。○芳川参考人 いま牛山先生が言われたとおりであります。また、質問の要旨に私は全く同感であります。先ほどちょっと体制の問題も申しましたけれども、私たちが原発に反対しているのは、原発にメリットがないとか、あるいは安全性が保たれていないとかいうようなことを並列して申し上げているわけではなくて、メリットの問題なんか全然問題にしていないのです。問題は安全性で

あります。その安全性にとつて最も大切なことは、やはり体制の問題だろうと私は思う。

それは、先ほど牛山先生も言われましたように、自主、民主、公開という三つの原則がきちんとわきまえられていなければならない。そしてあらゆるデータ、あらゆる審査の過程、そういうものが国民の前にちゃんと提示されなければならない。全国の学者の皆さんの批判に十分たえ得るものでなければならぬ。一たん事故を起こしたらたいへんなことになるわけですから、したがって、原子力基本法ではそういう三つの原則というものが明定されているのです。その原則を少しでも乱したなら、私はたいへんなことになると思う。

特に、地震の多い、人口過密な日本の国において、技術もすべて借りものでやっているなんて、日本は先進国、他のイギリスやヨーロッパ諸国に負けないというふうには稲葉先生は言われましたけれども、そんなことはないですよ。そういう点においては全く負けておるのです。たいへんなことだと思ふのです。しかも、稲葉先生は原子力委員であられるのではないですか。先ほどのお話を、そういうものは政府がやるのかのごく言われておるけれども、直接的な責任は原子力委員会にある。稲葉先生をわざわざ言うわけではありませんが、全般的に原子力委員会の方々が、国民に対する責任の自覚がないということはいへんなことだと思ふのです。そして、そういう人が原子力発電所の建設も推進する、また安全審査もやる、そんな国はどこにありますか。そんな国はどこにもありません。そんなのはいますぐにでも直せることなんです。そういう正当な要求にこたえることをしないということはいへんなことなんです。

一昨年、日本学術会議の原子力問題特別委員会と原子核特別委員会等三委員会が、これは今後たいへんなことになってきたということでシンポジウムを開いた。われわれ住民にも呼びかけがありまして、若干私はおじゃまをいたしました。その中で原子炉安全審査会の委員長の内田先生に、私、

いろいろ御質問申し上げました。まず、先生は学者として出ておられるわけだけれども、自主、民主、公開というこの三原則はきちんと成り立っていますか、学者の良心に照らしていま学術会議のこの席ではっきり明言してください、そうでなければ私たちは安全性について信用できません、そのことの答弁をお願いしますと。それから、田島原子力委員にもそのことをお願いいたしました。私は三度発言権を得て、三度もそのことを聞いたいたしましたけれども、内田先生も田島先生も、そのことについては答えようとされないわけ

です。それから、内田先生に對しましてはいろいろお尋ねをいたしました。放射能が漏れていろいろ被害を起こすというような工学的な問題について、しかも、それらは国で定められた法律上の基準がいろいろあるが、そういう基準に照らし合わせてどうなのかという質問に對して、審査の責任は負うけれども、環境を含めた全体的な安全性に対する責任は持たない、こう言うのです。私は今度は、田島原子力委員にお聞きしました。内田先生はこういうことを言われております、いまの原子炉安全審査委員はそういう総合的判断はできない、原子力委員がやるんだと言うけれども、一体、原子力委員会にそういう事務局体制がありますかと言った、ありませんと言った。いま大型の百万キロワット以上の原子力発電所の安全審査をするにはまことに至らない体制だ、こう言うのです。では、まず、それをきちんとしてからやってみませんか

かと言ったら、最高の責任者である原子力委員は、それはそうもいえないと言います。こういう話なんです。

私たちはやはりそういう体制ということが一番大切なことだと思ふのです。これは社会党や共産党が反対しているのではなくて、私たちの住民運動に参加しておる人たちは、田中総理とか大野先生とか村山先生に投票してこられた方々が大部分なんです。住民として、自分たちの生命と健康がたいへんなことになる、これは自分たちだけで

なくて、全国民の問題だとして問題にしておるわけ、そういう体制の問題は一刻も早く解決しなければならぬ問題だと思ひます。

○増本委員 どうもいろいろありがとうございしました。

○安倍委員長 友未参考人は、所用により、これにて退席いたしますので御了承を願ひます。

友未参考人には、御多用のところ、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。どうぞお引き取りください。

広沢直樹君。

○広沢委員 時間が非常に短いものですから、簡単に数点お伺い申し上げてみたいと思ひます。

最初に稲葉参考人にお伺いしたいと思ひます。が、われわれは石油危機によってわが国のエネルギー基盤のもろさというものを思い知らされたわけでございます。石油に過大に依存をしてきたという不安、そしてまた代替エネルギー開発促進の必要性、こういうことはいま十分認識されつつあるわけでございます。きのう私は稲葉私案について、三、三お伺いしたものですから、それに関連して、きょうは御本人が御出席でありますので、二、三お伺いしてみたいと思ひます。

まず、こういうような状況の中で代替エネルギーの開発の促進ということが盛んにいわれておるわけですが、原子力委員をされておる稲葉私案によりまして、その方向は、これから二十年ないし三十年は原子力発電、その開発に相当ウェイトを置いていかなければならないということから、今回の私案というものが出されておるやに聞いておるわけでございます。ところが、そういう世論の中で、確かに石油危機、それにかわるべきものは原子力である、その研究をどんどん進めなければならぬ、こういうふうにいわれておるのですけれども、そのわりに世論というものは盛り上がり過ぎてございます。先ほどからもいろいろお話がございましたが、計画が具体的に出来ていくということになりますと、住民の反対運動というものは、より激しくなつておるといふのが現状であります。

状であります。

そこで、その計画を立てて、具体的にどう進めていくかという問題でございますけれども、まずその前に、こういうふうになつていく原因というものを明確に考えていかなければ、それを的確に押えて、その対策というものを立てていかなければ、将来の不安、先ほどの先生のお話ではこのまあいかならば擾乱が起きるのではないかと、うおそれありというところも出てまいりましたわけでございますけれども、そういうような中で反対運動も盛んに起こつて、遅々として計画が進まない。であれば、その計画の必要性を幾らお出しになつたとしても、その原因を明確にし、それに対応する対策というものを先に立てていかなければ、推進できないはずであります。

それで、その私案をおつくりになつた、この私案は単なる私の案ではございますが、各省庁がそれぞれ力を入れ、そしてまた、科学技術庁長官である森山原子力委員長が指示なさつて、それにこたへおつくりになつたことであるし、あるいは科学技術特別委員会におきましてすでに発表なさつた案でございますから、いわばそれが具体的に今後の方向を示唆する案であると考えて間違いないと思ひます。したがつて、最初申し上げましたその原因というものがどこにあるのかというところをどういふふうにお考えになつていらっしゃるか、お示しいただきたいと思ひます。

○稲葉参考人 私、終戦後に招かれて政府に入りまして、日本の経済研究政策とか第一次、第二次の経済復興計画の取りまとめに当たりました。そのときには日本は、昭和二十二年についていへば、七千八百万人の人間をかかえ、しかも国民一人当たりの暮らしは戦前の半分ぐらい、食糧も十分なかった、そういう日本をどのように最低限民主主義をまかなうに足るあり方として考えるかとなりました。当時はおそらく各政党も、やはり経済発展に主力を置かねばならぬということにおきまして、ほぼコンセンサスが一致をした時代でございました。しかし、先ほど申し上げましたように、

だんだん経済が発展をしてまいりますと、経済が国の姿勢を引きずるという割合は低下をしてござるを得ないのではないかと。ほかの教育の問題とか、環境の問題とか、国際関係に対するいろいろなあり方とか、したがつて、ほんとうの社会システムというものは、そういうようなことを考慮してやつていかなければならぬということを、私は昭和四十年以来主張してまいりました。

さらに言わしていただきますと、そのころから私は、もつと低い姿勢で経済が伸びていく、きめた計画以上に大きくなつていくというのがいつてもよいとは限らない、むしろ安定成長的な考え方で日本を引つぱつていくというのがいいのではないかと。もう一つは、皮肉にも昭和四十一年から四十五年、四十六年と非常に経済が発展をいたしました。むしろ十年、十五年でできていた問題が、何十%のウェイトをもつて短い期間に集中してきたというものが、どうも私の認識によればいまの日本の状況ではなからうか。ただ、そういうことを総合的に考えるというところは、私には遺憾ながら力及ばずでございますが、やはり諸般のことを考えて、一体、日本の方向をどうしていくのかということとを各人、また特に国会の皆さま方や政党の皆さま方もひとつお考えになつて、そこでひとつコンセンサスを得るべく議論を合していただかねばならぬ時期が来たのではなからうかという感じもするわけでございます。

先ほどのどうして稲葉私案をつくつたのかというところになりますと、この私案は、先ほど申し上げましたように、いままでは異常な形で伸びてきたけれども、それがこれから伸びにくくなるという条件にどうも日本は来ているのではないかと。これはエネルギーだけの関係ではございません。ほかの面もあると思ひます。したがつて、エネルギーの問題一つ考えてもむずかしい問題がきていふんだ、だから今後の日本の方向を決定するためにも、最小限という転換をしなければならぬかというところを、ひとつ今度は真剣に考えてくださ

い。しかも、問題は去年の暮れから始まつた石油危機だけではござりません。昭和四十五年にOPEC攻勢というのが展開をされました。そして四十年代に入りますと、環境や公害の問題というものが出てきたのであります。したがつて、そういうことも考えながら、最小限、半分か六〇%のスビードをやつていく。

ただ、私の場合は、これから十年間に現在のエネルギーの単位当たりの効率を二〇%上げるといふことを私の考え方の基本にしています。そのことは、やはりいまのような形で自動車をどんどんつくつては走らしていかうか、さらには道路もどんどんつくつていくとか、そういうあり方ではだめだ。また、鉄鋼業もアルミニウムも、エネルギーを使う産業をどんどんしていくということではだめだ。そういうような問題を含めていかに貴重な高くなつたエネルギーを節約をしながら、しかし最小限だけは進めていくか。世界の趨勢は大体過去二十年間におきましては五%ずつエネルギーが増大をしております。五%ずつエネルギーが世界で増大をするということは、十五年間にエネルギーの消費量が倍になるといふことでございます。日本は遺憾ながら六年ぐらゐるいは早いときには五年ぐらゐるでエネルギーの消費が倍以上になり、しかもそのエネルギーを輸入に依存するといふ形でやつてまいりまして、そこに大きな転回とむずかしい問題がきていふということとをひとつ知つていただいて、どういふふうな最小限のエネルギーを充てしなから安全や環境の問題に対処していくのか、この問題も当初の五年はどうしていく、次の十年はどうする、二十年先にはどうするかといったようなことまで、みんなが知恵を出し合つて考えていくといったような時代に來たのではないかと、はなはだ遺憾ではございすけれども、そういうことに対する整理をさせていただきます。そしてその後、政府としても本格的にどうしても対処をしなければならぬということになります。

て、一応舞台は法律によって定められました総合エネルギー調査会です。ついで見通しや政策をやらうというところになりまして、私もお手伝いをいたしておりますが、そういうエネルギー調査会の案が近日出てくると思いますので、それと稲葉私案とを比べていただきます。いまのことにつきましても、もっと多角的な御検討をしていただきたいと思ひます。

○広沢委員 いろいろ御意見を伺いましたのですが、やはり原因というのは、先ほどからもいろいろ議論になっておりまして、いわゆる安全性の問題ということが、一番やはり問題じゃないかと私は思ふわけですが、きょうは具体的な問題を質問している時間でございますので、次にお伺いしていただきたいことは、きのうもちよつと議論に出たのですけれども、確かにその計画を進めなければならぬ、そうしなければ、将来混乱が起きてくるおそれがあるんだという一つの危機感の中から、将来あるべきエネルギーの方向としては原子力、それで、その原子力の供給はこゝまでどうあるべきか。これは単に稲葉参考人だけの問題じゃなくて、これはもうひとしくみな考えなければならぬ問題であります。

しかしながら、それが進まない原因が確かならずに、ただ需要だけがどうしてもそうなんだというところで、それに見合う体制に持っていかなければならないというところで進んでいきますと、旧来のパターンと同じになつてしまふわけですね。いままではどちらかというと産業優先、特に産業基盤を拡充して経済の拡大をしなればならぬというところで、高度経済成長政策をとつてまいりました。その一つの大きな動力になったのが石油ですね。ところが、気がついてみると、確かに経済は成長し、産業も発展したけれども、その石油による公害が出てきたということが、現在の世の中で一番問題になつてゐる。国民としてはそういう安全に対する心配というものがあつたために、現在これからやろうとしている開発についても、非常に危険性と疑義を持つてゐるわけです。

ですから、その点が解明されないと、私は何も将来のあるべき姿をはき出すことに反対してゐるわけじゃございません、また原子力の平和利用ということ、これは研究はどんどん進めていつていただかなければならない、研究をやめろというわけでもありません。しかし、その問題をいまは実用化しなければならぬのだということを当局も強調されるし、それに基づいて立案されるということになれば、その実用化をはばむものは何であるかという、その問題点に触れて、まずそこから解決をしていかなければ、旧来のパターンの産業優先、需要に応じた体制に持っていけばいいという形に流れると、住民無視という形にまたなるんじゃないだろうか。

ですから、そういう点を総合的に含めて、先ほど芳川参考人からもお話がありましたように、まず多消費型のこういう産業構造を直していく。先ほど稲葉参考人からも話がありました。日本のエネルギーの消費量というものは、諸外国と比べてあまりにも浪費してははいませんか。それをお認めになつていかなければならぬ。それを認めます直していかなければならぬ。それから、そこからうか。その点に触れないで、ただ需要がこれだけ伸びる、この調子でいけば、パーセンテージをいじき出して何%伸びるから、その需要にこれだけ見合はなければいけない、そのためにはどうしても発電所をどんどんつくつていかなければならぬ。そしてそれが、原発銀座といわれるように、一カ所に集中してそれをやつていかなければならぬということになる。そういうような一つの姿勢というものがやはり今日の住民感情を十分納得せしめ得ない根本原因ではないか、私はこういうふうにして思つております。

そういうことで、これから原子力委員会ではそれを推進しなければならぬということであれば、そういう面も加えて考えていただきたい。それに對する御感想があれば、お答えいただきたいと思ひます。それから重ねて、時間ありませんので稲葉参

考人にお伺いしておきたいことは、さらにその計画をお進めになるとしても、一つ問題になるのは、先ほどもちよつと話がありました。ウランの問題です。

いま自由世界で一応確認されている埋蔵量というものは、大体九十万吨でありましようか。それから生産されるのが約二万吨だといわれておりますが、稲葉私案によりまして、昭和五十五年になりますと、現在の約十倍ぐらゐの原発の発電量になるんじゃないかと思うのです。いま二百一十八万キロワットですか、ところが、昭和五十五年ということになりましたと三千万キロワットということになります。その時点で来ますと、必要なウランというものは大体六、七千トンぐらゐ要するんじゃないか。そうなりますと、いまの計算から考えると、またいまの石油問題と同じようなことが起こりはしないかということが非常に懸念されます。

石油にしてもウランにしても、これはもうほとんど一〇〇%が外国に資源を依存しておるわけですから、ですから、この計画といふもの、そういうふうなバランスの関係はどうなるかということ。現在は石油の危機を転換していくためには原子力、新しいものがあるぞ。世界もその趨勢でありますからそういう形が述べられておりますけれども、もう一歩将来を考えたなら、石油の二の舞を将来起こすのではないかと心配があるが、その点についてはこの私案ではどういうふうに考えられてきたのか。そういうことも先ほど言つた問題とあわせてお答えいただいて稲葉参考人に対する質問は終わりにして、あとお二方に若干御質問申し上げたいと思ひます。

○稲葉参考人 簡単に答え申し上げたいと思ひます。まず最初に先生のおっしゃいましたことにつきまして、私はほぼ同感でございます。ただ、稲葉私案をそういうふうなものだというふうに御評価をしていただくのは、私はどうもちよつと私の意図を取り違へられたのではないかと思つており

ます。と申しますのは、これからのエネルギーを過去の延長線で行つていくということには反対です。

それから、さらに申し上げたいことは、産業構造を変えたり何かするということを考えながらやつていかないと日本はだめですぞということも、この私案はいつておるわけです。いままでのパターンは、経済が実質一年間に一〇%伸びていくというためには、一〇%エネルギーをたくさん使つておつたわけでありまして。世界の平均は、成長率五%に対してエネルギーの伸び五%ということでございます。それをこの私案では努力をして、弾性値と申しますけれども、それをつまり一・一から〇・九ないし〇・八五までひとつ下げていく。こういうことを並行して、経済や国民生活を實質的に保つていかなければならぬ、そういうためのやり方をしていかなければならぬ。そういうことをリコメンドいたしておる次第でございます。あまりこまかい御説明はできませんけれども、いづれ別のときに御進講申し上げるということにして、御了承いただきたいと思います。

それから、稲葉私案のケースⅢというところは、私は昭和五十五年の原子力の目標をいままで三千二百万キロワットのを五百万キロワット下げております。それから六十年代につきましては六千万キロワット。それで、いまの私の率直な感じを申しますと、どうもそこまで持つていくにも相当大きな転換が必要ではなからうかと思ふ。そして、そのかぎが、やはり技術の発展とそれから安全性に対してどのようなことを政府や電力会社がやつていけるかどうかということにかかつてゐるのではないかと思います。

ウランにつきましては、石油の二の舞になるか二の舞にならないかということは、遺憾ながら現在の時点では予測はできませんけれども、先生の御指摘になるように、いまや世界の資源が、石油はもとよりほかの物も含めまして、非常に価格が高くなりつゝある。そういうしますと、国土が小さく、そして資源に恵まれず、加工貿易を主

として私たちの経済発展をしてきた日本としては、それに対してどういう対処をしていくのかというのを、いまエネルギーだけで申しましたけれども、全体の経済の姿勢として考えていく、こういうこともしていかなければならないと思います。そして、できるならば、一応そういったような形において天然ウランなり濃縮ウランを確保していく、こういう方策もあわせて考えていかねばならない。また、当分日本は石油に依存をしいかねばならないといいたしますと、ヨーロッパの国々がやっておりますように石油の貯蔵をしていくのか、あるいは石油にかわるものとしてウランも貯蔵をしていくのかということも考えていかねばならぬと思います。ただ、三千二百萬キロワット並に六千万キロワットにつきましては、私はそのほうの専門家はございませぬけれども、科学技術庁や電力会社に聞きますと、そこまでのウラン確保というものは道がついていないように思います。しかし、これも先生の御指摘のように、これから世界がどうなっていくかわからぬといいたしますと、でき得るならば早期に入手をしていく、こういうことも今後のあり方としては十分検討に値するのではないかと、こういうふうに思いますので、遺憾ながら私の知識と非常勤委員としての立場から申しますと、そういうことについて責任のあるお答えはできませんけれども、原子力委員長とか委員長代理とかそういう方々とひとつお話し願っていたきたいと思います。

○広沢委員 所定の時間が過ぎておりますので、一言、牛山参考人と芳川参考人にお伺いしたいのですが、お二方に同じ質問を申し上げますので、まとめてお答えいただいてもけっこうでございますし、それぞれ御意見を聞かせいただいてもけっこうでございます。

というのは、現在問題になっておりますのは、先ほども将来の電力の需要の問題でどうするかという一つの問題があります。それと、そんなことよりも現実の安全性やあるいは環境保全の問題をどうするか、こういう問題とのギャップがある

るわけでございます。確かに、まず現在までの経済の政策のパターンから考えて、国民無視の姿勢でやってきた、ですから、やはり国民の生命、財産を守るといふことを施策の第一義に据えなければならぬ、私はこういう観点に立っております。しかし、先ほども芳川参考人は、原発には基本的に全部何でもかんでも反対じゃないんだ、だから、それについて問題点が解明されればいいのだ、こうおっしゃいました。確かにエネルギーの問題は反対もあり賛成もありましようけれども、エネルギー問題の基本問題としては、これは皆ひとしく考えなければならぬ問題であります。

したがって、いまネットワークになっておる問題、どういった点を解明していけば、いまのそういったいろいろな不安といふものがまず解けていくのか。反対とそれからいま推し進めようという両極端がだんだん先鋭化してきておるわけでありますし、また、それに加えて、危機感の上からエネルギー問題といふものがおつかぶってきております。したがって、やはりその点を明確にするということが必要ではないか。ですから、反対の立場に立たれております芳川参考人としましては、あるいは牛山参考人としては、どの点が解明できれば一歩前進できるのか、その点どうお考えになっていらっしゃるか、お聞かせいただいで、終わりにしたいと思います。

○牛山参考人 従来の四大公害裁判に代表されている裁判の中で、経済性を無視してもやはり人間の生命、健康は守らなければならないという考え方が確立されてきているわけでございしますが、その点について侵害がある場合には、その他の経済的な発展云々の問題を考慮すべきではないか、これは基本的な立場だろうと思ひます。

しかしながら、それではエネルギーの需要はもう考えなくていいかといひますと、決してそういうわけではない点ではほかの方たちも同一だろうと思ひますが、それでは現在の隘路を克服するために一体何をすべきかということですから、やはり一番大切なことは、企業の側でも、そ

れから行政の側でも、従来の立地のしかたに対する態度を変えることだと思ひます。その中で安全か安全でないかを十分検討し尽くした上で、もし安全でないというならば、大規模な発電所をつくるということだけが一つの方策じゃありませんから、それに見合った形で方策を別途考える道が開けてくる。したがって、先ほどの議論の一つの筋として、非常にたいへんな経済混乱が起これるのではないかと御懸念が表明されているわけですから、そういうふうな直ちにいつてしまふのは短絡的であらう。私はそれほど専門的な知識は持っていません。たぶん従来の経験からして打開策を見出すとすれば先ほどのところにあるべきであつて、一がいには経済破綻の問題に結びつけるのは短絡的であらうといふふうに考えております。

○安倍委員長 芳川参考人何かありますか。

○芳川参考人 それじや簡単に申し上げますが、私は学者でも何でもないので、ただ原発が非常にたいへんな問題だといふことでやってくる中でいろいろ考えますと、いままでの経済のパターンを考へまして、そしていまの段階をきちんと整理することなく多少の修正といひますか、変革することなく多少の修正をもつて将来を展望していくとなくことは非常にたいへんなことではないか、これはたとへば原発の燃料であるウランだけではなくて、あらゆる資源についていま日本の企業が使っている資源といふのは、資本主義国における限られた資源の中の相当部分を占めているわけですから、そういう問題は、われわれが便利さとか何とか、いままでの考え方、概念の中で、それは多少がまししようといふようないいかげんな考え方でやっていくにはあまりにもわれわれは限られた資源を消費し過ぎている。そのことを一他国が許してくれるのかどうかという問題、これはウランだけでなくすべての資源についていえると思ひます。

それからまた、そういう便利さとかそういうものをわれわれは多少がまんするといふようないいかげ

んなことで、いままでわれわれは一連のあらゆる公害を経験してきましたが、そういうことを考えますと、経済の発展の多少の修正といふような言い方ではなくて、われわれがほんとうに健康で豊かな生活をやっていくにはどうなんだという基本的な立場に立つて、やはり心の変革をした中で経済展望をしなければならぬ、経済展望は二の次になっていくのではないかと、いふふうに私は考えます。

原子力の発電所の問題につきましては、私は先ほど再三申し上げましたが、いま私たち地域住民とそれから国、いわゆる原子力行政といふいろいろ合っている問題は、地域住民は核アレルギーで言っているとか感情で言っているといふことじゃないのです。それは大きな誤解であります。先ほど申し上げましたように、体制の問題であります。この体制の問題をきちんとしてやっていく中に初めて、科学的な論争といふものをやる必要があるとすれば、それができるわけです。いま私たちは自分たちの生命と健康を守るといふ立場で手さぐりに——国のほうはなるべく隠そうとしてやっておる。そういうことでありますから、そういうことではなくて、その体制をきちんとしていく。そういう中でわれわれが生命と健康を守る立場に立つて、科学論争の必要があればやっていく、なければやはり建設をやっていくべき、私はそういうことではないかといふふうに考えます。

○広沢委員 どうもありがとうございます。

○安倍委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ御出席の上、貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

午後二時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

午後二時十二分開議

○安倍委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法案の両案を一括して議題といたします。

質疑を続行いたします。村山喜一君。

○村山喜一委員 昨日、電気料金の値上げを物価関係会議で決定をされたというふうに承っております。大蔵大臣は御出席になったかどうかわかりませんが、申請よりも六％程度圧縮はしているものの、たいへんな値上げであることにおいては間違いない。昨夜はテレビで、こういう事態に立ち至りましたことについての中曾根通産大臣の演説というが釈明を聞いておりましたが、これから先の日本のエネルギー政策というものが、そしてまた、その中における電気の長期的な需給計画並びに電気に対する税体系のあり方の問題、そういうものをもう一回根本的に見直しをしなければならぬ段階に来ているのではないかと気がしてなりません。そういう意味から、今度電源開発税が創設される、こういうことになったわけですが、はたしてそれは長期的な展望を踏まえての目的税としてふさわしいものであるかどうかという点について、大臣の御所見をいただきたいのでございます。

そこで、目的というのは、一千キロワットについて八十五円の電源開発税をとるという形で、納税義務者というのは一般電気事業を行なう者、こういうことになっております。しかし、料金決定の総括原価計算の中に諸税は含めて計算をするのだという方式がとられておりますから、その税金を料金の中に入れて電気会社は取るという形になります。したがって、これは明らかな大衆課税であることにおいては変わりはないわけですが、

ところが、これは目的税だ。目的税だということになれば、必要な目的を達成するまで税金を取ればよろしいという思想だ。ところが、見てみますと、この法律はいわゆる暫定法ではございまして、恒久立法になっております。ずっと続けて取っ

ていくのだという税の性格でございまして。したがって、一つの目的を達成するために目的税として創設されたものが、税の法律として国会に提案をされたものを見てみると恒久法である、こういうことになっておりますが、この性格は一体どういうものかということをお明らかにしていただきたい。

というのは、今度電気料金をきめます場合に、生活保護世帯の七十万世帯並びに施設に収容されている人たち、そういうような福祉関係の料金はしばらくの間据え置きにすることが決定されているように聞きます。なお、地方税でありまして電気税は、ことしから千二百円に控除額が上がるが、今度の電気料金の値上げに伴いまして、なお五百億ないし六百億の増収がある。そういうことから、その控除額を千八百円程度に引き上げようではないかという話も、すでに協議が開始されているようにございまして。したがって、電気というもののについてのいまの税は、国民の最低限の生活保障は考えながら課税をやるんだという一つの思想が生まれていると思うのです。

ところが、電源開発税というのは、大臣御承知のとおり、一戸当たりの価格に引き直しますと、十二円ないし十五円程度におさまるわけですが、しかし、生活保護を受けている者であろうが、あるいは福祉施設に収容されている者であろうが、その電力の使用量に応じて支払いをするという仕組みに相なっておりますから、そういう基礎控除的なものは全然今度の法律の中身にはないわけでありまして。したがって、そういう何ら収入状態は考えないという思想の中でこれを強制する、こういう思想を持った、発想に立った電源開発税ではないか、ここに一つの性格があるのではないかと、この見方を私たちはしているのではありませんが、そういう性格を持ったもので国民に協力を求めなければならぬというその発想のしかたは、どこに求めているのかを明らかにしていただきたい。

○福田国務大臣 この税を創設し、しかもこれを

目的税とする。こういうことは、いまわが国の政治の中でエネルギーを整備することが最大の課題の一つになっておる、そこから来ておるわけなんです。目的税にしますとかあるいは特別会計を設ける、これは税制からいいますと、財政制度からいいますと、総合課税、総合財政に背反をする例外的なものになるわけですが、

例外的なものを設けるゆえんのもの、何か特定な財源があつて、そしてそれを使って特定の仕組みで差し追った問題を解決する、その差し追った問題というものが非常に緊切な問題であるというところで初めて容認さるべき問題じゃないか、そういうふうな思ひわけです。しかも、いま電源開発という問題、特にその中でも原子力発電という問題はさような差し追った要請があり、この要請に対しては、一般的総合的ビジョンばかりじゃやらない、特別の財源を準備し、特別会計の仕組みを持つて急速にこれを進めなければならぬ問題である、そういうところに発想があるわけなんです。その発想に従ひましてこれを現実に実施する。

そういう面からいいますと、電気事業者を納税者にする。電気事業者を納税者にいたしますと、電気料金にその負担が転嫁されてくる。こういうことになりましたが、その電気料金体系がどういふふうになっているかというところが、村山さんのいま頭にある問題じゃないか、そういうふうな思いが、この電気料金におきましては、ただいま村山さんからもお話がありましたように、かなり社会政策的な配慮をいたしまして、ナショナルミニマムというか、そういうような面にも特段の配慮をして配分をきめた、こういうことなっております。税制であり、またその税制の波及、そういう問題でありますので、この税制面だけで社会政策的な全部対処できるかというところ、そういうわけにはなかなかいかぬと思うのです。ですから、そういうことで救済切れない面は、生活保護費でありますとかもろろの社会保障制度がありますから、それは歳出の面においてカバーをす

る、こういうことに相ならうか、かように考えます。

○村山(喜)委員 これは高木主税局長からお伺いをいたしますが、四十九年度は十月一日実施だ、こういうことで百一億の収入を見込んでおります。平年度化した場合には三百三億だ。ところが、これはことしの電気の消費量というものを基礎にして積算がしてあるわけでございますが、今後どれくらい電力が伸びていくかということによりまして、その数字が変わってくるわけです。大体長期的な見通しがどのような角度から立てられているものなのか、その根拠について、数字があれば説明を願っておきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 現在見込んでおりますのは、四十九年度ベースで平年度計算で大体三百億というふうに見ておるわけでございます。それが今後の電力消費量、供給量の伸びによりましてどの程度ふえるかという点につきましては、その基本となります電力需給の見通しが非常に動いておりますので、明確には申し上げにくいわけですが、今後は従来の傾向、いままでほどには供給カーブがふえないだろうということから考えますと、大体六、七％ないし一〇％の範囲内ぐらゐの年率の割合でふえていくことになるのではなからうかというふうには、きわめて大ざっぱでございますが考えております。

○村山(喜)委員 六、七％の割合で毎年ふえていくだろう。そして、いつまでこういう形で電源開発税はお取りになるのですか。

○高木(文)政府委員 法律の形式といたしましては、臨時法のかっこうになっております。しかし、今後電源開発をどういふふうに進めていくか、どのようなテンポで進めていくかということについての総合的な対策が、追って出されることになるかと思ひます。しかし、その場合にも、やはり石油等による火力発電というものはあまり多くの期待ができないということでありまして、将来かなり長期にわたって原子力発電を中心とした発電設備の整備が必要にならうかと思ひます。

で、それが一応完了するという時点が見通せるかどうかということをごさいますけれども、いまのところでは、ちょっといつになったら目的が達せられて、もうそれ以上設備をしなくてもよろしいという状態になるか、それは見通し困難でございしますから、実態をいたしまして、たとえば五年たてばやめることになりましようとか、あるいは少なくとも十年くらいすればやめられるようになりましようということをごさいますけれども、見通しはなかりなにかというふうにごさいます。

○村山(書)委員 一つの目的を達成するために目的税というものが創設をされる、それが永久的に変わらぬ恒久法として制定をされようとしている。将来はどういうふうになるか、これは永久的に変わらぬ恒久法として制定をされようとしている。将来はどういうふうになるか、これは永久的に変わらぬ恒久法として制定をされようとしている。

○岸田政府委員 電気需給の長期的な計画につきましては、政府がオーソライズする形として電源開発調整審議会において作成される長期計画がございします。これは毎年一回作成するものでございまして、目下四十九年度の計画を取りまとめとしておる最中でございます。別途、その前提となりまして、やや中期的な見通しをいたしまして、日本電力調査委員会を中心として需給想定作業が行なわれております。これも同様毎年一回実施するわけでございます。先般四十九年度分の取りまとめが行なわれたわけでございします。これは大体昭和五十三年くらいまでの見通しを立てておるわけでございます。その間における産業活動が必要とする電力、あるいは国民生活に必要な電力、これらの各需要面について検討し積み上げて、一つの電力需要想定というものをこなしてございします。

問題は、これに対応する供給力の体制が円滑に確保できるかどうかという点でございます。私どもは一応持っております需要想定を前提にし、望ましい供給力の増強計画というのを別途用意いたしておりますが、現実には政府のつくり出す電源開発長期計画、この数年必ずしも達成率がよくない。こういった状況からいいますと、この需給がいつになったら安定できるか、これにつきましては今後さらに供給面での努力というのが必要でございします。いつになったらこういった需給が円滑に調整できるようなことになるかということについては、なかなか見通しが困難でございします。

○村山(書)委員 私はいまそのことについてお尋ねをしたいと思っておりますが、だれが供給に對して責任を持っているのか。この点は、電気事業法の十八条から見れば会社ですね。そして供給規程によつて、こまかにその内容が規制をされております。政府の責任というものはどこにあるのですか。

○岸田政府委員 御指摘のように、電気の供給義務というのは電気事業者にとつてやはり基本的な責任であらうと考えております。ただ、これらの電気事業者が長期的な計画を立て、それらが円滑に実施をされる、あるいはそれらに対する環境整備をする、各般の面においての計画づくりあるいは助成といった面で、やはり国の役割りというものは大きいのではないかと、こう考えておるところでございます。

の本を見てみますと、公的なものとしてはこれが長期的な総合エネルギーの需給のよりどころになつていふんだという説明でございします。それから電調審の四十八年十二月に決定したのを見てまいりますと、その中身と、七二年の閣僚協の中で長期エネルギー計画をつくつておつて、長計と呼んでおるようですが、これの中における数字とが異なつておるんですね。それから日本電力調査委員会の四十九年三月の四十四回需要想定を見ましても、数字が違つておるんですね。

だから、政府としてこれだけのエネルギーは確保しなければならぬ、そのエネルギーを確保するためには、政府としてはこの点については責任を持つが、この点については会社側が責任を持ちなさい、これについては国民に協力をしてもらいたい、こういう分野が明確でないのです。私はそこが今度の問題が生じているのじやないかという気がしてならないのです。供給義務者は電気事業者である、その電気事業者のために、間接的であるけれども税金というものを取つて、いわゆる電気の供給体制を円滑にしてあげましよう、言うならば、一つの株式会社に対して、税金という強制力を持ったもので補強をしてあげましよう、こういう税体系になつていふのではないかと、しかも、いずれも計画を見てみると、長期の見通しというものはばらばらである。この点については、通産省の責任者である森下政務次官はどういうふうに見ておられるか、お答え願ひたい。

○森下政府委員 電気事業法十八条で、供給責任者は電気事業者である、そのとおりでございます。だから、税体系の中で税金という形で電気事業者がその財源を求めるといふことの先生の御意見、これにつきましては、現在のエネルギーの逼迫度、また将来の情勢を考慮しまして、もちろん御趣旨のような方向でいかなければいけないと思ひますけれども、現状の置かれておる電気事業法、また早急に出されました現在の電源税の問題、そういうことで先生の御趣旨を体しながら、将来の長期展

望、また中期展望の中で、やはり国の責任において需給調整を考へていかなければいけない。そういうワンステッブと申しますか、一つの段階的な考へ方として今回の電源税は三法が出されたわけでございます。またまだ完全でないことはわれわれも認めたいと思ひますけれども、非常に要請が急でございまして、将来そういう方向で考へていかなければいけないということを申し上げまして、十分答弁にならぬと思ひますが、お答えにいたしたいと思います。

○村山(書)委員 岸田公益事業部長にお尋ねしますが、電調審の発電設備増強の試案は、昭和五十年、総量にいたしまして四千四百九十四億キロワットですね。長計のほうでは、これは幾らになつておるんですか。五十五年の電調審のほうの見通しでは六千七百六十四億キロワットというふうに見ておるんです。昭和六十年度の段階においては、いろいろな見方があると思いますが、稲葉さんの私案によると八千八百七十億キロワットというふうに見ておるのには、長計のほうでは一兆六百億キロワットだ。こういうようなのを見てまいりますと、いま森下政務次官がおっしゃつていました、それが一体よりどころになつていふんだ、どれだけの電源を開発したらいいの、そのこと自体の基礎的な数字も持たないじやないか。そうしておいて税金は取りまして、それは設備ができるまではいつまでも取り立てていきますというのでは、苛斂誅求の税制だということにならざるを得ない。私はそこに、合理的な、科学的なエネルギーの供給体系というものが政府にはない、このことを指摘せざるを得ないわけですね。

日本電力調査委員会、これは法律に基づくものではないと思ひます。その需給見通しは、昭和五十年には四千二百二十億キロワットでしよう。そうすると、電調審の目標よりも二百億キロワットも少ない。しかも、私は後ほど大蔵大臣にも、日本電力調査委員会の見込んでおる数字そのもの

もはたして実現ができるだろうかという気がしてならない点がありますのでお尋ねをいたしますけれども、いま申し上げましたように、三つのケースを取り上げて表をつくって対比をしてみると、政府としての見通し、政府としての責任体制というものは全然ないじゃないか。そういうようなのがないのに税金だけは取るという思想では、国民を納得させていく政治というものは生まれません。私はそのことは非常に問題だと思つたので、その計画をつくる用意があるのだつたら、いつまでにするんだ。そして政府としての統一な見解を示す用意があるのだつたら、その点は大臣がお答えできるならば、大臣からお答えをいただきたいと思つています。

○福田首相 今までは長期計画として電力需要がどうなるか、これはいろいろの数字があると私は思つたのです。いろいろの数字があるのは、これは成長率をどういうふうに見るかによつて違つてくる。新全国総合開発計画は、かなり低い成長率を見ておられるわけです。また経済社会基本計画、これは一〇〇に近い高い成長率を見ておられる。学者によつては、またいろいろの前提を置いて見られるというので、いろいろの需要数字が出ておる、こういうふうな思ひます。

ところが、今日は情勢が非常に変わつてまいりました。そういう長期計画につきましてもこれを全部見直しをしなければならぬ、こういう時期になつてきておる。同時に、石油依存のエネルギー体制、これを代替するエネルギー源にかえていかなければならない、こういう二つの問題が出てきておるわけでありまして、今日この時点におきまして、将来長きにわたつてどのくらいのエネルギー需要が必要になるのか。その中で電力は一体どうなんだというところは、これはちよつと政府におきまして、いまはお答えができないのじやありませんか。ただ、傾向的な問題といたしまして、あるいは通産省なりあるいは科学技術庁なり、いろいろ試算とかあるいは個人的見解等ありましようが、ほんとうの政府の需給見通し、需給計画、そ

ういふものになりますと、全部ここで洗い直しをしなければならぬ、そういう段階でありますので、ちよつとむずかしいのではあるまいか。

しかし、いづれにいたしましても、いまはつきりしておることは、これからわが国の経済は成長する。それに対応するエネルギーを持たなければならぬということと、それから石油依存は、これは改めなければならぬ。原子力の開発が当面の問題でございますが、その原子力発電への投資はやらなきゃならぬ、これだけははっきりしておりますので、そういうきわめて抽象的ではありますけれども、基本的な見通しに立ちまして、発電所の整備、特に原子力発電の整備を急がなければならぬ、こういうふうな考えておるわけでありま

す。

○村山(憲)委員 大蔵大臣の考え方はわかるのですが、私はいままで、これは稲葉さんも指摘をしておいでになるのですが、非常にマクロ的な経済の見通し、あるいはすでにつくられております経済社会基本計画、それをつくつて、そのもとでエネルギーはそれに伴つて幾ら要するのか、こういうふうな大ワグがきまつてから下のほうにおろして、そして長期的な見通しというものの作業があつた。ところが、今日の段階では、それが逆に、一体どれだけのエネルギーを生産し、輸入することができるとか。エネルギーの効率化によつてどこまで経済を伸ばし、国民生活を向上させることができるのか。だから、どこまで政府は国民の協力を求めることによつて、そのエネルギーの供給をふやすことができるであらうか。この立場から問題の認識を改めていかなければならない、発想の転換をしなければならぬ時期に来たと思つたのです。

そこで、経済社会基本計画が四十八年の二月に決定を見ておりますが、これなどももう一回そういう立場から見直しをしないと、わが国の経済の成長率は昭和四十五年から五十五年までに九〇前後だ、そして五十五年から六十五年の段階では六〇ないし七〇に保たれる見込みである、こういう

う計画の中で、いまいろいろなエネルギー政策がつくられ、それに伴つて電力の供給がどういふふうになるのか、需要がどうなるのかという想定が行なわれてきた。ところが、それはもうこのままではどうにもならない段階に来ておりますので、そこで私は緊急に周辺整備をやつて、国内における発電施設を整えなきゃならないということで、この税法が出てきたんだと思つたのです。しかし、その基本になるものが国民の合意を得る形の中で確立をされていく。長期的な政府の確立したものがなければならぬ。一方、税法だけが、あるいは発電所の周辺整備だけが先行して、そして全体的な立場からの国民の同意を求める声がおくれていく。私はここに問題があるのではないかと思つたのです。

そこで、そういうのを裏づけする意味で、ことしの経済見通しの問題から、大臣の所管でございましてからお尋ねをいたしますが、FOB価格で一バーレル九ドル程度、そして二億七千万キロリットルの油が入るであらうという想定をされておりました。四十八年度の通関実績を見ると、二億八千万キロリットルぐらゐ入つていく。そしてこの通関の実績で計算をしてみると、八十七億ドルぐらゐの外貨を払つていくようでございます。

では、四十九年度は一体どうなるのだろうか。いまCIF価格で計算をいたしますと、十一ドル七十七セントぐらゐの価格になつていくようでございます。これでござつと計算をしてみると、ことし幾ら油を買うことができるかという問題もありまして、それをかう買ふだけの外貨が目子算用いたしまして、百億ドル昨年よりもよけに要するのではないかと、もつと要するかもしれない。それだけ買ふことがはたしてできるのだろうかという問題にまで思ひをいたしながら、このエネルギーの長期計画というものを策定しなきゃならない。だから、最低限これだけのものは必要だといふものを政府みずからが国民に示して国民の協力を求めていく。その中において、いままでの税体系の問題に

ついても、あるいはいまの昭和二十六年に九分割をされました電力会社の経営形態の問題も、すべて見直してみたいという段階に来ているのではなからうかと思つたのでございまして、それについてはどういふふうにお考えでございませうか。

○福田首相 非常に大きな立場から言いますと、長期計画を持つて、それを年次のどのようふうに進めていくかというスケジュールがあつて御審議をお願いできると、非常にいいと思つておるのです。ただ、先ほども申し上げましたように、いま非常な事態に当面しておる。石油は金があつても買えません。また、買えてもその値段は在来の四倍であります。こういうふうなことで、今日は異常な事態でございまして、この異常な事態を何とか乗り切つて、そして新しい国の歩み、その方向づけを行なわなければならぬと思つて、そのときにはおそろしく私は、いままで経済政策の基本として採用せられておりました経済社会基本計画、これなどは根本的に改定を要する、こういうふうな考えておるわけなんです。しかし、理想といたしましては、そういう作業があつて、そして電源開発がその上に乗つて進められる、こういうことになつていくことが理想的でございまして、ところが、その新しい計画を立てるまでにかなりの時間がかかりま

す。

さて、それまで電源開発をやらぬで休んでおつてよろしいか、こういうと、現状の発電電力をもつてみると、ことしの夏ごろはある地区においてはあるいは節電をしなければならぬとか、そういうような問題にも当面をいたすわけなんです。それが来年になったら一体どうなるかという、またこれが激化する、こういうことになる。そこで、どうしても石油で非常に大きな打撃は受けておりますけれども、それにしてもわが国の経済は縮小するんじゃない、多少なりとも前進をする、そういうのですから、それに応ずるエネルギーというの、また考えなければならぬ。それからさらに、いま御指摘の国際収支、そういうことを考えますと、石油依存のエネルギー体制というものを、当面は

原子力依存ということが中心になりますが、代替エネルギーへ転換をしなければならぬ、こういう要請もある。でありますので、緊急というか、異常な事態に対する緊急の措置として目的税たる電源開発税を設け、鋭意発電能力の造成につとめていきたい、こういう考えをとったわけでございます。

○村山(喜)委員 長期的に見ていけば緊急であるかもしれませんが、私は、いまのペースで発電施設の整備が行なわれていった場合には、電力の予備力がどういふふうになっていくかという表をもったんですが、とりあえず、その予備力が異常に低下をしてマイナスになるという事態は来年生まれるわけじゃないですか。それで、その問題の処理は、長期的な展望をいつまでにつくるかという暫定的な措置としておやりになるかというのであるならば、この税法だって、それまでの間の暫定法としてお出しになるのが当然ではなからうか。その予備力が低下して非常に危険な状態になるというのはいま差し迫っている問題じゃございませんで、そのもった表からいえば、たしか昭和五十二年ごろからそういう状態になるというふうになっているんですが、そういうふうな意味からいえば、緊急な税制として税制調査会の意見等も聞かない形で国会にお出しになるほど緊急性のあるものではないじゃないか。もっと合理的な形の中で、もっと論議をする余裕を持った案の中からお出しになるのがほんとうではなからうか。これはやはり田中総理のせつかち政治がそういうような形で大蔵省にその税法を出さしたのじやないか。そんなことを裏づけるような気がしてならないんです。

ですから、それに対する答弁は求めませんが、一体いつまでに国としての長期計画を、エネルギーの供給の問題を含めてどうするんだということ、これはやはり通産省の任務だろうと思えますので、森下政務次官、どういふふうにならわれば受け取っておればよろしいのですか、四十八年の二月に経済社会基本計画をつくりましたとき

に、エネルギーの料金体系については再検討をするんだ。そして「この際、より基本的な観点から、政府の供給ないし関与すべき財・サービスの供給システムと価格のあり方について両三年以内に新しい原則を確立するよう検討することとする。」ということが決定をされておる。とするならば、少なくともこの三年間ぐらゐの間にはおやりになるものだろうと思つておるんですが、それはあと回しにして、そして税金を取ることは早くやれという思想では非常に困るのです。やはり国民が納得をして、そうだとすることで協力をする体制をつくるのが政治の要諦だと私は思う。

そういうような意味から、いままで非常にばらばらの想定だけをして、そしてさつぱり実行は伴わないものだけをつくって、しかもそれは政府が責任を負わない審議会やいろいろなところの外部の機関がつくり上げたもので、それを比較検討しながら、電力はこういうふうには足りないから税金をかけますよというふうなやり方では困るので。ですから、国としての国民を納得せしめる、最低これだけは必要なんだということをおなた方が根拠として主張をされるものをいつまでにつくって、国会を通じて国民の前に明らかにしたい。ただく用意があるのか、この点をお伺いしておきます。

○岸田政府委員 経済全体の長期的な見通しとしましては、お話の中にございまして昨年二月の経済社会基本計画がございまして、昨年策定いたしました電源開発長期計画は、それとはばランスをとって決定を見ております。ただ、昨年基本計画が作成されて以降、非常に大きな変化をしまして、秋以来の石油危機の問題がございまして、これからのエネルギーの供給体制はどうなるか、またエネルギー不足に対応する産業界の体制はどうあるべきか、これらについて新しい問題が出てまいりましたのでございまして、

頭に置きまして、電気の出場から、先ほど申しました電力調査委員会において四十九年度の計画を作成いたしますときには、従来よりもエネルギー消費の節約されるという姿を前提とした長期計画を組んだわけでございます。さらに、この電力調査委員会の結果を織り込みながら、政府としての電源開発長期計画を目下作成中であるということ、先ほど申し上げたとおりでございます。さらに加えて、電気以外の石油なり石炭なりその他の分野における各般の問題を総合的に検討をし、今後のあり方を見詰めてみよう、こういった考え方に基きまして、目下総合エネルギー調査会をわすらわしまして、いま申し上げましたような問題についての検討を重ねておる最中でございまして。この作業は、大体六月から七月までにまとめ上げるといふ段取りで進んでおるところでございます。

いまお話の中に、将来の電力需給はしばらくの間もつのではないかとのお尋ねがございまして。私も、先ほど申し上げました需要の数字、これがあつた程度振幅があるにいたしまして、供給側の体制がいま非常に心配であるということ、たとえば長期計画を作成いたしましたけれども、一昨年で達成率が三〇％台、昨年で四〇％台、こういった数字でございまして、いずれ近い時期には明白に供給不足体制になってしまふ、この際、何か積極的な大きな手を打つということが不可欠の前提である、こう感じておるところでございます。お話の中に、供給予備率がゼロに近くなるのは数年後であるというお話がございまして、現実の発電所の建設は、たとえば火力発電所でございますと三年、原子力発電所でございますと工事建設期間だけで五年かかるわけでございます。五十二年の電源に対応する工事は、まさにいま始めなければならぬという状況でございます。この意味におきまして、数字のこまかい詰めの問題よりも、やはり大きな流れとしての供給体制の不安というのに対応すべくこの法律が提出をされた、こう理解をしておるのでございます。

○村山(喜)委員 あなたはまたかわり得る立場にある方ですから、やはりこの際、政治的に責任を持つ立場にある大臣なり政務次官のほうから答弁をいただいておかなければそれは納得できません。しかも、その根拠とされているこの発電施設の整備計画が、エネルギー長期計画のどの数字に基づいて打ち出されたものであるのか、それさえもはつきりわからないわけなんです。七二年の閣僚協議会の長期エネルギー計画によると、昭和六十年には一兆六千億キロワットの発電のエネルギーを供給するんだ、こうなつておる。それに合わせて、その達成率がどうだということや、あるいはGNPの伸びを一〇％程度はあるんだということでもつくり上げた今度の日本電力調査委員会の需要想定そのものをとにしても、きわめて過大な見込み、われわれはそういうふうな達成はできないであろうと思つておるわけですが、それに電力の消費を合わせたような形のものをもち、これから見たらこれだけの施設が足りませんからとおっしゃつても、それは会社、経営者の側からの発想のところがあつて、税金を取られる側のほうから考へる立場に立てば、一体その根拠はどこにあるのかということをお伺いしたいのです。ですから、きちつとした政府の統一した計画というものを示して、それから、これによってこういうふうになりますというものでなければ納得をさせることはできないと思ふ。私はそういうふうな意味において、再度、森下政務次官のほうからしつかりした答弁を承つておきたい。

○森下政府委員 お説ももっともでございます。過去におきます長期計画、中期計画、特に電力の需給等につきましては、そのデータが見通し等の変化によりまして変わったことは事実でございます。特に昨年から石油の削減、また価格の高騰等によつて、電力のエネルギー源にいたしましても、かなり大きな変更をせざるを得ないような情勢になつたことは御承知のとおりでございます。御指摘のように、やはり国民の前にすべての需

給計画を立てて、しかる上にこの電源税をきめていく、これが理想的な考えでござい、ますけれども、やはり過去に立てた資料の中でも、たとえば先ほど部長から説明がございましたように、五十二年、五十三年には翌日がマイナスになるかも知れない緊急な事態も想定されますし、初めに先生の

おっしゃいましたように、この電気事業の形態、いわゆる民営でやるのがいいのか、国営でやるのがいいのか、また公団方式でやるのがいいのか、そういうところまで実は考えなければいけないような問題もあると思ひますけれども、ともかくいままでよりは国が責任を持つて公益事業としての電力事業をやらなければいけない、また介入もしていかなければならない、そういうような情勢になつておることは御指摘のとおりでござい、ます。

そういう段階の中で、すべてがきまるまでこれを待つという余裕はとていない、ということ、一〇〇%すべての計画がきまつて国民の合意を得てというそれまではいかぬにしても、できるだけ正しい判断、また正しい見通しに基づいて、正確な資料を提呈して納得をいただきながら需要にこたえていく。もちろん価格の問題も大事でござい、ますけれども、やはり一番通産省として考えておりますのは、国民に供給面において迷惑をかけないということにも全力をあげなければいけない、そういうことでかなり公共性の強い、政府が今後も強く介入せざるを得ないような情勢になつていくという背景のもとで、今後いわゆる基本的な問題、またいろいろなこれに伴う問題を考へていくべきである、かように思つております。

○村山(電)委員 先日、電源開発促進税の問題に關しまして、電気料金の値上げ決定を、まだ法案の審議が行なわれてゐる最中になすということについては、国会における審議を無視することではないかということから、それに対する政府側の統一見解をこの委員会でも求めました。その内容についてはすでに理事会等において明らかにされておりますが、その内容を昨夜の閣僚協議会でも決定をされたように伺ひをしておりますが、その政

府統一見解というものはどういふものをおきめになったのか、この際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

それと同時に、この案文を文章から拝見いたしますと——すでに通産省が決定をしております「供給規程料金算定要領」といふものを見てみますと、「料金の決定」という条項の中に次のように書いてあるのです。「決定された料金をもつて計算した料金収入額は、総括原価と一致するものでなければならぬ」ところが、総括原価の中には、諸税が原価計算の中に入つてゐるわけです。とすれば、決定された料金収入額は、これは総括原価と一致するものでなければならぬのに、この政府の答弁のように増税相当分を差し引いて電気料金を徴収するということになると、通産省がきめた「供給規程料金算定要領」といふものをみずから否定してゐる結果をあなたの方としてはお出しになつてゐるのではないかと、これは基本的な、いわゆる国会の審議権の問題に対する答弁は別といたしまして、この規程との関係、この点の解明もあわせて願ひたいと思ひます。

○森下政府委員 昨日、本委員会の広沢、阿部両先生から実は御質問がござい、まして、その答弁の中で、私のほうから国会軽視という誤解を招く発言をいたしました。これは理事会でも陳謝をいたしましたし、取り消さしていただいたわけでございますけれども、この問題につきましては、まだこの委員会で電源税がきまつておらないのにこれを組み込んだ、しかも料金決定をしてしまつて、いふこととござい、まして、よく大臣にお話し相談いたしまして、統一見解を発表して御了解を得たわけとござい、ます。その字句の中での私の私が申し上げたのと少し違つておりますので、これをあわせて実は訂正を申し上げたい。

それで、あらためて読み上げさせていただきます。きのうの話ですから、きのうの時点に立ち返つて申し上げます。

「先程の電源開発促進税の問題については御意見を尊重し次のように措置致します。」

即ち電源開発促進税法公布までの間は電気料金が仮に改訂になつても同税相当分を差し引いて電気料金を徴収することと致します。

具体的な方法は事務局に早急に付めさせます。きのう、私は「成立」と申し上げましたけれども、国民各層によく周知できるのが公布でござい、ますので、公布ということに改めさせていただきます。これはきのうの大臣の発表のときにも申し上げたわけとござい、まして、実は私、委員会ではまだ訂正いたしておりませんので、この機会を得て釈明も申し上げたいし、訂正を申し上げたいと思ひ、ます。

それで、第二の問題については、原価に占めるいわゆる八錢五厘、半年分とござい、ましてから一キロワット時当たりいたしましてその半分の四錢二厘五毫、これを差し引かせていただく。二厘五毫という端数は切り上げて五錢という金額にしてこれを需要家に割り戻す、こういうことになりまして、御了解を得たいと思ひ、ます。

なお、この点につきましては、部長より補足説明をさせ、ます。

○岸田政府委員 総括原価との関係についてのお尋ねでござい、ました。私も、料金の算定に際しまして燃料費、人件費、資本費等々各費目を積み上げますほかに、真実かつ有効な資産に対して八%の報酬率をかけたフェアリタンの思想を取り入れた制度がござい、ます。かりに電源開発促進税の公布、施行がおくれたという場合の措置といたしまして、もしこれによる減収が生じました場合には、このフェアリタンの中からさいいていくという考え方でござい、ます。

というのですから、こういうような事態でもしこの法案がそれまでの間に成立していなければ、一致しないことになる。だから、閣僚協議会で決定をされたこのやり方も、あなた方がきめたこの要領に違反する取り扱いになる。そういうようなことを考え、ますと、なお問題が残つております。

そして、料金決定に国民は参加できない。国会のほうも、そういうような内容に立ち至つての資料をわれわれが提出を求めても、完全な資料を出しになつていないわけ。燃料費の問題も、大体五・五%高で見積もつてゐるのではないかと。一ドル三百円で為替差益を見込んでゐるのではないかと。そのようなものがどのように処理をされたのかもわかりません。固定費の配分を変えたら二・五%程度は電灯料金をなお低くすることができるとある。あるいは総括原価の中から個別原価を算定するときの資料といふものを、国会にお出しになつた例も私たちは聞いていない。そして事業報酬の八%といふものについても、固定資産がふえ、建設が進んでいけば、それだけワクが広がる仕組みになるわけですから、そういうような設備増強の立場から利益を先取りをする算定方式、そういうものについての改正の意図もはつきりしてゐない。こういうようなことを考へてまいりますと、はたして今度決定されました電気料金が最低必要不可欠な料金であつたかどうかということについては、疑問を残したままでござい、ます。それに電気税で料金が上がることによつて六百億円も増徴をされる。これは、それを返すような措置を考へるとおっしゃるのですが、それにあわせて今度の電源開発税を取るといふこと、しかも、生活保護を受けてゐる者からも取り立てるといふ苛徴請求の税制を、将来の展望もないままに永久にとり続けようといふ考え方を示してゐる。

私は、これらについてなお残された幾つかの問題を持つておりますので、委員長に要請を申し上げますが、きょうは科学技術庁長官が後ほど見えるという関係から、私の時間は今日はこれで終わ

りますが、他日質疑の時間を与えていただけたらどうか。委員長に確認した上で、私の質問をきょうは終わりたいと思いますが、答弁願います。

○安倍委員長 十分検討いたします。

○村山(憲)委員 終わります。

○安倍委員長 細谷治嘉君。

○細谷委員 本論に入る前に、昨日関係関係協議会でできました電気料金大幅引き上げ、それに伴いまして電気料金の減税問題が起つております。大蔵大臣も参議院の予算委員会なりで、電気料金改定の場合には前向きで検討をいたしたい、こういう御答弁をなさっております。

そこで、まず主官省であります自治省に、今度の電気料金改正に伴って電気税をどうするのか、いつやろうとしておられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○山下政府委員 電気料金の改定に伴いまして電気税が増税になることは事実でございますので、納税者の負担を軽減するという点については検討しなければならぬと思つております。たとえば料金値上げによつて従来免税であつた者が課税されるというような事態も生ずるわけでございまして、そうした点を配慮して、電気税の軽減ということについては前向きで検討をいたしたいと考えております。時期につきましては、政府案をまとめ次第、できるだけ早い機会に法案を提案申し上げたいと考えております。

○細谷委員 前向きで検討したいということですが、検討するといふ場合には、具体的問題として税率をどうするのか、免税点をどうするのか、こういう問題があります。免税点の引き上げだけで行くのか、税率にも触れるのか、これはいかがですか。

○山下政府委員 免税点につきましては、先ほどお答えいたしましたように、従来の免税世帯が少なくとも課税を受けるようなことにならないようにしてはならないと考えております。税率につきましても、免税点以上の世帯におきましても、負担が重くなるという点についての配

慮が必要な場合が考えられますので、税率についてもあわせて検討したいと考えております。

○細谷委員 今度の七十二国会で地方税法の改正が行なわれた。六月一日から千円の免税点が千二百円になるわけですね。千二百円になった場合に、自治省の説明であります、いわゆる免税世帯といふのが二六%から二七%に上がる、こういうことになっております。そうしますと、逆算して六月一日から、二七%の免税世帯に予定されておつたものに対しては、税がかからないように免税点を引き上げることですね。幾らぐらいになりますか。

○山下政府委員 最低の考え方として、いま御指摘のような考え方では免税点の引き上げを考えると、思ひます。

○細谷委員 大体において五十数%電気料金は上がったわけでありまして、千二百円の免税点、その半分の六百円加えるとして千八百円。そして、今度の電気料金の体系というのが福祉型へ指向した、こういう料金体系になったのだ、こういうこととありますから、少なくとも千八百円を下らない。新聞等に伝えられております免税点は、二千円という新聞の記事もありましかれども、そういうふうに理解してよろしいのか。あるいは税率については、現在六%、これをいまここで何%にするのかというところをお答えできないにしても、これも下げるわけですね。その辺を少し、料金を上げると関係関係協議で決定しているわけですから、答えてください。国民も心配しているでしよう。いかがですか。

○山下政府委員 今回の地方税法の改正で定めました千二百円の免税点という線は、おおむね月の使用量が百キロまで免税にするという線に当たつております。したがいまして、料金値上げ後も同じく百キロを使う家庭が免税点の適用を受けるといふことにするためには、千四百円ないし千五百円に上げればよろしいわけでございます。それを最低の線といたしまして、ただ、今回の料金の定め方が新たに福祉料金というように制度も定める

という仕組みも入っておりますので、そうした事情も含めて免税点の引き上げの方向をきめてまいりたい。最低限度は先ほど申し上げたようなこととございまして、新たな事態も含めて免税点の引き上げの額をきめてまいりたいと考えてます。

税率につきましては、御指摘のように、現在六%でございますので、それを引き下げることにについても検討しなければならぬのではないかと考えております。

○細谷委員 それでは、いまのお答えで、福祉型ということも含めて免税点の金額を引き上げていく、こういうことに重点を置いて、調整的な意味において税率六%を下げていく、こういう考え方であると受け取つてよろしいか、いかがですか。

○山下政府委員 免税点につきましては、課税をされないという世帯の問題でございますし、税率は課税される負担者の負担をどうするかという問題でございますので、調整的ということとは適切であるかどうかは別といたしまして、両方あわせて検討せざるを得ないのではないかと考えております。

○細谷委員 局長はきょう来ませんし、大臣も来ておりませんから、これ以上詰めるのもどうかと思ひます。

税の総元締めであります大蔵大臣は、料金が引き上げられた場合には前向きにこれを検討する、そういうふうな国会で答弁なさつております。いま主官省である自治省から、しつぱのほうまではいきませんけれども、牛の頭と胴ぐらいのところまで大体めどが出てきたわけでありまして、大蔵大臣、どうお考えですか。

○福田国務大臣 これは、免税点を大幅にして免税点一本でいくか、あるいは免税点の引き上げを中幅にいたしまして税率の引き下げも加味していく、こういう二つのやり方があると思ふのです。そのどれをどういうふうにいたしますか。これはきょうあたりから自治省を中心にいたしまして関係各省で相談を始めよう、こういうことであります。いずれにいたしましても、細谷さんがおつ

しやる趣旨の方向で検討は行なわれるであらう、かように考えております。

○細谷委員 電気税は、後ほどお聞きしたい電源開発促進税と同じように、実態的には消費者負担、大衆負担、こういう性格のものでありますので、私はあらためてこの問題でお聞きしておるわけがあります。

そこで、今度の国会は会期が少ないのでありますけれども、減税措置はいつからおやりになるのか。それはいつの国会に対処しようとしておられるのか。これをひとつお答えいただきたいと思ひます。

○山下政府委員 非常に重要な判断を要する問題でございますので、私から正確にいつの国会というものを申し上げるわけにはまいりませんが、政府案がまとまり次第、できるだけ早い機会に実現をはかりたいと思ひます。

○細谷委員 大蔵大臣いかがでしょうか。今度の国会は六月三日までですけれども、会期は余すところわずか。そこで、参議院選挙後の臨時国会といふこともいわれているようでありまして、どういふことでしようか。これはたいへんな負担になるわけですから、ひとつ大蔵大臣の所信のほどをお伺いしておきたい。

○福田国務大臣 私は、この税の主官でございせんので、責任のある答弁はできませんけれども、いま自治省のほうで、これはまとまり次第すみやかに実行したい、こういう趣旨のことを言つておるわけです。私のほうにいたしましては、政府案がまとまるということになれば、これをなるべく早く実施することには御協力申し上げたい、かように考えます。

○細谷委員 料金値上げは六月一日からということになっておるわけですが、そうしますと、参議院選挙後の臨時国会ということになりますと、これは八月になつちやうです。その間にへビが卵をのんだようにふくれるわけですね。これはさかのぼるつもりでございまして、その辺どうでしようか。

○福田国務大臣 これは減税ですからさかのぼ

れ、こういうような説もあるかと思ひますが、さかのぼるといふことも異例なこと、そのしよつちやうやういふわけでもないわけ、その辺はなかなか機微の問題であらう、こういうふうに思ひます。専門家の主税局長が専門的に見解を申し上げます。

○山下政府委員 電気税は、御案内のように、電力会社が電気料金を徴収するにあわせて特別徴収義務者として徴収をいたします。毎月毎月の検針日現在で徴収をいたします関係もございまして、かりに法律がおくれた場合、さかのぼって減税するという方法は技術的に不可能でございます。

○細谷委員 技術的に不可能だ——返せばいいん、何月か。これは不利益の不遡及原則というものはありますけれども、いま大蔵大臣が言いましたように、減税することであつて、そして確かに年度の初めの税法の審議の際には、こういう大幅なものを予定してゐなかつた、そういう形で税法を出したのでしよう。ですから、特別徴収義務者に迷惑をかけるから取つたもの、もう取り得た、こういうことは許されませんよ。しかも、国会はまだ開いてゐるんですから、これは大蔵大臣の考へのおと、やつぱり措置するのがあるていまであります。あなた、事務官のような態度で困るのですよ。それでないと、大臣に来てもらわなくてはならない。大蔵大臣は御遠慮なさつて御答弁をなさつておられますけれども、何と云つたつて大蔵大臣というものが税の大御所であることは間違いないわけですから、もう一度大蔵大臣の考へをのべて。

○福田国務大臣 私は、地方自治を侵してはならないといふ常におしかりを受けておるわけでございます。そこで、事地方自治法になりますと、大蔵大臣の発言は非常に慎重になるわけでございます。お答えはたゞいま自治省のほうから申し上げます。お答えはありますが、なお私のほうからも自治省に御趣旨のほどをお伝えいたしまして、よく検討していただきます。

○細谷委員 もう一つ。消費者から取つてゐるんですから、電力会社が納めてゐるわけじゃないのですから、おくらせてもそれは返せばいいんですよ。簡単です、取りに行くときに返せばいいんですから。それはひとつお願いしておきます。

そこで、私は、この問題について税の公平負担の原則という点から、この際、大蔵大臣に承つておきたいと思ふのです。新聞等に掲げてありますように、今度の料金は地域格差が拡大した。全国九ブロックに九電力会社があるわけですから、料金の地域格差が拡大した。このことは裏を返しますと、電気料金の格差が拡大した、こういうことであります。新聞等で見ますと、今度従量電灯が北海道が一キロワットアワー当たり十四円七十七銭、東京が十五円四十四銭、九州が十五円四十七銭、全国平均は十五円四十七銭であります。大口のほうでは電灯はどうかといひますと、北海道が十五円五十九銭、東京が十七円三十三銭、九州が十七円八十七銭、平均が十七円七十七銭ということであります。電力にいたしますと、業務用が北海道が十三円三十九銭、東京が十四円四十一銭、九州が十四円八十六銭、平均が十四円三十一銭、こういうことであります。

ですから、電気料金が改定されましたので地域格差は拡大した。したがつて、料金に完全にリンクしたしますこの電気税といふのが、同じキロワットを同じ条件で使つておつても、北海道と東京と九州では納める税金が違ふ、こういうことになりまふ。日本国じやうどこにおつても、同じ条件であれば大体同じ税金を納めるというのが税の公平原則だろつと思ふのです。こういうふうな拡大傾向になつてまいりますと、やはり税の原則から問題があるのではないかと。したがつて、いわゆるキロワット単位で課税をしようといひましたと、電気料金がそのまゝリンクするといふ電気税のかけ方には、これはやはり税の原則にもとら点があるんだんとおぼしやうと私は思ひます。こういう点、大蔵大臣、どうお考えでしようか、所信のほどを承つておきたい。

○岸田政府委員 いまのお話の中で、多少補足説明をしておきたい点がございまして。

全国の料金格差は、従来は北陸が一番安く、それから九州が一番高いといふ体系でございまして、今回の値上げにおきましては、北陸が平均を上回る五九%になり、それから九州が平均を下回る四八%の値上げでございまして、全体としての格差は多少は正されたといふ形になります。

○山下政府委員 電気税の課税標準を、料金ではなくて電気使用量にしてはどうかという御提案でございまして、一つのお考えだとは思ひますが、現在の電気税の性格が消費税でございまして、消費に担税力を見出して課税するといふ基本的な性格を持っております。したがつて、担税力といふものは、やはり各支払います料金に最も端的にあられるものではないだらうか。そういったし、現在の電気税の性格から申しまして、担税力を一番的確にあらわす料金のほうが課税標準としては適當ではないであらうかといふふうにお考えます。

○細谷委員 担税力を的確にあらわすといふやうな、そんなばかなことはないよ。そこで、大蔵大臣、私は諸外国の電気税の状況を調べてみました。スウェーデンは電気料金です。イタリヤは使用量です。キロワット時です。スペインも使用量であります。メキシコが電気料金。ギリシアが電気料金。トルコは使用量。この自治省の課長が書いた本には半々です。同じ国内におきまして、これは現在の九電力といふ電力会社の本質的なあり方、全国一社であるべきかどうか、そういう議論はありますけれども、それは抜きにいたしまして、やはり同じ日本に住みながら九州と東京と北海道では同じ電氣量を使つて料金が違ふといふのは、税の公平の原則からいって問題があるかと思ふ。諸外国でも電気料金にリンクするものと電気使用量にリンクするものと二つあるわけですから、この辺御検討を要するのではないかと私は思ひますが、大蔵大臣どうですか。

○福田国務大臣 私は、電気税が、従量税がいいか従価税がいいか、どつちがいいか、そういう点をあまり考へたこともありませんけれども、まあ従量税でいくべしといふのも一つの有力なる御意見かと思ひます。ただ、先ほど御答弁がありまして、その格差が是正されたといふ、その傾向のほうが強んだといふやうなこの時点の問題とすると、現実の問題としては、いままですつとやつてきた従価税を従量税にあつて改めるといふのもまたいかであらうか、こういうふうにお考えですが、なお、これは自治省にもよく検討していただくことにいたします。

○細谷委員 せんだつて、ある近畿の市長さんが国会に参考人として来ました際に、従来電気ガス税といつておつたものを今度電気税とガス税に法律上分けた、その魂胆が地方としては心配である、こういうことを述べておりました。なぜ地方が心配するの。それは、電気税とガス税を切り離すことによつて、やがて電源開発促進税に全部移行してしまふんじゃないか、こういうことを地方は非常に心配をしておるということであつた。

そこで、私があつて現在の従価税といふものを従量税に改めたらどうかと言ふことも、あるいは地方の公共団体は心配してゐるかも知れませんが、せんけれども、税の本質にかんがみてあるべき姿を追及いたしますと、日本の電力の、いまの九電力の実情からいいますと、税の公平の原則、そういうものをやはり考へておかなければならぬことだと思ふのです。そういう点で、これ以上この問題について触れませんが、大蔵大臣なりあるいは自治大臣等十分にとつて御検討をいただきますといふことを要望しておきたいと思ひます。

そこで、私は本論に入るわけですが、大蔵大臣、今度の電源開発促進税といふのは税制調査会におはかりになつたのですか。

○福田国務大臣 これは税制調査会にはかゝりません。つまり、これは予算編成の過程におきま

してそういう議論が出てまいり、とてもあの徹夜騒ぎの予算編成の過程で、税制調査会を招集して諮問をするというような状況ではなかったわけでございます。これは異例といえは異例のことでありますが、税制調査会にはおはかりいたさなかつたというのが事実でございます。

○細谷委員 私あまり税制調査会を信用しているわけじゃありませんけれども、かつこうは税制調査会の議を経て国の税制方針というのははきめるというのが従来のあれでありますから、臨時的に徹夜のどきさの中でこの税金が出てきたところに問題があると私は思います。けれども、これ以上きようはこの問題については触れません。

そこで、電源開発促進をいたしたいということ、この税を設ける、一般会計と切り離して特別会計を設ける、そうして周辺整備をする、こういうことになっておるわけでありまして、大蔵大臣にお尋ねしたのでありますけれども、なぜ今日電源開発される立地点でこの電源開発について反対の意見が起つておるものでありましか。この点についてひとつ大蔵大臣、どうお考えになっておられるのかお答えいただきたい。

○福田国務大臣 これは二つあると思うのです。地域住民がその安全性について危惧を持っておる、これが一つ。それからもう一つは、そういう施設ができて失うところというか、いろいろ世話しなければならぬ面が出てくるけれども、よつてもつて受ける利益が少くないのだ、こういう二つの面があると思うのです。

そこで、その安全性の問題は、これはいま御審議いただいております法案とは別個の問題であります。基本的にはこの問題と取り組まなければならぬというので、科学技術庁を中心として鋭意努力をいたしております。

それから、その地域住民に対するサービスといひますか、そういう問題につきましても、これはまさにこの法案と関係がある、こういう問題でございます。そういう施設が設けられる、これは地域社会にも非常に利益になる点が多い、こういう

ことです。その地域住民に与える利益を推進する、よつて地域社会からその施設のできることが歓迎される、こういうような環境づくりを積極的に行つていこう、こういう趣旨でございます。

○細谷委員 これは通産省からいただいた資料でありますけれども、「近年発電所の立地は、地元住民の反対により難航することが多く、電気の供給力は、計画を大幅に下回つています。」その説明で「その理由の第一は、地元住民が発電所の立地に伴う環境保全に対し不安感を持つておることで、大臣がおつしやいました安全性の問題あるいは公害問題、そういう問題について不安感を持つておるということをおつしやられております。」「第二は、発電所が建設されても他の工場の場合と異なり雇用効果等が小さく、必ずしも地元住民の福祉向上に役立たない」ということが指摘されております。

そして、その答へとしてこういつております。発電所の立地にあたつては「発電所が建設される地点の周辺地域において道路、港湾、診療所、公民館等の公共用施設を整備し、地元住民の福祉の向上と地元経済の発展を実現していくことが必要」と考えられます。発電所の立地が地元住民の生活を豊かにすること、そのために公共事業をやるのです。それは、今度の周辺整備の法律を出したこれでだけ解決するでしょうか。大蔵大臣いかがです。

○福田国務大臣 いま発電所が地域社会から受け入れられない、そういう状況はなぜ起つてきたかという、つまり、原子力発電の安全性につきましても地域社会の人が危惧の念を持っておるということが一つ、それから地域社会に与えるフェーパーという環境整備への貢献というか、そういう二つの点にあるのじゃないか、そういうふうには私は思つておるのです。ほかにはいろいろあるかもしれませんが、大きな点はその二つである、そういう理解でございます。

○細谷委員 私はこれにあげてあります通産省が指摘している雇用の問題も確かに大きいと思う。しかし、だんだん大型化し生産性が上がつておる、まして、私の手元に九州電力の値上げ申請についての資料がございます。それによりますと、四十八年度は従業者は一万五千七百四名である。十年前の三十八年には一万七千七百九名であつた。したがつて、全体としては一・三％雇用が減つております。こういうことで、新規の発電所ができましても地元住民の雇用というものが促進されなない、こういう点もあることは間違ひございませんけれども、同時に、通産省が指摘されておらない税制面、こういう問題について政府の姿勢に過去に問題があつた。現に千葉県の知事はどうおつしやつておられますか。千葉県は発電県であります。発電した電力量の半分しか千葉県は使つておりません、発電した電力というものはもつと千葉県にひとつ優先的にやつてほしい、こういうことを言われておられます。これは最近千葉県知事が言つておることでありまして、北陸等のいわゆる昔の発電県といわれておる富山等へ行きますと、おれのとこで水力電気をつくつても東京とか関西のほうに持つていかれるだけだ、そして発電所はできたけれども税金等何らのメリットもない、こういうふうには言つておられます。税制面においても、メリットがないところか、たいへんなデメリットがある。公害や雇用あるいは安全性の問題ばかりでなしにデメリットが現にあるのです。やはりそうお思いになりませんか。

○福田国務大臣 確かに、そういう大きな施設ができるのですから、これはデメリットというかそういう面があると思うのです。あると思うが、メリットもあるわけなんです。たとえば、いま税のお話がありましたけれども、固定資産税とかこういうメリットもあるわけでありまして、しかし、それでは足らぬというので、もつとメリットを拡大しよう、そして地域社会がそのメリットに着目いたしまして、そしてこの施設の設置について協力をする、こういう体制をつくり上げよう、こういうのが今回の特別会計なり目的税なり、そういうもののねらいであります。

〔委員長退席、浜田委員長代理着席〕

○細谷委員 それは発電所ができましたから、固定資産税でいうと若干のメリットがありますけれども、そのメリットを押えておつたのがいままでの税制体系じゃありませんか。自治省、地方税法の三百五十条の固定資産税の税率というのは、一・四ということになっておるでしよう。制限税率は二・一でしよう。ところが、発電所を持つておる市町村には税金があまりいき過ぎるからというので、二項、三項がつけ加わつたじやないですか。四十三三年か四年ですよ。確かに税金はふえるでありますけれども、税金がふえたと同時に、財政需要が大きくなつておる。そこへもつてきて、その税金が入らないように発電所所在市町村を押えておるじやないですか。

読んでみましよう。三百五十条の第二項、これは四十三三年か四年にできておるのですよ。どういふことかという、市町村は、百分の一・七をこえる税率で当該年度の固定資産税を課するときは、あらかじめ、文書で、その旨を自治大臣に届け出なければならぬ。本来、税というのは標準税率、制限税率の範囲であれば、地方公共団体が自主的に条例で決めていいわけです。この場合に限つて、一・七をこえて取る場合は自治大臣に文書で届け出なければならぬ。こういう規定は発電所所在市町村をいじめる以外の何ものでもないじやないですか。どうですか。

○山下政府委員 御指摘のように、この規定を昭和四十三年の改正で入れましたときの趣旨は、発電所に限りませんで、一つの市町村におきまして一人の納税義務者が持つております固定資産税の課税標準が、市町村全体の固定資産税の課税標準の三分の二をこえるような納税義務者がいるとした場合にきまして、この届け出制度を設けることによりまして、超過課税の慎重を期しようという趣旨で設けられた規定でございます。すなわち、一人の納税義務者が三分の二以上の固定資産税を負担する、というような市町村におきまして超過課税を行ないます場合には、その特殊

な納税義務者の負担が著しく増大するというようなことにも結果的にはなりませんし、そういう納税義務者にとりましては、税率決定にあたって意見を十分反映する方途も十分とはいえないというような事情もございしますので、一般的にそうした状態においては届け出を出していただきまして、自治大臣の判断も言わせていただきまして、超過課税の適正を期そうということで設けた規定でございます。

ただ、御指摘のように、市町村財政の面もありますし、地方自治の尊重ということもございまして、この制度はいわば伝家の宝刀とでも申すべき規定にいたしておきまして、できるだけこの規定の発動がなされないようにいたしたいというふうに考えてきておりましたし、現にこの規定ができました以後、届け出を出していただいたあとで自治大臣が指示をするというような事例もございしませんでしたし、私どももいたしません。市町村の自主性をそこなわないように、運用については十分な配慮を加えていきたいと考えております。

○細谷委員 あなたは、発電所じゃない、一つの納税義務者がその自治体の課税標準額の三分の二以上を占めない場合はいい、三分の二以上を占める場合には自治大臣に文書で許可を得なければいかぬ。法律で定めた税金を納めるのになぜ納め過ぎになるのですか。そんなばかげたことありませんよ。条例で定められた税率で、法律の範囲内において税金を取る。たまたまその人が三分の二以上の課税標準を持っておたということだけであって、余分に納めたことには一つもならぬじやないですか。余分に納めるなと思うから間違いだ。

しかも、あなたはそう言うけれども、それでは自治大臣は前項の規定によってどうやるかという、激甚災害が起こった場合とか財政再建団体が計画の中で一・七以上取りましようというときは届け出ぬでいいですよと政令で定めてある。がんじがらめですよ。こういうがんじがらめでありま

から、地方団体が何で自治省に持つてきますか。大臣、これを許可いただきたい、一・八にしますから許可いただきたいと持つてきません。現実には、この法律ができる前後に超過課税をやつておる市町村の数を調べてみた。この法律を契機にして、一・八以上の徴税をやつておるところはほとんど減つていつておるんですよ。あなた、とばかりいかにぬです。自治省ですから、自治大臣には持つてきませんでしたから運用は適正でございました。あなた、いままが申し上げたとおりで、この固定資産税の税率というのは、四十三年までは一・四でございまして、その前は一・六であつたこともあります。そこへ持つてきて、わざわざ発電所ですよ。発電所に限りませんと言いますけれども、対象になったことは発電所でありま。当時私は該当委員会の理事をしておつた。そして折衝いたしました。ところが、対象になつておるのはほとんど発電所のある所在市町村ですよ。それをねらい撃ちしたのです。こんなことをしておつて、大臣、確かに若干の税金はふえたでしょうけれども、発電所所在市町村の自治権の侵害じやないですか。しかも、三分の二以上の課税標準を持つておるからといって、その税金を安くしておいて所在市町村を財政的にいじめののなら、これはもう所在市町村の長や議会が、私のところは発電所するだけで一つも役に立つていませんから発電所はやめたと言ふのはあたりまえですよ。

大蔵大臣、どう思いますか。こういう発電所促進税まで設けて電源開発を進めようという時期に、こういう二項、三項をそのまま存続させておいてやろうなんというのは本末転倒だと私は思うのです。いかがですか。

○福田国務大臣 私は、自治省のやつておることに對しまして是非の意見を言うことについては非常に慎重なんです。これはすぐ細谷さんあたりからおしかりを受けるわけです。中央から地方自治の自主性に対して干渉する、こういうようなことを言われるおそれがあるので非常に慎重に発言を

いたしておりますが、ただいま御指摘の問題は、私もよく事情を承知しておりますけれども、いま細谷さんから承つたところを見ると、一つの問題もあるような感じもいたします。したがいまして、これは自治大臣にそれを申し上げるということとで御了承を願うことにいたします。

○細谷委員 私は、大蔵大臣に財政問題で自治権を侵害しては困りますよと言つていました。私は、自治権を守るという意味において二項、三項は自治権侵害です。いま税をさういふふうに取りつておるところはありま。言つておられますけれども、一・四から二・一まで取れるわけです。かつては一・六から三までやつたのです。取れるわけですから、取れないようにしておいて、これこそ自治権侵害でありますから、私がいつも大蔵大臣に申し上げるように、そういう自治権侵害ばかりでなく、電源開発をやつた市町村は恵まれないのです。これが今日、非常に大きな、千葉県知事のことになり、北陸市町村のことになつておる。こういうことをひとつ十分に御理解いただいて、あなたは内閣の一大蔵大臣じやないのですから、日本の財政、金融、税制を動かしているのですから、ひとつ間違つたことは、不合理なことは、直すように積極的に働きかけていただきたい。いかがですか。

○福田国務大臣 自治大臣に申し上げまして、自主的によく検討してもらいます。

○細谷委員 これは大臣、そもそも政府から出た案じやないのですよ。二項、三項は議員立法です。ですから、これはひとつ与党で、ここまでやるのなら直していただきたい。

○浜田委員長代理 この際、委員長より申し上げます。大蔵大臣並びに自治省は、直ちに本問題の処理に全力をあげてくださるようお願い申し上げます。

次の質問に移ります。お願いします。

○細谷委員 次に、大蔵大臣、税法上もう一つあるのですよ。これは三百五十条の前の条項、三百

四十九条というのがあります。三百四十九条というのは、税法ができたときにもとあつた条文であります。そのあとで三百四十九条の二、三、四、五とふえていきました。ふえていったのは何かといふと、そういう発電所ができた、固定資産の税率で押えておる上に、一定限度以上の課税標準額があつた場合には、これを県に吸い上げますよと県に吸い上げておられます。四十九年度はどうかといふと、大体十八億圓ぐらゐ。吸い上げられた当時はどのくらいかといふと、ばく大な金額が吸い上げられた。それは発電所ばかりじやありませんけれども、大きな企業等を持つておる市町村の税源が、おまえのところはよけい来過ぎるという形で県に取り上げられたのです。

四十九年度の今度の税制でその一部が、三百四十九条の三、四、五というものが直りました。直りましたけれども、それは四十九年の一月一日以降でできるものから直つたのであつて、その前は変わりがありません。これじや新しいところのものは、電源開発促進税をもらう、前のものは圧倒的に多い電力量を国民に供給するのですよ、産業に供給するので、そういうところは依然としてデメリットが残つておるのですよ。こういう税法。しかも、地方税法ができた後につけ加えた条項。私はあえて言うならば、あまりにも電力会社、大企業寄りの税制が三百四十九条の二、三、四、五、こういうものに織り込まれております。これもやはり直さなければならぬと思うのです。

時間がありませんから詳しくは申し上げませんが、これはたいへんなことである。五千人以下の村、五千人以下の町では、発電所ができてそこに二百億圓投資しても、三億圓以上の税金は取つてはならぬという状態になつておるのです。今度は五億圓になります。二百億圓の発電所ができたつて、その税金はたつた五億圓しか四十九年度以降取れぬ。その前は三億圓、その前は一億圓しか取れないというのですから、もう発電所をつくることならお断りしますというのとはあたりまえでしょう。どうですか。これもひとつ三百

五十条の二項、三項と同じように直していただかなければならぬと思いますが、これはまた自治省にあまり言っちゃいかぬ、非常に慎重な御答弁をなさっておりますが、大蔵大臣の考えをお聞かせください。

○福田国務大臣 ただいまお話しした事項が新たに加わりましたのは、発電施設のできる当該市町村の財政が改善される、そこでその他の近隣の市町村等とのバランスが著しく失せられるということから始まったというふうに私は理解しております。ところが、この発電所設置の地域選定という問題が非常にむずかしい問題になってきた、それに対して何らかの対策を講じなければならぬ、そういう世情を考えますと、そういうアンバランスがあるというだけのことであるという意見が、最近起きてきておったわけでありまして、そういうことから、たしかこの問題は、二、三年間も議論し続けられておった結果は正が加えられた、この問題は解決になったんだというふうに、これは正確ではございませんけれども、私は道筋としてはそういうふうな承知しておるわけなんです。

いま承りますと、まだ残滓が残っておりますというふうなことでございますが、その点、なお自治省に十分検討してもらうように、私からも申し上げます。

○細谷委員 先ほど申し上げましたように、四十九年度で十八億六千九百万円、市町村の分であるものが県に吸い上げられるわけです。私は自治省に申し上げました。従来は七十億とか八十億は吸い上げられておったわけですが、たったこればかりしか残らないのだったらきちんとせぬかと言ったら、自治省いわく、茨城県のある町——あえて名前を申し上げません、茨城県のある町ではそのために十億円ぐらいい税収がふえます、これは発電所の所在町ですよ、十八億の十億円はそこにくくから困るというのですよ。だから残しておくんだ、あとは三億とか二億とかあるいは五千万円とか、そんなものです。それで幾つの団体があるかと

いうと、三千三百の地方公共団体のうちたった六つしかないのです。ところが、この事項をまだ生かそうとしているのですよ。

こういうことで税の原則を曲げるのならば、大臣のおっしゃったように、やはり地方財政のバランスをくずしてはいかぬ、財政秩序を守らなければいかぬということなら、いまのギャンブルのほうもつと問題です。ある町は二億五千万円の税収しかないのに、年間ギャンブルで二十五億円一般会計に入ってくるのです。どういうふうにして金を使うかということでも心配しております。中国地方の広島県のある町では、数年前でありますけれども、一億円の税収しかないが、ギャンブルで六億円入ってくるというのです。こういう実態でありますから、財政秩序を乱す、不均衡な財政を許せないということであるならば、ギャンブルこそ明確にして、県がプールして関係市町村に相当部分を配つてやる、ここからいまでのことをやらなければいかぬのであって、これを問題にするのなら、まずギャンブルから財政秩序を守るために措置していくべきだと私は思います。この点ひとつ大蔵大臣、はっきりとした御答弁をいただきたい。

〔浜田委員長代理退席、委員長着席〕

○福田国務大臣 固定資産税のほうは、ともかく大かた直してお残滓が残っております、こういうふうな状態かと思っております。その残滓が残っているについては、自治省でもいろいろ考えて、その残滓は残さざるを得ないような議論に到達したので、その残滓の残ったのかと思っておりますけれども、いまだにかくこの発電所の立地条件、そういうことが非常に大事な段階だ、そういう段階に臨んでなおその残滓をどうするんだ、こういう問題もあるいはあるかもしれない、そういう点を申し上げまして、ひとつ検討していただく、こういうふうないたします。なお、ギャンブルの話でございますが、理論としてはまことにそのとおりだと思っております。私どもも実情を見ておりまして、ある町はギャンブル収入がたいへんある。それに対して、他の市町村

においてはそれを分けてくれぬか、あるいは競馬を一回こつちのほうでさせてくれぬかと、いろいろの問題が起こつておるようでございます。そういう点は自治省のほうでどういうふうな考えておりますか。理論としては私は細谷さんのおっしゃるとおりではないか、そんなふうな感じを持っています。

○細谷委員 いろいろと詳しく具体的に御質問したいのでありますけれども、時間もありませんので、与党の理事からも言われておりますけれども、私は与党の理事の言うことを聞く必要はないので、わが党の理事の命令に従いますけれども、しかし、審議に協力して省略を大きくしまして、最後に一つだけお聞きしたいと思うのです。

昨日、私は商工委員会周辺整備法の第七条に基づき特別会計から交付される金の使途についてお尋ねしたのであります。大臣も御承知と思っております。ありますけれども、昨年出しました周辺整備法のいわゆる旧条文の中には、電源開発促進税という構想はありませんでした。電源開発促進税というのは、時間がありませんからもうお聞きいたしませんけれども、昨日通産省で明らかにしたことを聞きますと、間違いなく今度の許可する電気料金の中に一〇〇％、百一億円繰り込まれておるわけですから、そういういたしますと、国の目的税として取りますけれども、実質的にはキロワットアワー単位で消費者に転嫁されていくわけでありまして、そして交付金は何かといえますとキロワットでくるわけですから、税金はキロワットアワーで全国の使用者から取つておいて、そして配るのは限られた幾つかの地点にキロワット単位でやるということでありまして、取る単位と交付する単位が違つておつて、そして目的税といふのはその住民に直接リターンされるというために設けられるものでありますのに、全国の人にキロワットが受けるわけですから、それと周辺だけがキロワットを受けるわけですから、それもキロワット単位、なぜ一体こういう目的税があるのか。なぜ一体キロワット時で税金を取つてキロワットで配るのか、こういういろいろのむずかし

い問題点がありますけれども、それは時間がありませんから省略いたします。

そこで、お聞きいたしますが、整備計画というのができます。旧条文では、その整備計画の中で重要な道路とか港湾とかそういうものについては一般の補助率を超えた特別の補助率を適用しようとしておりましたが、今度はそれがなくなつております。そして整備計画に基づいて交付金がいきますと、その交付金は整備計画に盛り込まれたうちの単独事業だけに使えということがあります。新聞にそういうふうに出ているのです。そういうしますと、国の補助事業の裏負担というのはその交付金ではだめだぞ、こういう制限をつけて、単独事業をもつたらやりなさい、こういう形で交付金をもらつたら、五年間地方団体はたいへんです。しかも、原子力発電がいくようなところは過疎地で財源のないところでありまして、整備計画の中の公共事業と単独事業がどういう割合になるか知りませんけれども、その公共事業のほうに交付金は使つてはいかぬということになると、今日の地方財政にとつてはありがた迷惑ということになると思ふのです。この交付金はひもつきにするつもりですか、あるいは交付金はその整備計画の範囲内において認められた整備計画のためにその市町村が自主的に支出していく、こういうことではないか、これをひとつ明快にお答えいただきたいと思ふのです。

○辻政府委員 ただいま御指摘がございました電源立地促進対策交付金は、周辺地域整備法の第七條の規定に基づきまして発電所等の設置の円滑化に資するために公共施設等の整備事業について交付されるものでございます。したがしまして、この交付金は地方交付税交付金のような地方公共団体に対する一般財源の付与とは性格が異なるのではないかと、かように考えているところでございます。そこで、その交付対象をいたしまして基本的な考え方としては、いわゆる地方の単独事業を考へていくところでございます。しかし、具体的にどういう範囲にいたしますか、その実施の

細目につきましては、通産省、自治省はもちろんでございますけれども、いろいろな事業を所管しておりますそれぞれの所管省がございまして、そういう各省と今後十分協議をいたしまして決定してまいりたい、かように考えているところでございます。

○細谷委員 誤解のないように、私は地方交付税と同じように、地方公共団体の思うとおり何にでも使っている、人件費に回す、何にでも回している、そんなことを言っているんじゃないやしません。市町村長の意見を聞いて知事がきめた整備計画、その整備計画に載っている事業ならば、公共事業の裏負担であらうと単独事業の金であらうと使っているではないか。それを整備計画に載っているもののうちの単独事業分だけ、こういうことになりまして、金のないのに補助事業への裏負担はこれではできません。いまだうやっているかという、発電所を持っているところは、たとえば若狭湾のある町に私は行きました。発電所に行く道路をつくっております。相当の裏負担があります。そのために、私が拝見いたしました四十八年度の予算では二億五千万円、その所在の電力会社から寄付を採納して、そしてその裏負担をしていくわけですよ。その寄付もなくならないで、交付金でやれということになるのです。ところが、そういう補助のついた道路の裏負担はできませんというところになった地方はたいへんです。ですから、私は何でもいというところを言っているんじゃないですよ。整備計画に載った事業に対しては、補助事業であらうと単独事業であらうと、その市町村が持つべき金に充当する、これはいいことじゃないか。またそうすべきだ、こう私は思っております。大蔵大臣いかがですか。

○福田國務大臣 財源が幾らでもあればそういう立論も成り立つかと思うのです。しかし、財源も限られたものである。単独事業に充当するという辺で手一ぱいであるという見当からおそらくそういうふうな考え方になるのだらうと思いますが、補助事業になりますれば、補助の裏財源はこれは

起債がありますとか、いろいろな手当てができるわけでございますから、それは細谷さんがそう御心配になるような事象ではなからう、私はそういうふうな思いです。むしろ単独事業のほうが市町村とすると問題だ。その単独事業につきましては、これから手広く財源にその心配なしにできる、こういうのですからたいへんけっこうなことじゃあるまいか、さように考えます。

○細谷委員 大臣、若干幅のあることで単独事業に限定しないで整備計画の中の補助事業にも充当してもかまわない、こういう意味のことをややかくなく御答弁いただいたと私は理解しているわけですよ。少し突き詰めていきますと、今度のこの交付金というのはキロワット当たりの単価でいきますけれども、その単価を二つの方法で頭打ちにしているわけですよ。頭打ちしているのは何かと定資産税の四分の一、どういふことかといふと、定資産税の完成時における固定資産税の評価額の二五％、これを越しやいかぬ、それ以内だといふことのワケがはまっているのです。

その次に、所在市町村の基準財政需要額かける二・二マイナスイス基準財政収入額の三分の一、こをばかえて言いますと、七十五分の二十五ということです。この思想はどこから出ているのですか。交付税計算の中で、市町村の税収というのは七五％を基準税額として見る。残りの二五％が自主財源ですよ。そういう思想から出ているわけですね。したがって、地方交付税そのものではありせんけれども、考え方としては、そういう流れがこの中にずっと入っているわけですよ。そうして五年後に完成した場合に、一億の金が入ってきた場合には七千五百万円というのが基準財政収入額と見られるんですよ。ですから、交付税がその分だけ減ります。残りの二千五百万円だけが市町村の自主財源ですよ。こういう意味でこれを保障しているわけですね。

そういうことからいいますと、これを完全にひもつぎにして、補助事業の裏負担には使わせない、

単独事業だけ、あと制限することは頭打ち、これはその流れている背景からいって問題がある、これは私は思います。大臣、そういうことであります、きのう自治省に伺いましたと、やはり自治省は整備計画の中でどれにでも充当していいようにしてもらいたい、こういうことばでありましたから、ぜひひとつそういう形で処理していただきたいと思ひます。一言お聞きしたいと思ひます。

○辻政府委員 電源立地促進対策交付金について頭打ちが設けられておりますこと、また頭打ちの基準といたしまして固定資産税の実質収入増相当額をとっておりますこと、それは御指摘のとおりでございます。しかし、これは交付金の金額の限度の、いわば計算の基準を固定資産税の収入に求めたわけでございます。交付金の性質そのものが変わるわけではないかと考えております。

交付金の性質につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおり思っております。

○細谷委員 そう言うから——私は交付金そのものだとおっしゃらないのです。その考えが流れているんじゃないか。ですから、整備計画の範囲内でやっております、こう言っているのです。大臣ひとつ、私の言うことを誤解しや困るのです。地方交付税そのままだと言っております。

○福田國務大臣 先ほどもお答え申し上げましたが、これは財源が幾らでもあれば、何も制限をする必要はないのです。しかし、自治団体においては、単独事業につきましては国の協力というものがほとんどない。こういうような事態でありますので、優先的にそこのほうへ限られた財源を充たし、このようにいふことなんです。しかし、いま

細谷さんは、補助事業についてその裏財源にも充当したかどうか、こういうお話をします。そういう点につきましては、ケース・バイ・ケースの問題といたしまして処理したい、そういう考えでございます。

○細谷委員 最後に、私はいろいろ聞きたいのですが、時間の制限がありましてこれで終わりますけれども、ただ税の性格、あるいはこれを設けた

いきさつ、そういう問題にかんがみまして、先にもやるものがある。いままですんさん発電所所在市町村なり立地点を冷遇しておいて、いまでもそのままにしておいて、新しい税で、いわゆるあめを与えてふんぐる、こういう性格の法律には、どうしても私は賛同できないということを申し上げて、質問を終わります。

○安倍委員長 塚田平君。

○塚田委員 いま細谷さんから、補助事業の問題について熱っぽい話があったので、これはさめないうちにさらに続けていきたいと思ひます。

いま大臣から最終的にケース・バイ・ケースで考えていきたい、こういう話がありましたね。そこで、整備法に基づく幾つかの政令があるわけですよ。政令のすいぶん多い法律なんですけれども、その中で交付金の対象事業についても、これは法七条関係として政令で定めることになっております。その中で、交付金対象事業が国の直轄事業又は国の負担若しくは補助事業でないこと。こういうふうな明確に出ているわけですよ。いかに大蔵大臣といえども、ケース・バイ・ケースでこれを考えるというところになれば、法律も要らなければ、政令も要らないということになるのじゃないですか。どうでしょうか。

○福田國務大臣 私、まだその政令というのを見えておりませんが、政令を正式に出すという際には、私が申し上げたような趣旨は実現できるように……

○塚田委員 それは政令、あるいはできていないければ要綱でよろしいということで、いま要綱を読んだわけですよ。たまたまこれが地方の問題とからんでいま熱っぽい議論がありましたので、とにかく大蔵の考えとしては、要綱として「補助事業でないこと」といふことがきつちりと、もうきわめて明瞭に出ている。

もう一つは、要綱という構想でいう補助事業とは何か、国の補助事業というのとは一体どういふものなのかという事です。ちょっと説明してください。

○辻政府委員 先般、通産省からお示しいたしました政令案要綱の骨子におきましては、先ほど私から御答弁申し上げました基本的な考え方を明らかにいたしたわけでございます。先ほど来大臣からもお答え申し上げておりますように、実施の細目につきましては、いろいろな事業があることでございまして、通産省、自治省をはじめ、関係省庁と協議をいたしまして、十分調整をいたしまして、具体的な事業の範囲をきめたい、かように思っておりますのでございます。

次の補助事業でございますが、国が補助金を支出して行なう事業であるというふうに考えております。

○塚田委員 それでは、たとえば各地方で行なっております終末処理、つまり屎尿処理とかあるいはまたごみの焼却炉、あるいは体育館あるいは消防、これは国の補助をもらっていますね、どうですか。

○辻政府委員 ただいま御指摘になりました事業は、いずれも国の補助事業であると考えます。

○塚田委員 それではまたこの要綱に戻ります。けれども、これは法第四條関係の要綱になります。

「道路、港湾、漁港、都市公園、水道その他政令で定める公共用の施設」、その「政令で定める」というものの中には、いま言った公民館から体育館から診療所から保育所あるいは消防、とにかく一般の地方自治団体が最低限やらなければならないと言っているんですが、たいていある、そういう施設をずらりと並べているのです。しかもこれは国の補助でしよう。これが整備計画に入るのでしよう。入ったならこれに見合うものとして交付金が整備計画に基づいて交付され、実施していくのでしよう。そうすると、一体第四條と第七條の関係はどういうことになるのですか。

○岸田政府委員 私どもが公共用施設の範囲として考えておりますことを先般お示しいたしましたわけでございます。これらについて市町村が単独事業でやる場合にこの交付金を使うということに當時念頭に置かれました実施をしたわけでございます。ただ、いま、過般来の御意見によりまして、

さらにいろいろ検討を要することだと思ひます。

○塚田委員 これは失礼なことばですけれども、全くその場ののれんの答弁じゃないですか。たとえば今度の交付基準は、過疎地帯に対して過密地帯よりも交付の単位は多いわけですね。これはおたくから出ている黄色い本を読めば明らかになっているのですよ。そういう貧乏村が、屎尿処理とかあるいは一般廃棄物処理、公民館、体育館などを単独事業でやるなんて、常識的に考えられますか。

東京都のように財源の比較的豊かなところは単独事業でやれますよ。だけれども、原子力ができたり火力ができたりする特に過疎地帯が、消防の果てまで実問題として単独事業でやるなんて考えられますか。

○岸田政府委員 政令で定める公共用施設の範囲については、目下関係各省で協議中でございまして。先ほどお示しいたしましたのは、少なくとも大体この程度の範囲については関係各省の合意を得ておるといふ意味で、資料としてお出しをしたわけでございまして。なお、その範囲については各省で調整を進めたいと思ひます。先ほど申しましたように、これらの対象となる政令施設につきまして単独でやる場合に交付金を交付するということとでございまして、公共事業でやる場合はまた別途に考えるということになると思ひておたつたわけでございまして。

○塚田委員 そういう答弁ではこれは審議できないのですよ。一般廃棄物処理施設、あなたの言うとおりですよ。少なくともこういうものが考えられる。公民館、体育館、診療所、保育所、消防施設等、こんなのを一体単独事業でやっている町村が具体的にあります。しろうとの考えることでは交付しないという。そういう答弁をするなら、これは初めから審議をやり直さなければならぬ。

○岸田政府委員 これらの並べました施設につきましては、地元で従来から考えておりますいろいろな構想、計画の形にまともまして、この際重点

的に何をひとつやろうか、その辺の計画の固まりに依りて交付金を活用するという形になるわけでございまして。したがって、いわばこれらの施設の選び方の問題がまずあろうかと思ひます。

他方、一般公共事業でもそれぞれ応援をしてい

る場合があることは御指摘のとおりでございまして、それらにつきまして公共事業による整備の順番が回ってくる、こういったことを待つておる、それよりはやはり単独事業でやろうというときにはこの交付金を活用する道も開いておく、これがやはり意義のあることではないかと思ひたわけでございまして。

○塚田委員 いまの答弁でますます私は不愉快な

んです。本来ならば国の補助事業としてやる。ところが、その補助を待つていたんでは、たとえば順番で、これはA村、来年はB村、来年より

もことしやったほうがいいから、せつかくの補助事業という補助の制度がありながらこの財源を使

う、そんなばかな目的で配賦するんですか。冷静に考えてみてください。

それからもう一つ、これは大臣ですけれども、何といつても財源が不足だ、したがって国の補助事業、国の事業もしくは国の負担にかかると、これには交付しないんだと言つたけれども、私の聞くとところによると、この財源は全国の町村に全部ばらまくんじやないんです。三百三億、来年あたりは四百億、あるいは五百億までなつたらた

○福田國務大臣 最近では単独事業をいたしたいという要請が地域社会で非常に多いのです。むしろ、これはいま総需要抑制政策下なんかにおいては、ちよつと目につくくらい単独事業が多い、そういう状態でございます。でありますので、発電所を誘致する、あるいは発電所が設置される、そういうようなことになりましたら、その周辺地域においてかなりまた環境整備のために単独事業をいたしたい、こういう要請があるだろうと思ひます。

それでありまして、財源が多過ぎはしないかというようなお話でございしますが、むしろ、多過ぎるといよりは、それでも足りないんだといううなケースのほうが多いのは多いのじやなからうか、これは私の想像ですが、こういうふうな感じ

がいたします。

しかし、補助事業に對しまして一切この交付金は使つては相ならぬ、こういう趣旨にはいたしません。これはケース・バイ・ケース、先ほど申し上げましたように、他の単独事業との財源の振り

合ひ等もありましよう。また補助事業の性質等もありましよう。そういうことを考えながら、ケース・バイ・ケースで交付金を充當するということもまた考えなければならぬ、かように考えます。

○塚田委員 そうなりますと、この法律の実施というの、大臣、これはたいへんな複雑な構造を持たなければならぬわけですよ。補助事業であるものにもやる。補助率というものがあつて、一体それに全額使つていいのか、補助率のうちのこれだけはこの金の流用ができる、自主財源に使つてよろしいというのか、その辺さつぱりわからぬで

しよう。少なくとも私は、当初の計画はよかつたと思ひます。だけれども、やつていっているうちに第四條の部分と第七條の部分とがすつかり矛盾しちやつて、そしていまのようなことになつてい

つたり、この法律は、全体的に申しますと、きちつと整備された、あるいは十分討議された情勢における法律じやなくて、先ほど細谷君の言つた一夜づけの法律だ。これが私は真相だと思ひるので

○藤田国務大臣　この法律ができ上がりまし
きさつにつきましては、先ほども申し上げた
が、これは予算編成の過程におきましてそう
いう着想が、出され、そして急速にそれを取
りまとめた、こういうことになりました関係上
、他の税法に比べますと非常に取り急いだとい
うことは、率直に申し上げることができると
思います。御審議を願つておるわけでござい
ますので、御審議の過程において、これはこ
うしたほうがよろうな、というふうな運用
するとか何とか十分考えていきたい、かや
うに考えます。

○塚田委員 原子力委員会委員長が来ておりますので、あまりこれに時間をとると――追ってまたその時間をいただきまして、この点はあれしたいと思えます。

そこで、森山さんに対する質問ですけれども午前中参考人呼びまして、今度の法律についての意見を聞きました。四人参りましたけれども、まず一〇〇％賛成などという人はもちろん一人もおりません。五〇％賛成という人も、まず私の聞く範囲ではなかったわけです。賛成という人も実は前提があるわけです。その前提は、原子力発電の安全性あるいは環境問題、これがきちっと位置づけられなければ心から賛成するわけにはいかなない、これが大体大方の意見であつたわけなんです。

そこで、日本の原子力についての、特に安全についての研究体制というのは――原子力発電はほとんどこれから進めていく、十年たてば六千万キロワットというのですから、たいへんな勢いなんです。あなたは十分だと思ふかどうか。決して他国には負けない、そう思われるかどうか、まず第一に、その辺の所信からお伺いしたい。

○森山國務大臣 きょう午前中に参考人をお呼びになりましたそうであります、私はそのお話を伺つ

ておりませんので、それに言及してお答えはできないのでございますが、この顔ぶれを拝見いたしますと必ずしも反対の方ばかりではないと、私はそういうふうに思います。いまの御質疑の要旨は安全性の問題だと思っておりますが、これについての私の考え方を申し上げたいと思っております。

まず結論的に申し上げますならば、今日わが国の原子力発電の基本になっております軽水炉発電は、社会通念的には心配ないというふうには考えておるわけでございます。それはどういう点かというところでございますが、御案内のとおり、わが国の原子力発電は平和利用の最も尤なるものでございますが、そもそも原子力発電は軍事利用から始まったわけでございますし、戦後平和利用に移って、これが実用段階になりましてまだ二十年足らずでございます。歴史が新しいということでございますけれども、歴史が新しいだけに、科学技術のやり方といったしまして、新しい方式を取り入れております。それは放射能に対するところのテクノロジーマセメントというものが十分に行なわれておるわけであります。

これは電氣を起すのは、原子力発電というのはまだ新米でございまして、前々からは水力発電とか火力発電がございます。その火力発電の代表的な石油発電の場合には、御案内のとおり、石油を燃やして電氣をつくるわけでございしますが、石油の中には硫黄分がございまして、昔は電力を起すために硫黄のことなんか考えもしなかつたわけでありまして、とにかく電氣さえできればいいというところでやつたわけでございしますが、そういう硫黄分が亜硫酸ガスその他になって公害問題となを起しまして、これはほうっておくわけにはいかぬのではないかとということで、亜硫酸ガスの規制問題が起きてまいりました。それで、油の段階で硫黄を抜くか、あるいは煙の段階で硫黄を抜くかといういわゆる排煙脱硫の問題等が出てきておるわけでございますが、なおかつ問題がありますことは、先生御案内のとおりでございします。

内のこと、放射線というものはエックス線以来、だから戦前からずっとあることでございまして、ICRP、国際放射線防護委員会という權威ある機関ができておりまして、そういう長年の研究の結果に基づいて、この放射線の問題につきまして、テクノロジーアセメントの手法が取り入れられて、いわば公害先取り、普通の石油発電が公害先取りの技術であるといたしますならば、公害先取りの技術の上に立脚をいたしておるわけでございします。したがって、二重、三重にこれに対する対策がとられております。しかも機械でございしますから、これは故障がございします。人間のやることでございしますから、ミス操作があるわけでございします。二重、三重にありますが、要するに多重的にあります防護措置によりまして、そういう場合に、あるいはその装置が動くとか、あるいはそれがとまるといふようなことになるわけでございします。よく新聞を見ますと、原子炉がとまったから危険だといふふうに新聞に出ます。しかし、私どもから見ますれば、とまったから安全なのであります。この辺が、在来技術の科学技術産業と、この新しい放射能に対するところのテクノロジーアセメントの手法によって公害を先取りしたところの科学技術産業とは全く違う。そういう点が大いなる差であるという点を、ぜひひとつ御理解を願いたいと思っておる次第でございします。

そして今日、放射能につきましては、環境五
リレムでございまして、自然放射能は百ミリレム
でございますよ。一般人が五百ミリレム。ですか
ら、規制をされております限度の五百ミリレムの
実に百分の一。自然放射能は、ここは国会議事堂
でございまして、そこに花こう岩を使っております
から、おそらくこの中は百五十ミリレムくらい
あるのじゃないかと思ひます。それに比べますと
は実に百五十百分の五ですから、二十百分の一ない
三十百分の一ということであるわけでございます。
それからもう一つは、定期検査というものを
やっておりますて、一年十二カ月のうち二カ月半

いたします。そういったしますと、燃料棒の鼻曲がりなんというものが発見されるわけでございますね。それから蒸気発生器に小さい穴があいた。これ自身は問題でございますから処置を講じなければなりませんけれども、燃料棒に鼻曲がりがあったからあぶないというふうに新聞に出ます。これは私どもから見れば、そういうことがわかったから安全なのでございまして、そういう点についてどうかひとつ、だからあぶないということはないのでございまして、だから安全だということにお考え願いたいと思うのです。ただ鼻曲がり、燃料棒の先が曲がりますからそう言うわけでございしますが、この問題も昔はアメリカがあれはかえなくていいということであつたので、日本ではかえなかつたのです。しかしこのごろは、アメリカはかえなくたって、日本はかえなければいかぬじやないかというふうに変わつてまいつておりますし、またいままでは、そういうものはアメリカに持つていかなければ直せなかつたわけでございますが、このごろは日本で大型ホットラボをつくつて日本でそれをやろうということで、昭和四十九年度からこの予算を組み、建設に着手しようというふうにいたしておる次第であるわけでございまして、軽水炉発電に関する限りは、安全性の問題について基本的には、社会通念的には心配ない。

ただ、それじや手放しでだいじようぶかといえれば、問題点がございます。それは二つあると思ひます。

一つは、テクノロジアセスメントでござい
すから、念には念を入れなければいかぬ。科学の
発達もどんどんあるわけでございます。日進月歩
でございまして、そういう新しい技術をどんど
ん取り入れていかなければならない、研究の成果
を生かしてやっていかなければならないというこ
とが一つでございするし、もう一つの問題は、た
えば原子炉のほうは心配なのですけれども、
燃料の廃棄物が出ますね。廃棄物の再処理工場
かあるいは廃棄物の処理センターとか、そういう

点についてのあれがまだまだ必ずしも十分であるとは思いません。ただ、考え方はきまつておりますから、大筋は心配ございません。

たとえば、ことし動燃事業団の再処理工場ができました。そして実は試運転に今年の終わりに来り年にかけて入ります。そして来年後半からいよいよ実用段階に入るわけでございますが、三年ぐらいい、八百万キロワット分ぐらいいちます。現在稼働しているのが二百三十万キロワットぐらいいありますので、八百万キロワットぐらいいはやるわけでございますが、これだけでは足りないわけでございまして、したがって、第二処理工場をつくっていかねばならぬということになってまいります。第二処理工場につきましても方針はいろいろあるわけでございますけれども、まだ現実に着工しておらないという問題がございます。

だから、その間どうするかというようになことにつきましても、これは英米とかアメリカとかというようにも考えなければなりませんし、あるいは遠く、ウラン燃料等を仕入れておりますオーストラリアとか、場合によっては南アフリカ連邦とか、あるいは近くは、この間日韓科学技術大臣会議等がございまして、私も向こうへ行つてまいりました。韓国でも原子力発電を始める、再処理工場を日本でひとつやつくれぬかという話もございまして、いや、日本はもう精一ぱいだよ、それじゃ私のところでつくろうかなというように話もございまして、一緒にやろうというように問題もございまして、いよいよというようになことで、そういう方面に手を加えなければならぬことは確かでございますが、社会通念的には全く安全だ、こういうふうな考えで私はこの問題に対処しておるわけでございます。

どうかひとつ十分御理解願いますようにお願いいたします。

○安倍委員長 質疑者の時間が限られておりますから、答弁は簡潔に願いたいと思います。

○塚田委員 御理解願いたいと言ふのですけれど

も、ではもうこれは端的に言いますわ。原子力委員の田島英三さんが辞表を出しましたね。あなた委員長でしよう。何でもめられたと思ひますか。○森山國務大臣 私は田島先生と個人的には気持ちよく仕事をいたしましたし、別にぶつかったことはございませぬが、突然辞意の表明がありまして、実は面くらつておるわけでございまして。この問題について新聞紙上伝えられるところはございしますが、私自身は、御本人によくやつていただき下努力をいたしておるわけでございまして、このことについてコメントを申し上げるのはその程度にとどめることに御許しを願ひたい、そういうふうに考えております。

○塚田委員 そこで、私はもちろん本人の気持ちなどはそんなくするわけはありませぬが、やめた田島さんが昭和四十七年の三月二日、日本原子力産業会議の第五回大会で次のようなことを言つております。まあそのころからもう彼は、原子力委員会に存在するとか運営とか、こういうことものを対して少なくとも全幅的な信頼を持ていなかつたんじゃないか、こう思ふのです。それはとにかくとして、田島さんは「西暦二千年の日本人がクリプトン85によることが推計された。」これは森山さんは専門ですからおわかりだろうと思ひますが、これは原子力発電あるいは先ほど言つた第二次処理工場から出る廃棄物あるいは汚染物、これと密接な関係のあるものですね。そう推計される。しかもこれは半減期が十年と長く、また化学反応しないので処理しにくい。日本ではその処理についての研究あるいは取り組み体制はきわめて薄い。これは日本原子力産業会議第五回大会で、長官はいま胸を打たれて絶対安全だと言つたけれども、彼はもうそのころから、日本の原子力についての安全体制あるいは研究体制というものには非常に劣つておるし、このまゝの状態でもし原子力発電等がどんどんできれば、二〇〇〇年代の日本人といふのはたいへんだ、こういう警告をして

いるんですよ。これから以下は私のそんなくですが、おそらく彼はこういう気持ちの中で、原子力委員として重大な責任を果たせないうことでやめられたと思ふのですけれどもね。思い当たる節ありませんか。そんなに胸をたたいていただいじょうぶですと言ふ筋合いのものでございまして。

○森山國務大臣 昭和四十七年と申しますと私になる二年前でございまして、そのころこういう問題に深く頭を突っ込んでおつたわけではございませぬから、田島先生がどういふお気持ちでございいう御発言になられたかは私は存じませぬが、せつかくのお話でございまして、一回、昭和四十七年の第五回原産会議の議事録を追つて読ましていただきまして、先生の御趣旨に沿つて拳々服膺して検討させていただきたいと思つております。

ただ、いまお話がありましたクリプトン85の問題につきましても、たとえば現在発足しようとしております東海村の再処理工場のクリプトン85の気体によつて影響を受けるものは八千キュリーというふうにいわれておりますが、実はこれは被曝線量に換算いたしますと三十二ミリレムでございまして、三十二ミリレムというのは、先ほど来申し上げましたように、自然放射能が百ミリレムでございまして、この国会議事堂なんかはこういう花こう岩がございまして、から百五十ミリレム、それに比べればはるかに下でございまして、一般人が被曝限度として法律上原子炉規制法によつて規制されている値、これは日本だけがかつてにやつていたのでございませぬ。ICRPという国際基準によつてやつておるものに比べますれば、実にその十分の一以下でございまして、これもいささかも心配ないのでございまして、あぶないあぶないとおしやるから、みんながあぶない、あぶないということになるので、特に先生のような有力な方々が、そういう御心配をいただくことは非常にありがたいことではございまして、そしてわれわれはこの間の分析研みたいときどきはやばやしておりますから、したがって、ときどきこういう席で言われることはけっこうなことだと私は思つ

ておりますけれども、決して心配することじゃないというふうには私は考えます。

○塚田委員 答弁はひとつばつと、そうでない、そうであると言つて下さい。

それで、あなたは先ほどとまるからいいんだと言われたけれども、とまらないまま動いたらたいへんな大事故になるという意味だろうと思ふのですよ。つまり、とまるということとは安全装置がきくということなんですよ。そこで、あなたは、昭和四十八年末までに、もう五月ですから昭和四十八年度末までだ、日本の原子炉施設による事故がどのくらい起きておると思ひますか。

○森山國務大臣 それも私、前々から勉強いたしておりました、私も先生と同じように、これは非常に問題があるのかと思つて真剣に取り組んで、ほんとうに問題があるならいへんだと思つても調べてみました。何も見えてるわけじやありませんで、頭へ入つておることを申し上げるのですが、昭和三十七年から昭和四十七年か四十八年までおよそ十一年か十二年間に、原子炉規制法に基づく故障として届け出がありましたのは三十七件であります。したがって、年平均三件か四件の故障があつたわけでございまして、しかし、その中で人身に放射能を受けたという事故はわずかに三件でございまして、この三件もすべてオペレーターのミスに基づくものであり、しかもそれは全部許容限度以下でございまして、でございまして、ある意味において人身事故はなかつた、要するに大事故は一べんもなかつたということでありまして、これはわが国のみならず世界的に全部そういうことであります。少なくとも原子炉が実用段階に入つて二十年足らずの間に、人身に障害を与えようという大事故は世界で一件も起こつておらないわけでございまして。

○塚田委員 大事故があつたらたいへんでしよう。その辺の事故と違ふのですよ。だけれども、あなたは人身事故は三件だと言ひましたが、これは例の規制法に基づく報告書によりまして、人身

事故はそれだけじゃないですよ。八件もありますよ。それから原因不明が多い。ということは、やはり日本の安全についての研究が非常に手薄というところを物語っていると思うのです。原因不明が非常に多いのです。どう思いますか。

○森山國務大臣 放射能を浴びるというふうな事故が三件であって、それも全部ミスによるものである。こういう意味で申し上げたわけでございまして、八件のほかの五人の場合はほとんど問題にならないことであらうというふうに、いま一々資料はございせんが、私は記憶をいたしておるわけでございせん。

原因等についてもおおむねわかっておりますが、いまここに原子力局の技術次長が来ております。政治家森山欽司がしゃべると何か我田引水のように思われてはいかかと思ひますので、事務局をして説明させていただきたいと思ひます。お許し願えましようか。

○塚田委員 それはいいですよ。ひとつそれはあとで私に教えてください。

あなたは被曝は少ないと言われども、ちらっと見たところでも、昭和四十一年一月二十日被曝者一名、これは東海です。同じく三月一日、これも東海、被曝者一名、最大三十四レム。あるいは昭和四十六年一月から三月まで研究者被曝。昭和四十六年七月十五日作業被曝三名被曝。これは原子炉等規制法に基づく報告書によるのです。そんなものじゃないのですよ。

○森山國務大臣 ですから専門家が答ええます。

○伊原政府委員 ただいま先生御指摘の点につきまして、大臣の御答弁は、原子力発電所の被曝事故という御趣旨であつたかと思ひますが、先生の御指摘の分は研究施設の分までも含めての御指摘かと思ひます。

先生御指摘のとおりそのような事故はございましたが、事故と申しますか被曝がございまして、それがそれでただ浴びたかということも先生の御指摘の数字のとおりでございせん。また

原因についてもそのつと究明をいたしてあります。なお、ちよつと補足させていただきますが、先ほどのクリプトン85につきましては、確かに四十七年の段階でそういう論文が出たことは承知いたしておりますが、これは世界的にもその捕捉技術の研究開発を鋭意進めておるところでございせん。わが国におきましても昭和四十九年度から三十七年計画をもちましてクリプトン85の捕捉技術を開発中とございまして、五十二年程度からはこの施設を各原子力施設、特に再処理施設に取りつけまして捕捉をする、こういうことにいたしておりますので、全然手当てをしなれば先生御指摘のような心配が二〇〇年にはございせんけれども、そういうことにならないように努力をいたしておるところでございせん。

○塚田委員 そこで、たいへん皮肉な質問になりますけれども、森山さん、胸をたいておるけれども、いま火力もそうでなければ、原子力についても、例の原子力そのものあるいは放射線そのもの、それに対する危険と同時に、温排水による汚染、あるいは魚類の死滅、特にこれは回遊魚、根づき両方含めまして、そういうものに対する漁民の心配が解消されてない、そういうところの反対が非常に多いことは御存じですな。

そこで、温排水の基準はどうなっておりますか。

○森山國務大臣 温排水については現在環境庁で基準をつくらうとして研究をしておりますが、現在のところは基準はございせん。

○塚田委員 そういう初步的な基準さえまだできていないじゃないですか、さつき大きく胸をたたきましたけれども、しかもそれは具体的に一番住民の心配している問題でしよう。それでは、こういう基準を守つてございせん、そういう指導はできないでしよう。

○森山國務大臣 温排水の問題は、これは原子力発電に限つたことではございせん。火力発電、これは石炭でも石油発電でも温排水は出るわけでございせん。今日、大規模な石油発電はもう百万キ

ロワットをこえるようなでかいものがございせんから、したがって、これは原子力発電固有のものではない。ただ、しかし、私は温排水が問題点の一つであるということはある程度認めます。

それはなぜかと申しますと、火力発電というものは公害と処理の作業でございせん。石油発電、石炭発電ですね。したがって、そういうものの環境としてこの温排水があつたわけでございせんが、原子力発電になりましてから発電容量も大きくなりまして、片一方は煙でもつてある程度熱量が出ますが、原子力は出ませんから、したがって水がよけい要る、大量になつてくるという意味で問題点があるわけですね。

なぜ問題にならなかつたかと申しますと、やはりこれはたいした弊害が出てこなかつたのです。二年ぐらい前からこれがよく問題になつてきたわけでございせん。しかし、これは私は、いろいろ論議はされておりますけれども、たいした問題にはならないものだといふふうに考えております。

その一例として申し上げます。これは現在原子力発電所から出ます温排水でもつて、日本原子力発電の東海発電所でありまして、昭和四十七年以來、アワビ、クルマエビの養殖をやつております。中部電力の浜岡原子力発電所で昭和四十七年以來アワビ、アユ、マガイをやつております。

日本原子力発電の敦賀原子力発電所でハマチとアユの養殖をやつてございまして、いずれも成功をいたしておるわけでございまして、温排水に含まれる放射能はほとんど自然放射能、〇・二％ぐらゐでございまして、たいして心配はございせん。

あとは温度の問題でございまして、その温度がどのぐらゐがつかっていくかという問題と、それからどのぐらゐまでいづかという問題につきましまして、目下鋭意水産庁等において検討中とございまして、その検討いたしました結果に基づいて環境庁のほうで基準をつくらうとしておるわけでございまして、今日、世にいろいろ言われるように、そういう心配な現象ではございせん。しかし、先生

のおつしやるとおり、できるだけ基準をつくらうと申しますと、これは公害と処理の部分でございせんからややおくれしておりますが、これは原子力発電に限つたことではございせん。

○塚田委員 あとであらうと先であらうと、原子力はもう進んでいるんですからね。まあ時間もございせんから、その問題はまたあとでいろいろやりたいたいと思ひます。

そこで、世界でも決して劣らない体制を整えておるといふような答弁がありました。一体、原子力の安全性についてのわが国の予算は、ことは幾らですか。

○森山國務大臣 このしる予算は、債務負担行為をまぜまして百五十億円でございせん。昭和四十九年度でございまして、昭和四十八年度は債務負担行為をまぜて七十億円でございまして、したがって、昨年に比べて倍以上ふやしました。したがって、御案内のとおり、一般の公共事業の場合は、四十九年度は四十八年度に對して同額、中身は四十七年度というのに比べますれば、この総需要抑制というむずかしい時期に倍以上の実績を持つて、ここにいかにか力を入れておるか、これから三年間この調子でもつてうんと伸ばしていこう、こういう決意でございせん。

○塚田委員 あなたの答弁はおそらく債務負担行為、事業団予算も含めての百億だと思つたのです。ほんとうに研究に使つてゐるのはそのうちの半分だと思つたのですよ、五十二億。これは間違ひない、予算書を調べたのですから。アメリカの予算は何ぼだと思ひますか。西ドイツの予算は何ぼだと思ひますか。森山さん、あなたは他国に比べて決して負けないと胸を張つておるけれども、彼らは前々からやつておる。そういう中であつても、なおかつ研究機関に出している予算はどのぐらゐだと思ひますか。

○森山國務大臣 ただいま約五十億くらいだといふお話でございせんが、債務負担行為の中には、公団、事業団等につきましても研究費が入つてお

るわけでございますから、総体としてお考えを願えればと、こういうふうにしてあります。

アメリカの数字については、私は現在数字を持ち合わせておりません。しかし、これは国の財政規模等が基本的に違つておられますから、わが国といたしましては、昭和四十九年度は四十八年度の倍額を計上し、かつ昭和五十年以降およそ三カ年計画でこれの拡充を期したいということ、鋭意努力をいたしておるわけでございますので、どうか御了解願いたいと思います。

○塚田委員 知らないというから私から教えます。一九七〇年の資料しか私の手元にはありませんが、これも例年ふえています、ずっと統計を見ますと。アメリカは四千三百五万ドル、いいですか。西ドイツは七千八百十八万マルク、日本に比べたら雲泥の差じゃないですか。特に西ドイツは原子力発電の問題については日本よりは多いですけども、とんとんの線を行つてはいるのです。しかし、その安全性を研究するために、七千万マルクも出して、全力をあげてやっております。こういう体制なんです。私は、日本の行政というのはそういう意味においては非常におくれておると思ふ。

○森山國務大臣 あまり議論するつもりはございませんが、いまの七千八百十八万マルクというのは、日本の金にすれば七十億圓くらいという額でございます。日本の現状が百五十億圓でございますから、日本のほうが、年度は違いますが、この数字だけを比べれば多いわけでございますし、それからアメリカが四千三百五万ドルでございますから、四千三百五万ドルは百二十億圓くらいでございますから、これも日本のほうがそれに比べてそんなに見劣りする予算でやっておるわけではございませんじやないですか。ただ、ドルだマルクだとおつしやつて足りないとおつしやればそういうふうには聞かれませんけれども、日本の金に換算すれば、中身にむしろ問題があると思ひますけれども、額自体からいいますれば、それほどの差がないのではないかと私は思つております。論争するつもりはございません。

○塚田委員 あまり議論したくないのですけれども、あなたのあれはさつき言ったとおり、事業団の金を半分以上含めていまして、その中で、事業団のアメリカとか西ドイツの予算は含んでいないでしょう。

○森山國務大臣 事務当局のいうところによれば、同じような基準だそうでございますから、事務当局をして説明いたさせます。

○伊原政府委員 補足させていただきますが、この研究費の中身につきまして、たとえば先生御指摘の、動燃事業団で四十八億、その中には先ほど申し上げましたクリプトン除去、この研究も入っております。それから、新しい原子炉の安全性の研究が相当部分を占めておりますが、そういう関係は米国の予算におきましても、原子炉の安全防護系とか、工学系実験というふうなことでそれぞれ計上されておりますので、多少程度の差はあるかと思ひますが、カバーしておる範囲はおおむね似たようなものではないかと考えております。

○塚田委員 そういう技術的な問題は、いずれ別の委員会でやつて下さい。

ただ、最後に一つ、原子力三原則というのがあるのは御存じですね。つまり、自主、民主、公開、その特に公開の問題ですけれども、公聴会の制度とからめてこの問題について若干質問をしたいと思ひます。

この公聴会は、いまのところ対象は原子炉だけであつて、おそらく処理工場とか廃棄物の貯蔵施設、そういうものは除外されておると思ひますけれども、どうですか。

○伊原政府委員 公聴会につきましては、現在法律に基づく制度ということではなくて、地域の方々の御意見を十分聞いて安全審査に反映させたい、こういうことで、必要に応じて開いております。その基準といたしましては、原子力発電施設につきましても、大型の場合、集中化の場合、さらに四番目といたしまして、都道府県知事が特に開催を要請する場合、この四つのケースについて考えております。

先生御指摘の再処理施設あるいは廃棄物処理施設の大型のものにつきましては、将来どうするかということにつきましては、現時点におきまして明確に開かないということを含めてはおりませんけれども、その時点におきまして、必要に応じて十分地域住民の御意見をお聞きするということになるかと思ひます。

○森山國務大臣 いま公聴会のことについてお話をいたしますその前段として、三原則のお話がございます。これは申すまでもなく、原子力の軍事利用を避けるために、自主、民主、公開の三原則を立てておるのでございまして、平和利用の範囲内におきましてもすでにその解釈が確立しております。すでに本会議とかあるいは委員会等でもそのことがいわれております。成果の公開ということでございます。私からいまさら繰り返しません。

ただ、今回の公聴会というのは、これは別に公開の原則と格別関係があるわけではございません。地元の意向を聞いたかどうかという御要望の線に沿つてやつたわけでございまして。ただ問題なのは、開きましたところ、ある党の関係者はボイコットされる、ある党の関係者はこれに對して反対される、大混乱が逆に起きたわけでございまして、一体こういうことで公聴会を開く価値があるかどうかということについて、実は考えさせられたわけでございまして。ほんとうに反対賛成両方ありましてそれが議論されるなら、それで私はけつこうだと思つておるのですけれども、全然ボイコットされてしまつたり、非常にごたごたが起きているというところがございます。法律に基きましていらないものをせつかくやつたにかかわらず、所期の成果をあげない、この点は問題ではないか、そういうふうには思ひます。

○塚田委員 時間もないので言ひますけれども、それはこういうことなんですよ。いま言った一番重大な、これから考へると言つておりますけれども、核燃料処理工場あるいは廃棄物、その問題については除外されているということ。いまむしろ

原子炉よりも処理工場が一体できるのかできないのか、どうするかというところが住民の一番聞きたいところなんですよ。いいですか、それが対象からはずれていて、このことになれば、まずこれは、何だ、あんなもの行つたつて一番聞きたいところは聞けないじゃないかということになるでしょう。まずこれが一つ。

第二は、開催するかどうかという決定権、これは委員会と知事にしかないでしょう。住民の要求やあるいは要請によつて開かれるという保障は全然ない。

第三点、意見の開陳です。正確なことで言つて陳述ですね。それは地元の者だけに限られている。ところが、地元の者というのは、失礼な話ですけども、科学的な知識もなければ、原子力というものはどういふものかということについての基本的な理解もないわけですよ。だから、当然地元はこれに對して十分な知識を持つてゐる科学者あるいは人権を守る弁護士、こういう人たちと一緒に公聴会に入れるとなりますと、おまへは地元の関係者じゃないからだめだ、こうまず省かれる。一体そういう公聴会にはほんとうに実のある公聴会になるかどうかということですよ。ほんとうに公開にするんだつたら、むしろそういう知識人を入れて、あとで知識人から住民に十分説明してもらふのだというくらいの気持ちで公聴会を開かなければ、これはボイコットされるのはあたりまえですよ。

第四は、参加者というのは一方的に意見を述べるだけなんです。われわれが参考人と呼んで意見のやりとりをするのと違つて、ただ意見を述べるだけであつて、質疑応答その他は一切やらないというのが公聴会の慣例ですよ。それでしよう。ただ意見を述べるだけであつて、あとは質疑もできないし、疑問に思ふことを聞くこともできない。そんな公聴会にだれが一体出ますか。ボイコットするのはあたりまえでしょう。

第五に、陳述者ですね。だれが一体意見を述べるといふ陳述者。住民がこの人を出したいと

いつでも、一方的に幾人か出してきめるのは委員会でしょう。だから、だれに陳述させるかという事前の選択権は委員会が握っているんですよ。

六番目は、決定公表をしなければならぬ。その決定公表というのは、いいか悪いかの決定だけを公表するのであって、その意見の開陳、あるいは検討内容がどういふふうに取り上げられ、どんな議論がされたかということのは全然入らないでしよう。だからボイコットされるんですよ。

第七は、速記録の公開です。たとえば安全専門審査会というのがありますけれども、その検討の経過を知るための速記録の公開というものはなされていなくて、こんなことをやっていて、どうして一体原子力三原則が守られていますか。私はいま幾つかあげました。まだたくさんあります。だけれども、全体的にそういう空気の中で公聴会が開かれているから、反対する者に頭からあんなところへ行っちゃって結局一方的にやられるんだ、安全専門審査会の内容も何も公表されない、こう言われるんですよ。そこに田島英三さんの辞職した理由があるんですよ。どうですか、委員長。

○森山国務大臣 公聴会が初めて開かれたのは昨年の秋であつたと思います。私が着任いたしましたのはその後でありますから、その当時の情勢は記録の上で私が読むほかございませんが、公聴会の趣旨というものは地元の方々のなまの声を反映させるということにありまして、先生のおっしゃるような、その点地元の方はあまり御存じないから、地方の学者が何かそういう学識経験者をやつてやる必要があるんだというふうなお話でございますが、その点はいかがなものでございませうか。やはりなまの声ということが大事なのではないかというふうにご考慮願ひたいと思います。

そのほかいろいろたくさんございました。私もこの公聴会の問題は再検討しなければいかぬ、こう思っておりますので、御意見は御意見といたしまして、私もとくと検討させていただきますと思っておりますし、十分それは参考にいたしたいと思ひます。

と思ひます。

速記録のお話でございますが、実は速記録をつくっておりますものですが、表へ出すことはできませんので、どうかひとつその点も御了承願ひたい。

いづれにいたしましても、公聴会という制度も法律上ないのに、現地のなまの声を聞くということ、国会の声を取り上げてやつたというふうにして、国会の声を聞き、現実の運営というものは、いまお話しになりましたような御批判はいろいろございまして、なまの声をとり上げるという善意の第一回というものは、実際上は必ずしも十分な成果をあげ得なかつたという点について、私は反省をいたしておるわけであります。したがって、その反省の結果がどういふ措置になるかということでも考え直していかなければならぬと思ひますので、どうかその点を、せっかくやりますならば、賛否両論はもうやむを得ません、これは。しかしながら、もう少し、何といひますか、真面目な、賛成は賛成、反対は反対、素朴な素朴で、地元のなまの声を聞けるということによさがあるのではなからうかと私は思っております。

どうかひとつ、この問題につきまして、いろいろ御指摘のありました御意見も私も真剣に検討させていただきますし、私も、いままでのようなやり方だつたらやる必要があるかどうかはなほ疑問であるということも率直に申し上げた点もあわせて、ここでもう一回この公聴会問題は再検討させていただきます、そのように思ひます。

○塚田委員 森山さん、たつた一つ、いろいろな問題をこれからやるというのですけれども、安全専門審査会の会議は速記録をとってないと言ひましたね。いまそう答えたでしよう。公聴会じゃないですよ、審査会の……。森山国務大臣「そうです」と呼ぶとっていいのですか。私はとておると思うけれども、ちよつと待ってください、まだ質問は終わらない。とていいないとしたら、これは一体どういふ根性なんですか。安全専門審

査会の審議の経過というものは、これは国民の安全に関する問題ですよ。繰り返して繰り返してその結論を検討しながら、あるいはその意見を徹しなからものごとを進めなければならぬ大事な問題ですよ。それを速記録もとっていない。私が公表しろと言つたからおそらく速記録をとっていないと逃げたんだらうけれども、もしほんとうにとていないとしたらたいへん問題ですよ。

○森山国務大臣 先ほど公聴会ということばを使ひましたが、安全専門審査会の審議の経過は速記録にとてありませんから、表に発表する余地はないと申し上げたので、不正確な点を訂正させていただきます。

それからいま、そんなことでもいいのかとおつしやいます。審議の経過の要録はつくつてあるわけでありまして、それをやりませんと経過がわかりませんから。

それから、速記でもって一々国会でも、速記があると、いろいろ込み入つた話のときにはちよつと速記をとめてやるみたいな問題がいろいろございまして、それでテレビやラジオが出てきますと発言者もなかなか緊張いたしますし、もう少しフランクに意見を述べるといふ意味で速記をとていないものだと思つておられますし、またそれはそれなりによさがあるというふうにも思つておられます。従来からそういうやり方であり、それで格別弊害もないように思つておるのでありますが、ただいま御指摘の線がありますから、御意見として伺つておきたいと思ひます。

○塚田委員 森山さん、そう言うことまた言いたくなるんですよ。たとえば国会あたりで速記をとめてやらなくちゃならぬやうないろいろな問題がある、こゝ言ひましたね、だから速記録をとらないんだ。いいですか。安全審査会の審議が速記録をとらない、しかも公開しない、それではほんとうにはたして原子力というものは平和的に利用されるだけの目的でいろいろと議論されておるのかどうかという疑問は、その辺からまた出てくるわけですよ。ほんとうに皆さんが、これはもう平和的

に利用し、しかも発電の問題だといふのであれば、どこにかまうことなく速記録を出して住民を安心さしたらどうですか。それを隠すところに勘ぐられる面がたくさんあるのですよ。秘密主義……。

○森山国務大臣 どうも秘密主義とおつしやられるとはなはだ当惑をいたすわけでございしますが、私、国会の審議の例などを申し上げたのであるいは誤解を、そういう御解釈をいただいたのかと思ひますが、やはりかみしもを脱いでフランクにしゃべるには、速記やテレビなどがなければ思ふことをお互いが言えて隔意のない交換ができるのではないかとこゝろに思ひますので、そういう点につきましては、やはり従来のやり方には従来のやり方なりのよさがあつて、秘密主義というやうなものではないのじやないかというふうには思ひます。それより速慮なくお互いに意見を交換するといふ意味で速記をやつていなかったのだといふふうには善意に私は理解をいたしておるわけ

でございますので、どうかひとつ——それを秘密主義で何か問題があるのじやないかというふうにおつしやられると、私もそんなことでもあるのかと実は逆に、そういう感じ、そういう見方もあるのかといふまじらうに考えられますが、そういう点は全くないというふうには私は考えておるわけでございます。

いづれにいたしましても、審査会の結論というのは文書になります、これはもう外部に発表せられ、世の批判の対象となつておるわけでございしますから、どうかひとつその点につきましては、そういうやり方もあるが、違ふ現在のやり方もある。現在のやり方はいろいろそれなりのよさがある、そういうふうには御理解願つて、しかし、しっかりやれよというふうには御激励を願へば幸ひだと思つておる次第でございます。

○塚田委員 しつかりやつて公開しなさい。この程度で森山さんに対する質問は阿部さんに譲つていきたいと思ひます。

そこで、高木さんのほうに少し。さつき参考人と呼んだときに、実は例の目的税の問題が問題に

なつたわけですね。ちょうど高木さんおいでになつて聞いておられたらと思うのです。そのとき六ページにわたる通知書といふものが大蔵省から来ましたと、こう示したわけですね。六ページと言いましたね。私は、ではその六ページを持つていふ言つて資料を取りました。取つたら、その六ページというのはこれだけなんです。これだけ。あとそれと何がつかないかといふと、ここに「税制改正の要綱」が実はこれについたわけですよ。

事後ですけれども、あれだけ調査会で議論をされ、そしておそろくこの問題については、旧法があつたのですから、相当目的税創設についての議論も大蔵省内部では真剣に戦つたものではなかつた。だから、それを創設するためには、調査会にははからぬけれども、少なくともこれこれこれの理由によつて、原則ではないけれども、前の法律はこういう欠陥等もありこうであるという十分の説明があつてしかるべきだと思つたのです。これは何ですか。十二月二十九日の閣議において勤労者財産形成・住宅対策・電源開発促進法(仮称)これが大綱に追加されましたから、今後ともよろしくお願いします。これは先ほど、微妙なことばだ、こう言つておりました。こんな不親切な一片の通告で、一体、事がおさまるような問題であつたかどうか。私はこういうもののおさめようとするところに税調監視の考え方があつたと思つたのです。私はよほど六ページにわたつてじゅんじゅんと、かきつたけれども、十分理解してもらふ内容があると思つたら、これは何ですか。どうですか、高木さん。

○高木(文)政府委員 けさほど友末参考人が説明されて、ただいま塚田委員から御質問いたされておりますものは、これは毎年税制調査会で御審議いただいたあとで、それが具体的にどういふふうな税制改正になりましたかといふことを税制調査会委員に御連絡する連絡文書でございます。特になお書きで「なお、同要綱には、昭和四十八年十二月二十九日の閣議において、勤労者財産形

成・住宅対策及び電源開発促進法(仮称)に關し、「大綱」の追加修正が行われたもの(別添)も含まれております。」と申しておりますのは、通例の場合には予算の時点におきます閣議におきまして、きまりましたところで最終的に要綱もきまるわけでございますが、四十九年度の場合には特例的に、この二十九日に、きまりました状態と違つた状態で要綱がきまりました。これを閣議におかけをしたといふことでございます。そういうふうに変化がございましたから、そのところはよくごらんくださいといふような趣旨で、注意書きの意味で、なお書きを書いたわけでございます。それ以上の意味はないわけでございます。

まあ先ほどの参考人の御意見では、非常に含みのある御発言でございましたけれども、本来ならば時間がなくとも、たとへば何らかの形式でも、もう少し自分たちに知らせてもらいたかつたといふ御発言でございました。私もそれを伺ひまして、あとからのことでございますが、私どもの考え方がたいへん不十分である、時間がなければならぬにそういう連絡をすべきであつたかなといふ印象を持ちながら承つておつたわけでございます。今後、そこらほうも少し考え直さなければいかぬと思ひます。

○塚田委員 もう少しじゃなくて、大いにひとつ考え直してもらいたいと思ひます。

そこで、ちよつと森山さんに戻りますけれども、森山さんのほうになるかあるいは高木さんのほうになるか、これは整備法、この母法のほうですけれども、第二条で、発電用施設とは何かといふことの定義が実はなされております。その中で原子力、火力、水力、これは並べてありますが、ここであり核燃料物質の再処理施設といふのが実は載つております。これは現在、再処理施設は東海でやっております。これは将来の問題として、いまのような形、つまりこれは事業団がやつてゐるわけでしょう。あるいはこれは民間でやるものなのか、民間といふのは具体的に日本で言うところの九電力、沖縄も入りますけれども、あるいは政府がこのまま継続して

事業団の形で、まあ政府じゃありませんが、事業団の形でやるのか、あるいはこれからはもう政府でやつていくという方針なのか。この点は原子力委員会等で検討されたかどうか、されたとしたならば、おそろくその三つしかないと思つたのです。民間、事業団、政府。これはなぜ聞かかといふと、これからのこの税の配分問題に關係してくるもので、この点ひとつ長官の御意見を承りたい。

○森山國務大臣 核燃料再処理工場でございますが、これは現在動燃事業団の機構の一つとして再処理工場がござりますが、試運転をこゝとから来年の前半にかけてやります、いよいよ本格的に実用に入るといふことでございます。この第二号炉につきましては、前々から議論がございまして、昭和四十五年ごろからでございますが、この問題は民間でひとつやたらだといふような案がございまして、そうして昭和四十七年の原子力開発利用長期計画、これは例の五十五年三千二百萬キロワット、六十年六千萬キロワットの間に、民間の企業においてその建設運轉を行なうことを期待するといふことになつておりました。現在電力会社等がこの問題に真剣に取り組んでおるところでございます。

しかし、もちろん政府と申しまして、政府、政府関係機関一本で考へてよろしいと思ひますが、そういう場合も、従来のように動燃事業団でやることももちろん可能でございます。両方可能でございます。ただ、法律上はいまは政府ないし政府関係機関がやるようになつておりました。民間でやるためには法律改正が必要なのでございます。ですから、實際動き出すまでには原子力規制法の改正が必要であらうか、そういうふうにご考へております。

○塚田委員 これは高木さんに御質問したいことなんです。さて八十五円徴収しますね。それで配賦する場合に、火力、水力、原子力、こう分けてそれぞれ配分する。その火力の場合であつて、第一種、第二種といふことは適当かどうか、この法律の趣旨に照らして第一種、第二種に分けた

その理由を説明してください。

○塚田政府委員 これらの基準につきましては、なお部内いろいろな検討を続けておるところでございます。一応の素案といたしましては、火力発電所につきまして二つの種類を用意するといふことは考へておるところでございます。これは地域によつて差を設けたらどうかといふ考へ方でございます。いわば過密地域に属する分野とそれから過疎地域、こういうことでございます。それを検討しておるところでございます。それはすでに公共施設の整備の度合いもおのずから差がございまして、また施設の内容等につきましても差が出てくるであらう。これらの点を考慮しつつ、他方で過密地域の場合は地元で消費する電力の割合がかなり高いといふような事情も考へまして、いまのようなことを検討しておるところでございます。

○塚田委員 これは高木さんに御質問したいのですが、この税金の目的といふのは電源確保と発電所建設促進、しかし、目的そのものに使うのではなくして、そのための手段として当該発電地域の住民の福祉を向上する、こういうことで創設されたわけですね。そこで、整備の目的といふのは、私はやっぱりその地域における住民の福祉を向上するというのが目的で、その他のものはいろいろ工場もできるでしょう、いろんなものは、結局は住民の福祉に通ずるものだ、こう思つたわけですよ。今度の場合は、目的は発電所を建てることであり、その手段として地域の住民の福祉を向上する、こういう転倒した目的税になつておる、私はこう思ふのです。整備の基本的な理念からいつても、住民の福祉といふものが特定企業の、ここにいえばはつきり株式会社ですが、企業の伸展に寄与をさせるために使われる、こういうことは政治理念としてあなたはいかどう考へるか。この際、少し理屈っぽい質問になりますけれども、お答え願ひたい。

○高木(文)政府委員 税の立場から申しますと、この目的といふのは、要するにエネルギー資源を確保するために発電所の設置を円滑にしてい

は何らかの形で対策が必要である、その対策費を調達するためにこういう税を設けたという趣旨でございまして、もちろん現在におきましては、発電所は民営でなわけておりますから、結果的には電力会社のための事業がスムーズに進むためにそういう税を設けたという結果になるかも知れませんが、本来のねらいとするところは、何度も申し上げておりますように、電源立地がスムーズにいくようにという趣旨でございまして、目的税の目的たるゆえんは、その電源立地が円滑にいくようにという趣旨でございまして、特別税をつくりましてという意味でございまして、お尋ねにぴったり合っておりますかわかりませんが、私どもはそう理解をいたしております。

○塚田委員　あまり合わないわけですがけれども、森山長官のここにおられる時間が限られておるといふことなので、それで委員長、ほんとうにまだ条文には入らない状態なので、一応質問を保留しまして交代したいと思っておりますので、そのようにお計らい願います。

○安倍委員長　了承しました。

阿部助哉君。

○阿部(助)委員　委員長や自民党の理事さんはこの法案を上げるためにたいへん熱心なようでありますけれども、この委員会のいたらくで、一体大蔵委員会は成立をして審議を進めるといふことになるのですかな。それをひとつ成立してから質問したいと思っております。

○安倍委員長　速記をとめて。

〔速記中止〕

○安倍委員長　速記を始め。

○阿部(助)委員　審議は私は進めますけれども、十分以内に來なければとめますから。

森山長官、せっかくおいでになったのだから、長官に質問しようと思っておりますけれども、その前に、通産省はどうも私は困ると思うのです。私は、これは委員長から御注意をいただかないと。というのは、私が資料をいただければ、通産省のものじゃない、民間団体の資料をそのまま持っております。

でなる。この前の、もうこれ以上言いたくないけれども、次官の御発言にいたしましたも、私は、ただあれがそのときとばを間違えたというよりも、通産省の姿勢自体に問題があるのじゃないか。だから、私がこの審議の冒頭に目的税というのはどうなんだ、目的がびしやりとしておらなければいかぬじゃないかというのを確かめておる。そうすれば、当然このくらの政令というものは、皆さん大体案を用意しておれば、少なくともこれは出すべきじゃないか。与野党それぞれ意見の相違はあるだろうけれども、国民のために質問し、国民のために御答弁をなすつもりで。そうだと思います。その点は異議がないと思う。そうすれば、それに対して十分な資料やこの討議材料を御提出なさるのが当然のことだし、私はいままですれを主張し続けてきた。それが民主的な議会のあり方だ。議員には、野党には、何も教えないで、つんぼさじきのようにしておいて、そして法案だけ通せばいいというお考えであるならこれは別です。私はそうではなからうと思う。そうすれば、この要綱ぐらひは出すべきだ。ところが、一部要求されれば出すが、これはあなたただけですよ、ほかには出しませんという話を、一体なぜそんなばかなことをおっしゃって資料提出をしないのか。私は、そんな態度でやるならば、もう一べん私の初めからの審議をやり返さなければいかぬと思う。もう少し資料を要求してやり直さなければいかぬと思う。私は通産省のこの態度には、何としても合点がいかない。私は通産大臣の釈明を求め、私は委員長に善処をお願いしたいと思うのである。

たその他で資料要求があった場合には部内で判断いたしました提出する場合、いろいろ方法があると思ひます。しかしながら、基本的には審議に御協力申し上げるということには変わりございませぬ。

ただ、この政令案の要綱の骨子につきましては、これは他の資料と違ひましてかなり重要な資料でございまして、また審議の過程において当然これは早くから資料として要求があれば提出すべき問題である、こういうふうには私は考えております。それが個人的な要求に応じてこれを出した、そして一部の人の手に入つておらないといふことでおしかりを受けておるようではございませぬけれども、この際、いま御指摘いただきましたような通産省の資料請求またその提出の態度、大いに反省すべき点もございまして、ここで委員長の御許しも得まして、この資料を全委員の方々に提出することの御許可をあらためて得たいというふうには実は考えます。あやまちを改めるという点と、さらにこのことにつきましましては、全員の方にも配付申し上げたいといふことの委員長の御了解を得たいと思ひます。

○阿部(助)委員　大蔵委員会としては、やはりこれは委員長からも注意をして、こういうことのないようにひとつ善処されることを望みます。

私、森山長官にはいろいろとお伺いをしたいことは一ぱいあるものでありますけれども、たいへん何か忙しいようで、私の、特に社会党に与えられた時間はいへん短い。ただ、私のところはあまり原則として時間制限してないものでありますから、私もできるだけ問題を整理し、お伺いしたいと思ひます。

まあ物質を対象とする法律などで、特に核物質、放射性物質については非常に数多くの法律を制定しておられるわけです。これは、一つの物質でこれだけ数多くの法律を制定しておる物質はほかになかろうと思ひます。特段の配慮をしておる。おたくの科学技術庁でも、原子力局なんというの

をつくっておられる。これはどういふわけでこれだけ特別な配慮をしておられるのか、まずお伺いしたい。

○森山國務大臣　ただいまのお話でございまして、この原子力が軍事利用から始まりまして、そして平和利用に移りました。そして実用段階に入つてまだ二十年足らずといふことは先ほど申し上げたとおりでございまして、きわめて有効なエネルギーを持つておるわけでございまして、御案内のとおり放射能という問題がございまして、これに対しては慎重に対処しなければならぬ。それから、先ほど申し上げましたように、軍事利用から平和利用へ移つたわけでございまして、軍事利用に再び――わが國の方針として平和利用に徹するといふ必要もございまして、そこで基本的には民主、自主、公開の三原則を中心とする原子力基本法を立て、また放射能の問題等につきましては、これは先ほど申し上げましたように、エックス線等は原子力開発の前からわかつておりますから、したがって、国際放射線防護委員会、ICRPという国際的な機関がずっと前からあつて、權威ある基準等の勧告もあるわけでございまして、そういうものにとりまして原子炉等規制法等の法律の体系があるわけでございまして、先生もお持ちのように、なかなか大部の法体系のもとに法律ができておるわけでございまして。

○阿部(助)委員　いまお話しのとおりであります。さらに、その上に放射能は五官で感知するわけにはいかぬ、管理がきわめてむずかしい、こういうような問題がありまして、法律もできるだけ徹に入り細をうがつた法律を制定してあると思ひます。放射性物質の管理は非常にこれは重要であります。科学技術庁の仕事のほとんどは、この管理に関するものではないのかとすら私は感ずるほどであります。

ところが、最近、放射性物質のずさんな管理がたびたび問題になっております。日本分析化研の問題、美浜原発内での従業員の被曝、岡山などではラジオアイソトープを使うその管理がずさん

である。そして皆さんが査察をすれば、いろいろなところでこれはまことに皆さんの管理のしかたをしておる。これは政管理庁が前に指摘しておるのですね。それにもかかわらず、このありさまであります。そういう点からいって科学技術庁はこれまでも何をしておったのだらうという、私はたいへん失礼だけれども、疑問を持たざるを得ないのでありますが、これは一体どういふことなんでしょうか。

○森山國務大臣 たいへん重要な問題にお触れになられたと思います。確かに放射能の分析に当たります日本分析化学研究所、これは科学技術庁の組織ではございませんけれども、財団法人、公益法人といたしまして科学技術庁が監督すべき立場にあるところでございますが、これがはなはだ遺憾のある分析をやっておりましたことは御案内のとおりでございます。その点につきましては、二度とこのような事態が起きないように体制を整備しつづけることは御案内のとおりでございます。

敦賀の発電所の被曝問題は新聞に報ぜられたようにございますが、このほうは新聞に伝えられているところでもいろいろ問題がございまして、たとえば右ひざの放射性皮膚炎だといわれながら、実際放射線の皮膚炎だというならばその直後にその証拠がなければならぬというにかかわらず、その証拠としてあげられてる現地の診断は右ひざでございまして右ひざと右ひざは違つたのでございまして、いろいろふしぎなことがありますから、私はあれは非常に問題だと思っております。それで、科学技術庁といたしましては、科学技術庁は関係官庁の専門家が集まってこれが対策につきまして遺憾なきを期しておりますが、私はあれははなはだおかしい事件だというふうに考えておるわけでございます。

アイソトープの問題につきましては、この管理がはなはだ十分ではなかった面がある。近來いろいろ新聞紙上では報ぜられますけれども、行政官理庁の報告によりますと、何らかの意味におい

て法律に違反していたものが実に七八%、これは大きい違反と小さい違反とあるわけでございましてけれども、ともかく何らかの意味でそういうようなことが、百五、六十件調べたところそういうパーセンテージが出ております。全部で三千以上の事業所があるわけでございますが、私は、その数字が直ちに右へならえするかどうかは別にいたしましても、抽出検査の結果でありますから、事は重大であるというふうに考えておりました。これが対策に当たつておる次第でございます。

○阿部(勲)委員 長官、たいへん時間がないので、あなたは雄弁でありますけれども、なるべく短く御答弁を願えればありがたいと思つてます。

次に、原子力発電所の個々の安全問題に入りまします前に、私は、安全問題に対する考え方、対処のしかた、きょうは大体これにとどめたいと思うのでありますけれども、これについてお伺いしたいのであります。

長官は本会議において、念には念を入れておるから安全なんだ、安全と考へていたんだ、こゝう胸を張つておられますし、先ほどもいろいろ安全だ、こゝうおっしゃつておるのですが、これは一〇〇%安全だ、こゝういふに長官はおつしやるのですか。

○森山國務大臣 できるだけ簡単に答えたいと思つておりますが、御発言の御趣旨の中でそのまま承服しかねる点はやはり留保し、また多少所見を述べておきませんといかぬと思ひまして申し上げておりますので、御了解願います。

安全性の問題は先ほどすでに御説明を申し上げまして、だいたい長話になつたのではしよれというやうな話がございますが、先ほどお話ししたように、要するに原子力の平和利用、原子炉というものは、在来科学技術産業と違ひまして、放射能という公害の先取りをしておりますところの科学であり、技術であり、産業であるわけでありまして、したがつて、先ほども申し上げましたやうに、機械でございまして故障もございまして、人間でございまして誤つた操作もあるわ

けでございまして、そうなりますれば二重、三重、多重防護措置によりましてかわりの装置が動いたりあるいは機械がとまつたりする。もし自動車でもって同じやうな仕組みになっておりましたら、どんなに運転のうまい人でも百メートル自動車とまらないうちで走つておるわけがございまして、いふ意味でも機械はそうなつておる。それからまた定期検査がありましていろいろ問題が発見をされるわけでございまして、とまらなから安全なので、その中身についてどう処置するかということ、これは先ほど申しましたやうに、機械ですからいろいろ故障もあり、人間がやることですからミス操作がある。それでも心配のないやうなつくり方になつておると思つてございまして。

しかし、科学技術は日進月歩発達しておりますから、放射能に対する安全性を先取りした科学技術産業でありますけれども、念には念を入れてそれをやつていかなければなりません。システム全体といたしましては、発電所の表玄関ができません、やはりそれに対する台所とか手洗いとかいう意味におきまして、やはり核燃料サイクルにおける核燃料の再処理工場とか、廃棄物の処理問題とか、そういう点につきましては、まだまだやらなければならぬ問題が残つておるわけでございまして、そういう方面に力をお入れしてまいるということでございます。もう安全性の問題はきわめて重要でありますから、念には念を入れまして、しかしながら、それはいま申し上げておるやうな意味でございまして、だからどうも原子力発電は安全性に疑念があるなどというふうには私はいささかも考へておらない、少なくとも社会通念的には考へておりません。

○阿部(勲)委員 あなたの最後のほうだけいいのであります。自動車がつかる話までは要らないことではしよ。

私は念には念を入れて、こゝういふことは一〇〇%安全なのかどうか。九九・九九%程度まで安全でございまして、こゝういふことおつしやるのか、それとももう危険は絶対ないのだ、こゝういふことおつしやるのか、どつちか二者択一を聞いているだけ

全だ、こゝういふことおつしやるのか、それとももう危険は絶対ないのだ、こゝういふことおつしやるのか、どつちか二者択一を聞いているだけ

○森山國務大臣 これは非常にむずかしいのでございまして、学者の方がこゝういふ事故は十万年に一回とか百万年に一回とかおつしやる。そうすると、それは学問の理屈として十万年に一回、百万年に一回という可能性はあるというのであります。社会通念といたしましては、人類の歴史始まつてまだ七、八千年ぐらゐですから、十万年に一回百万年に一回――そのころは人類がおつたかどうかわかりませんが、そういうものは社会通念上ないと私は言うのであります。したがつて、そういう意味における社会通念上は、原子力発電についての安全性は私はいささかも心配しておらない。これは政府の責任をもつてこれに対処するつもりでございまして。

○阿部(勲)委員 この学者が百万年だなどという話をされたのか、私はまだ素人に聞いていない。政府の責任とおつしやるけれども、政府の責任というのはいささかふいふことなんでしょう。憲法の前文を長官はお読みになつたことがあるのでしよ。政府のやり方で戦争が起らないやうに、こゝう書いてあるのですよ。何もかも政府にまかせればいいのだなどというやうなことは、憲法は規定してないのですよ。政府の責任でやるからだいじやうだなどということ、安全性が論じられてはたまらぬのですよ。長官、失礼だけれども、憲法の前文をもう一べんお読みになつてもらわぬと困る。政府の責任でやるからだいじやうだなどということは、安全性の確認にはこれは私はいささかふいふことなんでしょう。○森山國務大臣 おことはございまして、電力はこれは民営でございまして、民間の電力会社が原子力発電所をつくつておるわけでございまして、それで、つくつておるやうなところの電力会社が、もちろん自分のところでやつておるわけでございまして、安全性については心配ありません、こ

ういうことを言うのでありますが、地域の住民からいたしますと、つくっている連中がそう言うのであるから、それはそのまま聞けぬわ、こう言うのでございまして、公正な第三者の立場にある政府が、これはだじようぶです、まただじようぶなような施策を講じますよということをや

うが政府の責任をもつてこれに当たるといふことでございまして、どうしてそれがそういう御発言が出るのか、私は理解をいたしかねますし、私も国会議員をやっておりますから憲法を読んだことがございすけれども、いまの私の答弁の範囲内においてどうかひとつ御理解を願いたい、こういうふうな思っております。格別憲法違反の発言をしたような覚えはないわけでありす。どうかひとつその点は、私の言わんと欲するところを御理解願いたいと思ひます。

○阿部(助)委員 あなたがそういう意味で政府として真剣に取り組んでおるのだということ、それなりにわかります。だけれども、政府がだじようぶだと言ふからだじようぶだというふうな簡単なものではないということをおは言つておるわけでありす。あなたは私の考えからいけば、民族にとつて非常に重要な時期、このときに科学技術行政官に就任された。いま日本国民はあげて公害問題に苦悩しておるわけでありす。光化学スモッグ一つとつてみても、複合汚染だとかいろいろなことを言ふけれども、さっぱり究明されてない。各地のいろいろな公害問題でほんとうに住民は真剣に悩んでおるわけでありす。こういうときに、それにまた新しく放射能が登場してくる。苦悩はさらに深まる。このときに、解決のかきを握る政治家として最高のポストにあなたはつかれておるわけでありす。あなたは非常に光榮であると同時に、また責任の非常に重い立場にお立ちになつておる、こう私は拝察するわけでありすが、長官いかがです。

○森山國務大臣 阿部先生から身に余る仕事に対する重要性の御教示をいただきました、まことに恐縮に存じております。私もこの時期に科学技術

行政官に就任いたしましたことは身に余る光榮であり、その責任の重かつ大なることを痛感いたしております。

現在公害等の問題に特に頭を使わなければならぬ時代であることも承知しており、また、先生お触れになりませんでしたけれども、十分御存じのとおり、中東紛争以後における石油事情というものはエネルギー問題解決のためにも大きな使命を与えられておるわけにございすし、これを勘案いたしまして政治の立場から全力投球をいたしたい。微力ではございすが、一生懸命にやるわけにございすから、どうかひとつ格別の御支援をお願いいたします。

○阿部(助)委員 いま世界をあげて公害問題に取り組んでおる。残念なことに、わが国は公害のトッポを走つておるといふてもいいのではないかと。国民大衆は公害問題の体験によつて多くの教訓を得ております。重要なたくさんの教訓があるけれども、ここであげたいのは、公害を出すようになつてからあわてて対策をやつてもだめだ、事業を始める前に公害問題を解決すべきだということでありす。

原子力の場合、在来の公害とは質的にこれは異なつたむずかしい問題を持つてゐるわけでありす。科学技術庁などにおいても特別に局を設け、原子力委員会を設置するなどしておるのはそのためであらう、こう思ふのでありす。それで、これはやつてみてそれからというわけにはいかない問題だ。しかしまた別な意味からいけば、まだこれは幸いにそうよいやつていないのでありす。だから、むしろいま政府が真剣に公害に取り組もうとするならば、まだこれはあまりよいつくらないうちにやつたほうがいい。私は公害対策としては、まだあまりできていないというほうが利点があるのではないかと、そういう点で、私は、あなたはこの公害問題もだじようぶだ、こうおっしゃるけれども、私はそれに疑問を感ずるのでありす。そこで、もうあなたにあまり答弁してもらはうと

時間がかかりますので、お伺いしますけれども、原子力開発長期計画による一九九〇年の原発の規模は、これは時間がかかるから私のほうから言いますが、間違つたら御指摘ください、大体一億キロワット、八五年で大体六千万キロワット、こういうことでしょうか、違ひますか。

○森山國務大臣 いまきまつておりますことは、それはこういう時世でございすから、その後の事情で再検討しなければならぬわけにございすが、四十七年の原子力長期計画によりますれば、昭和五十五年三千二百万キロワット、これは率直にいうと実現ができません。しかし、昭和六十年六千万キロワット、それから昭和六十五年一億キロワットということでありす。

それから、ちよつと先ほど公害のお話が出ましたが、ぜひ御理解をお願いしたいことは、先ほども前の委員の方にも私が答弁いたしましたとおり、原子力発電というのは新しい技術段階に入つたものであつて、要するに放射能という公害に対してテクノロジーアセスメントを科学技術産業の中に取り入れた唯一のものです。いろいろな科学技術産業がありますが、そのテクノロジーアセスメントの手法を取り上げたものは原子力だけでございまして、いわば放射能という公害を先取りしたものでございまして、ですから、何か公害のころばぬ先のつえだというけれども、ころばぬ先にそういう点を考えろというわけでありす。が、当然、これは性格上そういうものを取り上げて公害問題を先取りにしたところの科学技術産業でございすから、ほかのものと違ひます。

同じ発電でも、石油発電を見ますと、石油を燃せば硫黄がありすので亜硫酸ガスが表へ出ますから、さてそれをどうするといふので、従来の石油発電はいわば公害と処理の火力発電です。しかし、原子力発電というのは、放射能という公害を先取りしたものでございすから、公害の点からいへば、これはもうたいして先生のおっしゃるような意味においての問題はないものであるといふふうに私は考へておるわけにございす。たと

えば放射能にいたしましても、いま発電所では周辺の線量はおよそ五ミリレムです。これは環境自然放射能が百ミリレムでありますから、いかに少ないかということがよくわかり願へると思ひます。また、後ほど御質疑がございすれば、このことを何回でも繰り返して申し上げます。

○阿部(助)委員 私は、大臣はやはり当面の問題も考へにやいかぬ。同時に、民族百年の大計も考へになつておられると思ふのでありす。そこで、お伺いしますけれども、先ほど言つた八五年には六千万キロワット、九〇年には一億キロワット、これは多少数字が違つたといひましたが、その時点での温排水の総量はどうなるか、そのときの水温はどうなるか、放射能の放出される量は一体どうなるか、また固体廃棄物の量は一体どれくらいになるのか、その時点における再処理工場の計画は一体どうなるのか、こういうものをどういふふうにお考へになり、研究をしておられるのか、簡単に伺ひたい。

○森山國務大臣 長期計画で昭和六十五年、西暦一九九〇年で一億キロワットといふところまでの一つのめどをつけてやつておるといふことでございすが、これらの数字は近來もいろいろ問題がございすものですから、私もこれは再検討しなければいかぬといふことで、稲葉秀三氏がこの方面の勉強家でございすので、検討して稲葉第一次私案といふものをすでに発表しております。それから通産省のエネルギー調査会が現在この問題も検討しております。六月ころには私どもは稲葉私案でいろいろ腰だめの方向づけはいたしておるわけにございすが、政府といたしまして、とりあえずの見通しをこの六月ころ出していきたいといふやうなことでございす。

これによると、一九九〇年ころには一応そういうことは立ててはおりますが、そのころどういふ姿が出てくるかといふと、私は今世紀一ぱいはやはりエネルギーの多角的利用といふ考へ方ではないかなと思ひますが、本命はやはり原子力だと思ふのです。ただし、現在の軽水炉発電で

いつまでもやっていくかどうかということになりますと、高速増殖炉、現在動燃事業団でやっておられますが、やはり切りかえていきますし、来世紀に入りますればやはり核融合というほうに切りかわっていくのではありませんか。長期をとりますれば、そういうことになりますから、いまのところ六千万キロワットくらいの線のところで計画を考えていったらよからうというふうにお考えしておるわけでございます。

それについてのことでございますが、それは再処理工場にいたしまして、温排水の問題にいたしまして、心配ない体制、放射能の問題にいたしまして心配のない体制、この再処理工場あるいは廃棄物の処理については体制をつくっていくつもりでございます。温排水の問題は、これは私どもの原子力発電だけではございません。火力発電だって前からあるわけでございますから、近年、この二年ほどいろいろ問題になったわけでございますが、大局的には心配しておりません。しかし、検討を進めまして、たとえば公害基本法等に基づきますところの基準の作成等に努力をしてまいりたい、そういう考え方でおるわけでございます。

○阿部(助)委員 いろいろこれからやるということ、こういうことですね。
○森山(勲)大臣 そうです。
○阿部(助)委員 その時点において、温排水の影響をどう受けるかというのはまだわからない、結論はこういうことでしょう。
○森山(勲)大臣 温排水の問題は心配しておらないということでありまして、それまでにまた心配のないような体制をつくるつもりである、こういうことでございます。

○阿部(助)委員 どうもかみ合わないで困ります、皆さんはそういう形でおっしゃるけれども、その時点における温排水だけでもいまの日本の全河川の流量を上回るだろう、こういうわかれておるのです。そうなったとき、一体これが豪雪につながつていくのかどうか、また日本列島の温度がど

うなつていくのか、それによって生態系がどう変わっていくのか、そういうような問題が全然研究をされてない。ただ、そういう心配はないだろうというお話のようでありまして。

それならばもう一つ伺いますけれども、再処理工場の問題はいま一つ建設する。しかし、皆さんが六千万キロワットの発電所を起こすようになれば、再処理工場というのはいま一つだけではどうしようもないのですか。どうしてもこれはつくらないければいかぬことになってくる。しかし、この原子力発電と再処理工場の問題はワンセットの問題じゃないのですか。皆さんの福島第二原子力発電の公聴会のこの書類を見ましても、再処理の問題はこうおっしゃっておるのですか。

「原子炉設置の審査に際しては、原子力の開発利用の計画的な遂行に支障を及ぼすこととならないように、使用済燃料の再処理が適切に行なわれることの見通しがある場合に限り許可をすることとしている。」こう述べておられます。これはそのとおりですね。

○森山(勲)大臣 先ほど温排水のお話でございます。先ほどは実は本会議で先生からお話ございました。これはわが国の全河川の流量に匹敵する、これはわが国の全河川の流量に匹敵する、こういうことでございました。それから、せつかくの先生の御演説でございましたので、私、実は調べましたところ、火力と原子力合わせて千九百四十三億トンでございます。その温排水量についてはほぼ同様でございますが、わが国における全流量は五千四百七十億トン、これは建設省河川局調べで降雨量から調べたものでございまして、ほぼ同量というのはこれはたいへん差でございまして、そういうものが出ましても心配ございません。

また、先生の御演説だと、「大量の放射能を含んだ原発からの温排水の量は、火力に比べてもはるかに大量」と言いますが、この放射能は自然放射能〇・二％くらいでございまして、放射能の心

配は全くございません。

それから、そういうもので日本列島が全部魔法びんの中へ、何と言いますか、まわりを全部温水で日本列島が囲まれるような御趣旨のお話でございます。一、摂氏七度以上も高い温排水が日本列島を取り巻いたとき、海洋生物や気象への影響は想像を絶するものになる」というようなお話がございましたが、そんなこと全くございません。これは太平洋がずっとありますから、川の水と塩水がまざるのには六十倍くらいの相当な倍率が要るわけでございます。川の水の場合は熱いと冷たいの差だけでございまして、七倍くらいの水でまざるわけでございますが、あれだけ無尽蔵にある太平洋は、あるいは日本海でも同じでございますが、そういう意味で温度等の差というものはある一定のところまでいくと消えてなくなるわけでございます。それは魔法びんみたいにならずと取り囲んで出しておれば別でございますけれども、そういうことじゃないのでございまして、海水でもってその温度はほとんど薄められて下がつてしまふわけでございます。それから、そういうような御心配はもう全くないのでございまして、実際問題として沿岸で何％になりましようか、まあ二、三％くらいがそういうものの影響を受けるようになるかどうか、数字は計算はいたしておりませんが、数％以下であるというふうに私も考えております。

温排水の問題をいろいろ御心配になり、また学者と称する人の一部にはそれをまことしやかに掲げておるのを見て実は苦々しく思っておるわけでございます。そして、そんな心配は全くありませんから、どうかひとつ温排水の問題は――しかし、温排水自身につきましても、やはり温度が違ふわけでございます。影響をできるだけ少なくするようにならなければならぬ。そうすると、やっぱりどうしてもの出口の排出先のところあたりの貝類、海藻類その他に若干の影響があるかもしれないけれども、魚類全体についてはたいして影響がない。だから、二年以上前まではほとんどこういうことを言う人がなかったのでありますが、近來こういうこ

とが大きく取り上げられてきておるわけでございます。しかし、やはりこういう問題は阿部先生御指摘のごとき真剣に取り組んでいかなければなりませんから、私もこれはこれについて真剣に取り組むつもりでございます。これは在来技術の火力発電自体も温排水はあったのでございまして、放射能に対する公害先取りのシステムとちよつとシステムが違ふものでございまして、私どももいたしましては、できるだけこのほうにつきましても万遺憾なきを期してまいりたいと思ひます。

いろいろな張り問題なんかで申し上げたい点がございまして、責任回避と思われるといけませんからこれ以上申し上げませんが、大体において心配ありませんけれども、しかし、先生の御指摘のように、やはりできた基準でもつくつて漁民の人たちに御迷惑がかからないような、御心配にならなくていいような体制でもひとつできればというところで考えておる次第でございます。

第二再処理工場の問題につきましては、ことし完成をいたしまして来年から運転に入ります。再処理工場は原子力発電所にいたしまして大体八百万キロワットくらいでございまして、現在は二百三十万キロワット動いておるわけでございます。あと二、三年で満員になるのじゃないかと思つたのです。あとどうするのだという問題が先ほど来議論に出ておりますが、民間でこれをつくる。しかし、その間のあきをどうするかという問題もございまして、これは英米その他の諸外国のほうにお願いする。国際的にはキャパシティが余つていますから、そういうふうにお願ひする。また話もある程度ついておる。しかし、将来つくるべき再処理工場というのはいままでみない小さいもの、じやだめでありまして、一けた大きいものをつくつていかなければならぬ。日本が六千万キロワットやるといふなら、あと大型のものを二つくらいつくらなければならぬが、いまの日本ではこれで二つくらいできるかどうかということとはなかなかない。アフリカ大陸も考え、あるいはアジア

地区も考えて、わが国の国土もさることながら、グローバルな関係においてこういうものを処理したいと思ひますし、そういう問題について十分めどはついておるわけでございますが、なお、詳細につきましては事務局より説明いたさせます。

○安倍委員長 簡単にお願いします。

○伊原政府委員 再処理につきましては、第一工場の容量に比べますと第二工場は当然経済ベースでもって相当大きなものになるかと思ひます。したがって、その観点からいたしますと、非常に多くの再処理工場をつくるということにはたぶんならないであらうと思ひます。たとえば、六千万キロワット相当の原子力発電につきましては、たぶん一カ所あればいい、こういうことで、これは海外にいろいろ調査団も派遣いたしまして十分調査いたします。

○阿部(助)委員 温排水の問題は、私はまだ異論があるのです。それは小さな部分的なプールや何かつくってやったら実験にならぬのです。日本海には黒潮が流れております。これは細いと言われるけれども、秋田沖まで行つておるのです。温度の違う黒潮がずつと秋田沖まで行つておるのです。その温度差が新潟県あたりに豪雪を降らせる一つのもつとだ、寒気団がもちろんだ、これは基本でありまして、温度が違えば水蒸気が上がりやすいわけでおる。それがこういう大きくなったときに一体どうなるのか。そのときの問題もこれは検討しなければいかぬのです。これは、民族の将来、そういうことを考へていけば、あなたがおっしゃるような簡単なものじゃない。

いまの局長が何かの答弁は、六千万キロワットの発電をやるときに、再処理工場はもう一カ所つくれば五年も六年もつわけですか。もう一カ所でいいのですか。いま一カ所と言ひましたね。

○伊原政府委員 現在、諸外国で商業ベースで運転中あるいは建設中の再処理工場の規模から考えまして、その程度のもので日本で第二再処理工場として建設するといひますと、おおむね原子力

発電所に相当いたします出力として五千万ないし六千万キロワットというふうな試算されておるわけでございます。

○阿部(助)委員 それではお伺ひしますが、たとえばいま計画されておる福島原発が全部できたら、これが稼働したら、廃棄物は、いろいろの廃棄物がある。いま皆さんドラムかんで詰めておるやつ、これは一年間で一体ドラムかんでどれくらいになるのですか。

○伊原政府委員 ただいま先生に詳細な数字がございませぬが、発電所が稼働いたしますと、それに伴つて、先生御指摘の廃棄物と申しますのは、低いレベルの固体廃棄物であらうかと存じますが、これにつきましてはドラムかんに詰めまして置いておくということでございますが、ドラムかんの本数にして数千本から一万本程度ではないかと思ひます。

○阿部(助)委員 話は前に戻りますけれども、先ほど長官は、イギリスとか何かヨーロッパで再処理をお願いする、ある程度話が煮詰まつておると言ひが、これは外国へ持つていくというめどはついておるのですか。

○森山国務大臣 再処理工場、いま動燃で持つておるのは比較的小規模で、原子力発電所であれば八百万キロワット分くらいでございます。現在は二百三十万キロワット現に稼働中でございまして、現状ではゆうゆうとまかなえるわけでありまして、あと一、三年もいたしますと、これは満員になつてしまふ。これはきつめてフランクに申し上げますが、私も頭が古いものでありますから何ですが、再処理工場がベイスするようにやるために、一けた違つてきたのです。それで、いまの次長のような話が出ておるわけでございますが、そういう話がかかるとまづ実地に移りまして、かなりの時間がかかるわけでございますから、その中間の過渡期としては、英国等の諸外国のほうに処理をお願いする。現に一部、ごく一部でござい

ますが、現在もお願ひしておるわけでございます。そういうような点もございしますから、そういう

う点については遺憾なきを期するというふうにとつ御理解をお願いしたい。

それから、先ほど温排水の問題で、実は先生に本会議でいろいろ御指摘を受けましたので、私もも調べたわけでございます。そして、柏崎の付近で、百万キロワットで秒六十トンの水を使うわけでありまして、したがって、八基でまますれば八百万キロワット、四百八十トン一秒間に使うわけです。信濃川の水量は小千谷付近で一秒間五百三十九トン、これは建設省の調べでございます。それで、この数よりも少ない一秒間四百八十トンでも、拡散範囲は局所的でありまして、その一部に霧が発生することは考えられる。しかし、それが気象に關係する、空気の層に影響するとは常識的に考えられないということでございます。信濃川は真水でございますから、真水が海水とまざる

のは、海水と温排水よりもずっとまざるやすいわけでございますから、そういう意味で、現状から見ますれば、ある気象学者の御意見として言われました点について、私もそのように心配をいたしておりませぬ。

温排水についていろいろ議論をいたしたいことがございしますが、この間の発言もございしますから、やはりわれわれは国会に出ました議論というのにはまづ正面から取り組んで、真剣に当たらないければいかぬと思つて調べてまいりましたが、先ほど来あまりおまへばかりしゃべるなということでございますから、遠慮させていただきます。次の質問をお願いいたします。

○阿部(助)委員 あなたの持つておるこれは、私のところへも言ひわけのよう持つてきたんです。こんなものは何もないですよ。その前に気象庁に聞いたところが、そういう研究は一つもいたしておりませんという。それでも何か資料が、そういうところの影響はないだらうかということ、私はいろいろさつくらんに話したところが、今度は皆さんにしかれると悪いから何か影響がないみたいな話をしたけれども、こんなものは何もないんです。調べたけれども、これは何もない

んです。それを後生大事に、これでだいじょうぶだなんて長官おっしゃつても、こんなものは信用ならぬですよ。

いまのお話でも、これから外国へ持つていつて処理したいというような希望意見を述べておるだけなんだ。ところが、前の段では、ワンセットでやらなければならぬ、見通しがある場合に限つて許可すると言つておるんですよ。ところが、実際は、再処理のものを一体どの国がそう簡単に引き受けますか。これだけ危険な、しかも再処理工場というのは、あなたはいつても放射能をあまり出さない出さないとおっしゃるけれども、再処理工場の場合はいへんな放射能を出すんですよ。それをそう簡単に大量の再処理を引き受けるなんというのは、これは私はめどが立つはずがないと思ひます。どうなんですか。

○森山国務大臣 どうも再処理工場が、何か放射能をよけいに出すというふうなお話ですが、これは先ほど申しましたように、原子力発電所周辺の線量が五ミリレムということでありまして、自然放射能が百ミリレムでございます。その二十分の一、それから法律によつて許容されている線量が五百ミリレムでありますから、百分の一です。自然放射能なんかちよつと上がったたり下がりたり一割ぐらひしますから、事実上原子力発電所周辺は、これは放射能の影響はほとんどゼロにひとしいというのが現状になつてくるわけでございます。

ところが、再処理工場につきましては、これはクリプトン85等八千キュリーというふうな計算で、これを被曝線量に換算いたしますと三十二ミリレムでございます。これも自然放射能に比べれば百分の三十二ですから、これは三分の一です。それから水について、いまのは気体でございますが、温排水のやつでやるのは十幾つということになりますから、両方合わせたつて液体と空気と両方で浴びるということは論理上ありませんけれども、両方合わせたつて半分程度ではないですか。だから、原子力発電所に比べれば再処理工場

は多いわけでございますよ、しかし、自然放射能の半分にやないか、許容量の十分の一ではないか。しかし、ICRPにもありますように、放射能は低ければ低いほどいいという、すなわちアズ・ロー・アズ・レディリー・アチーバブルという考え方がありますが、できるだけ低くやりましょ。低くやりますが、現状だってちっとも心配ありません。しかし、もっと低くドロップをするために、われわれは一生懸命やっていく、こういうことでございまして、決して再処理工場が御心配だなどというの、全く心配がないのであります。ただ、原子力発電所のようにまでは低くはなっていないというところに問題がありますので、われわれはそういうふうになお努力を続けましょと言っておるのでございまして、だから、あぶないなんでしょう、これは全然ございせん。

それから、そういう再処理工場でございますから、もう世界的には施設が余っているくらいです。ここに欧米における再処理余力というものは次のとおりだという非常に膨大な量の表があります。そういうもので、日本みたいにあぶないあぶないなんて言っている国はもうございせん、この間私は英米関係のある重要な方に会いましたところ、が、英国ではもうあぶないなんて言う人はありませんよ、ただ原子炉をつくるのにえらい時間がかかる、そこが問題だ、こういうふうに出ておられますし、アメリカの場合でも先ほど申し上げたように、現に四十二基、二千五百万キロワット、わが国総発電量の実に三分の一は動いておるので、それから、もう四十二基が動いて五十三基が現に建設中なんです、もうそんな心配はないんです。ただ、わが国では、そういうあぶないあぶないという声のほうが大きくて、だいたいようぶだということをおもって言う人たちが少なかつたところに問題がある。ですから、私はこんなことを言う、ほんとうはいい男なんですけれども、いい男じゃないみたいと思われちゃかないと思います、ですが、こういう時期でございまして、大事な役割りを与えられましたから、阿部先生おっしゃ

るとおり、大事な仕事だと思つて一生懸命やつておるわけでございます、どうかひとつこの問題の真相というものを御理解願いたい。

先生は、そういう意味においても、いろいろな疑問点を御指摘願ひまして、まことにありがたうございまして。そういう点は非常に重要な問題でありますから、また率直にお答えをいたしましたので、どうか御理解を願ひます。

○阿部(助)委員 私、あなたが一生懸命やつておることを否定はしませんよ。だけれども、どうもこの放射能の問題は、一番最初私が聞いたのは、一〇〇%だ、じょうぶというところはないうえです。しかも〇・〇一%でも、もしそれが事故でも起せば、それは一〇〇%危険になるんですよ。だから、あぶない、多少の不安があるけれども、いまやらなければいけんのだから——私のところへ説明に来る人が一番最初言うのは、電力が足りなくなるんですよ。電力が足りなくなるから多少の危険をおかしてもやるといふ立場に立つのか。これはお互い立場です。あぶないものは、多少電力を節約しても、不便を感じてもがまんするといふことなのか、もうけるためには多少の危険があつてもやろうとするのかどうかというの、これは立場の違いなんです。

いまあなたは、ただ安全だとおっしゃるし、危険だと言うほうが非科学的なんだというふうな御発言ですけれども、実は皆さんのこれを見ましても、どれもきちんとしたものはないので、放射能の問題にしても、このいまの廃棄物の問題にしても、何かみんなこれから検討するみたいな話で、これは指摘をすれば時間がかかりますから一々読みませんけれども、どれを見ても、これから検討する、これから何とか外国と話をつけるみたいな話で、私は、あなたが何と言おうと、やはり温排水の問題も、これは現実には研究をしてあるならば、どこでどういう研究をして、現在どういう段階だということをお伺いしたい。それはない。廃棄物の問題も、これはまだこれからどうしたいと言ふ。ほとんどすべてが将来の問題として問題

を残しながら、発電所はやらなければいかぬといふことで、安全だ安全だとおっしゃるけれども、そういうものではないんじゃないか。

私が一番最初に指摘したように、いま放射能物質の民間におけるいろいろな管理規則も守られない、それを指導する行政体制もなっていない、そういうことが現実に行なわれておるじゃないですか。そういう中で皆さんは安全だと言ふ。

田島委員がおやめになる、辞表を出されるという問題、先ほど問題が出ましたけれども、私はむしろ、この田島さんがやめるといふようなことは、この安全性というものを長官は、いまこの委員会における発言から見ても、もう軽視しておるといふよりも、そういうことを言われるのはじやまなんだという態度が、この田島委員をして辞表を出させたのではないかと感じがするわけなんです。

ほんとうにきまつておるものが一つもないんです。これを見ても、みんなこれから、これからということになつておる。それで一体これからの民族百年の大計をどう立てるのか、民族の安全というものをどう確保するのかという点で、私は疑問を持たざるを得ないんです。

○森山國務大臣 田島委員の話といままでの議論と結びつけられることは、私はまことに心外でございまして。田島委員につきましては、先ほど申し上げたとおりでございまして、どうか先ほど来の議論と田島委員の問題とはひとつ短絡しないで御議論を願ひたいと思ひます。

それから、温排水の問題でございまして、確かに、私はこれで全く心配ないと言つておるのではありません。それは二年ほど前まで、火力発電があつて、かなり大型化したけれども、大して問題は起きていなかったんだ。しかしこの二年間ぐらいいろいろな問題があつた、そういうことでありますから、政府は何してゐるんだと言われますれば、環境庁、通産省、科学技術庁等でそれぞれ検討し、また農林省でもやつておるわけでございますが、それについてこの間農林省の

ほうで報告を聴取いたしましたところ、「これまで研究では、排水口付近のモ類、貝類が被害を受けるほか、プランクトン、底棲生物、潮間帯生物等に若干の変化が見受けられる。しかし、魚類等の生産にはいまのところ何ら変化は認められない。温排水の影響は海域によって異なり、かつ長期間にわたる観察を必要とする事項も多いので、昭和五十一年度までの五年間で実施することにしてゐる。」といふことでございまして、そのほかに環境庁、通産省、科学技術庁一々ございまして、多く申し述べると時間がかかりますから省略します。

ただ一つ、先ほど申し上げましたように、科学技術庁を中心としたしまして、温水養魚開発という問題で、東海発電所、これは茨城県でございまして、昭和四十八年から稚ダイ、アワビ、クルマエビの養魚をあの温排水でもつてやつて成功いたしましたしております。一回この魚も食べていただいたと思ひますし、それから静岡県浜岡の原子力発電所でアワビ、アユ、マダイを養殖いたしております。それから教員の原子力発電所でハマチ、アユ等を養殖しております、そういう意味ではそれ自身は全く心配はないのであります。ただ、環境の変化といふことがどの程度の影響を及ぼすかといふことを、先ほど来申し上げておるよう目下検討中でございます。環境庁のほうでもこれによつて、何か水質基準の中にはいろいろな有害物質のほかに温度というものも含まれておるわけでございまして、何とかしてこれを早く形をつけたいといふことで努力をしております。そういう意味では、なおやらなければならぬことは残つてございまして、先生がおっしゃるような意味において心配だといふふうには私もは考へておらない、こういうことでございまして。

それからもう一つ、学者の方々がいろいろおっしゃいます、それは学者の方が学問の場である心配をおっしゃるの、はこもつともであります、が、社会の生活において、社会の通念として、そういう学会の議論をそのまま持つてくるのが適

どうかということは別途の問題でございますし、そしてそういう中には、技術論のような願をして政治論を言っている一部の学者がございますから、私も、学者の意見がだからそれで全部いいなんていうふうにいささか思っております。やはり行政の立場から、政治の立場から、これに對していろいろ議論をする、そういうことをまたこういうところで阿部先生が、いやそれは言うけれどもこうじゃないかという御議論があるということは、たいへんけっこうなことでございます。そして、何と私どもも分析研といういいかげんな実績があるものでございまして、これは少しぐらゐやられてもやむを得ないと思っております。また、これからの御指導を願いたいと思っております。き御叱正をいただき、御指導を願いたいというふうな意味の心配は、さつき申し上げましたような意味でないわけでございまして、どうか先生のよう

に視野の広い方でございまして、ひとつ私どもの考え方を御理解願って、御推進を願いたい。お願いいたします。

○阿部(助)委員 いや、いろいろ伺いをしましたけれども、実際あなたが先ほども言ったように、この放射能の問題は、研究されてどうか開発されて、まだ日が非常に浅いわけですね。そういう点でいろいろ影響、しかも部分的じゃない、全体の大きくなってきたときの問題等を考えますと、研究しておるものはまだごく一部分じゃないのか。私は、放射能の問題は一部分だと思ひます。その一部分の研究でいいじようぶだということ、私は、私はどうもそこが合点がいかぬのです。いままでいろいろなものが十分研究をされていいじようぶだと言ふ。私は、あまり科学のことは詳しくありませんけれども、本で読めば、たとえばアメリカの宇宙船なんか、部分品としてはシックスナインというんですか、九九・九九九と九が六つ並ぶ、それぐらい安全度を確かめる。だけれども、

大きくして飛ばすようになれば、この前のように、場合によっては宇宙飛行士が帰ってこないかも知れぬというような幾つかの事故を起こすわけですね。

それで、この原子力発電等の問題は、放射能の問題を万が一にも起こしてはならない問題なんです。そこで、本来ならば、やはり自分で研究し、それこそ自主、民主、公開の原則で——自分でやらないで、ただ外国から中途から技術を持つてくれば、これはどうしても隷属せざるを得ないし、事故を起こしやすいうわけですよ。そういう点で、あなたは念を入れて言うけれども、実際まだ研究はごく一部分なんです。私に言わせれば、一％か二％の研究しかできていない。これは歴史が短いんだから、しかたがない。だから、危険もあるんだという前提に立つて真剣に取り組まないで、もうだいたいじようぶだと言ふ。研究のほうは一％か二％で、だいたいじようぶのほうは九九・何％だというふうな話は、どうもその辺のお考えが少しおかしいのじゃないか。

私はもう時間がないから次に移りますけれども、自主、民主、公開の三原則、これは平和利用の担保であると同時に、私は安全の担保でもあると思ひます。安全の担保なんです、これは。公害問題はいまや戦争の被害に匹敵する、いや、それ以上だという国民的な認識がだんだん高まっております。このことは科学技術担当の大臣ならだれよりも詳しいはずだと私は思ひます。先ほど言った日本の憲法の前文には、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに努力せよ、こう書いてある。そういう点で、この原子力の問題に關して、自主、民主、公開の三原則というものが少し曲げられておるんじゃないだろうかという感じがする。皆さん方のこの原子力基本法の第二条の三原則、これは原子力の研究開発に従事する者の厳守すべき規定である。それと同時に、これは私たち国民一人一人が原子力の研究開発、またその推移に關心をもつて、積極的にこれを監視し、皆さん方考えておられないだろうか。

けれども、万が一にも核武装させたりすることのないやうに、また人間及び環境に悪影響を及ぼすことのないやうにする義務があると思ひます。同時に、この監視の義務は、これはやはり憲法に保障されるやうに、これははかることなくこれを実行する権利がある、私はこう思ひます。その点はいかがですか。

○森山國務大臣 私は原子力発電の安全性を強調いたしました。しかし、それは先ほど来何回も申し上げますとおり、テクノロジー・アセスメントをやつておつて在来技術と違ふのではあるけれども、しかし、念には念を入れてやつていかなければならぬことは、繰り返し申し上げておるとおりでございます。特に、日進月歩でございますから、いろいろなことをやる場合に、これは日進月歩というふうにお考え願ひたい。いままでののが未熟だからというのではなくて、日進月歩に進んでいくわけですね。これは原子力だけではない。すべての問題で世の中が前進するやうに、原子力の科学技術産業というものも日進月歩で進んでいくわけでございます。それから、安全性の問題については念には念を入れてさらに前進させていかなければならぬということとは当然でございます。しかし、だからといって安全性に疑念ありということにはならないのだというのを私は強調したしたのでありますから、どうかひとつ御理解を願ひたいと思ひます。

それから、原子力基本法にいう平和目的、これは申すまでもございせんから、もう一々触れません。しかし、自主、民主、公開の三原則について、ただいま御疑念を呈されたのはいかがか。その精神に沿つていろいろなことを言われたいやうにしっかりとやれよとおつしやるなら、私はありがたくちようだいするわけでありまして、現在私どもがやつております事は自主、民主、公開の三原則にはずれるのではないかと御疑念を呈された面は、基本問題でございまして、阿部先生のおことばではありますから、私もそれはそうでございますと言ひわけにはいきません。

やはりこの問題については、自主はもちろんでまえてございまして、現在、日本の原子炉というのは軽水炉でございまして、アメリカからの技術というものを基本にしてやつてきたことはまぎれもない事実でございまして、先ほど申しましたやうに、運転中が四十二基二千五百万キロワット、五十三基が現在建設中だということ、非常な経験を積んだ技術の蓄積であり、しかもこれは日本がただまねをするだけではございせん。わが国におきましてはそれらの技術を導入して、自家産業の中のものとしてそしやくしつつあるわけでありまして、自主ということとは外国からの技術の導入を妨げるものでないことは先生御案内のとおりでございまして、公開の原則にいたしまして、成果の公開ということを書いてあるの

でございます。何でもかんでも表に出すということではございせん。そしてそのことは、日本國憲法にもございまして、財産権の保障というたてまえから、工業所有権を一々表に何でもかんでも出していいということでもないのではありません。これらの解釈は不肖森山欽司が科学技術庁長官に就任する前からきまつておりました。そのきまつた路線において私は行動してございまして、森山欽司が着任いたしましたから、従来の基本的路線と違つた行動をやつておるといふことはいささかもございせん。

ここで、一々また自主、民主、公開の有権的解釈をやる時間がかりますから、省略をさせていただきますが、私はいろいろな御忠言については謙虚にお伺いをし、御発言につきましては聞き捨てにいたしません。一々調べてまいつておるわけですね。少し口が悪いものですから、たいへん御迷惑をおかけいたしますが、どうか意のあるところをおくみ取り賜わらんことをお願いいたします。

○阿部(助)委員 もう時間のようですから、この辺でやめたいと思ひますけれども、長官は財産権の問題だけを言ひますけれども、憲法の財産権の規定は無条件規定じゃないのです。政府が土地

律の趣旨を理解しているという意味で、私からひとつ申し上げるわけです。

それから、もう一つの問題は、先ほど来何回も言っておつて、もう口がすっぱくなりますが、とにかく現在の軽水炉発電は、社会の通念からいえば安全であります。しかしながら、念には念を入れてやっていたいかなければいけません。また反面、安全性について疑念を抱くような方がございますから、そういう点についてわかつていただけるように、その安全性についてさらに念には念を入れましますと、そういうことをわかつていただく努力をすることがこれから大事であらう。

この二つのことによりましてその成果があげ得ますれば、少なくとも昭和六十年六千万キロワットの発電は可能であると確信をいたしております。

○瀬崎委員 そうしますと、今日の発電所の立地が困難になつてきた原因は、一つは開発利益の還元がなかつた。これは現在審議中の法案で補われていくであらう。いま一つは、現在進めてゐる原子力発電所は決して不安はないけれども、住民が不安だと言つてゐる。これを解消すればいいんだ、こういうお話なんです。

私自身は別に、ここで技術系出身だからといって、技術論をしようとも思いません。幾ら政府が安全だと言つても、原子力発電所に対して国民が不安を持つてゐることは事実であるし、またその不安が年々強くなつてゐる傾向にあることも、これは反対運動の激化を見れば明らかなんです。ですから、事実として存在する国民の原子力発電所に対する不安は、一体どういふ点にあるのか。また、政府はまじめに、この不安を取り除くために、口先だけではなしに実際の努力をやつてゐるのかどうか、そういう原子力行政をやつてゐるのかどうか、こういう点に焦点をあてて質問をしたいので、大臣のほうも政治論と技術論をこつちやにされないように、ひとつお願いしたいと思ふのです。

まず、日本の原子力発電所の現状なんです。これはわかり切つたことではあります。現在運

転中のものは六基で、二百二十八万キロワットです。この六基のうち、今日まで事故を起こしたことのない発電所というのは、残念ながら、つい最近運転状態に入つた中電の島根原子力発電所だけなんです。あとの五基は全部事故を起こしてあります。この事実は、長官、お認めになりますか。

○森山国務大臣 これまた事故ということばの定義がむづかしいのであります。先ほど政治論と技術論をこつちやにするという話がありました。私も全く同感でございます。私は技術論につきましましては、きようは技術の原子力局長がおりますから、そういう問題については原子力局長のほうから答弁をいたさせます。

それから、事故ということでございますが、これは何をもちて事故とおっしゃるか、先ほど申し上げましたように、原子炉がとまつたから、だからあふないとか、あるいは定期検査でこをあけてみたら、そういう問題がわかつた。そしてそれに対する措置をするということが事故だ、こうおっしゃられるとはなほ困るのであります。実質的にはこれは安全のしるしだと言つておるの

であります。そして昭和三十七年から四十八年の十一、二年間におきまして、原子炉等規制法に基づいて届け出がありましたものは、先ほど申しましたように、全部で原子炉につきましては三十七件、そのうち人身に關係があるものは三件、放射能をかぶつたという意味では、しかし、それも許容量以下で問題にならぬということでございますから、年平均四件ぐらいでございまして、それは事故という名には値しない小さい故障でありま

す。ですから、私は別にそういうのを心配していませんが、そういうものは政府としては、どんなことがあつたか確実に握つておかなければいかぬことだと思つてはおりますが、原子力発電の安全性に危機を生ずるような事件は一件も起きていない。(瀬崎委員「そんなことを聞いているのじやない」と呼ぶ)ただ、みんなそういうことを言うから……。

転中のものは六基で、二百二十八万キロワットです。この六基のうち、今日まで事故を起こしたことのない発電所というのは、残念ながら、つい最近運転状態に入つた中電の島根原子力発電所だけなんです。あとの五基は全部事故を起こしてあります。この事実は、長官、お認めになりますか。

○瀬崎委員 これは科学技術庁自身が提出している資料です。はつきり「日本の原子炉施設における事故」、故障とは書いてないですね。原子炉等規制法に基づいて届け出られる事故を、わざわざ故障と言ふ長官のことばは、態度のほうは、科学技術庁の責任者として非常にふさわしくないと思ふのです。だから、私はいまは技術論を言つてゐるのじやないのです。とにかく、現在科学技術庁が出している事故というのは、これは法律に基づいて届け出られてゐるのであつて、法律に基づけば事故ということばを使うのが正しいのじやないですか。そのことだけについて答えてください。

○森山国務大臣 機械でありますから故障が起きます。人間がやりますから、ミス操作はあります。そういう意味における問題を事故というならば、それは事故であります。安全性に対して疑念を招くような意味におけるところの事故ではない、そういうように申し上げます。

○瀬崎委員 これもきのう政府当局の答弁もあつて確認をされたことでもありますけれども、現在運転しているのは、ともかくにも六基で二百二十八万キロワットなんです。ところが、そのうちの二基は現在すでに定格出力では運転できなくなつております。原電の東海一原子炉は定格十六万六千キロワットに対して、現在の運転実績は十四万キロワット、関電の美浜一原子炉は定格出力三十四万キロワットに対して、現在の運転実績は二十万キロワット、この事実も大臣は御承知ですね。

○森山国務大臣 承知しております。ただし、これは決して安全性に疑念を与えるものではございません。ただ、要するに能率の悪い原子炉になつておる、こういうことでございまして。

○瀬崎委員 それじや能率の悪いものを能率よくするよな可能性がこの二つの原子力発電所にあるのかどうかという疑問が起ります。大臣のいまのことばからいけば、能率よくできそうに思へるのですが、そうほんとうに思つていらつしやるのですか。

○森山国務大臣 さように思つております。

○瀬崎委員 これはきのうの商工委員会に出席の伊原次長、きのうははつきりと、今後長期にわたつて定格出力に回復することは困難である、こういうふうに答えられましたね、いかがですか。(森山国務大臣「委員長、委員長」と呼ぶ)いやいや、きのうの商工委員会に出たおられた、私の指名した方が答えてください。委員長お願いします。

○伊原政府委員 その御答弁は、資源エネルギー庁の井上審議官がなすつたのではないかとと思ひます。

○森山国務大臣 ちょっとそれはことばじりを取り上げての……(瀬崎委員「ことばじりじやない、事実です」と呼ぶ)あれなんでございまして、いまは非常に非能率なやり方になつておりますから、能率をよくする、切りかえるやり方というものはやり方があります。たとへば、悪いところがあればかえればいいのですから、そういう時期が来ればよくなるのだ、こう言つておるわけでございます。ただ、そういうことについて、いまの私の立場でこれ以上申し上げたくないのであります。論理的には可能であり、現実的にもそうなるものだと思ひます。

○瀬崎委員 再度お尋ねします。伊原次長は、自分が答えたのではないとおっしゃいますけれども、聞いてはおられたわけなんです。確かにきのう井上審議官の答弁によれば、これは長期にわたつて回復するものではない、こういう答弁でしたね。それだけ確認したいのです。

○伊原政府委員 正確に記憶していませんが、あるいはそのような答弁があつたかも知れません。

○森山国務大臣 私の答弁が一番正確でございまして。

ない、はつきりおっしゃっているわけです。

また、関電の美浜については、これは長官も御承知のはずです。蒸気発生管約八千本のうち、二千本は目詰まりして使用しているわけでしょう。これは目詰まりを抜いたら、一次冷却水が二次系に流れてしまつてたいへんなことになるのです。能率をよくしようにもできない状態であらうというところは、長官自身御存じのはずで、それをあえてこの場で否定しようとする態度、こういうことが国民の疑惑を生むものではないかと私は思うのですが、いかがです。もつと率直であつてほしいのです。

○森山國務大臣 その悪いところを全部かえちやえばいいじゃないですか。よくなるじゃないですか。だけど、それは現状は能率の悪いものだということであつて、将来そういう可能性がないかどうかまであなたがきめになるお立場にはございせん。

○瀬崎委員 原電の東海一号炉については、もはやこれは交換するとなれば、原子力発電所全部を交換しなければならぬとおっしゃっているわけなんです。それから関電の美浜一号炉については、熱交換器全体を交換すれば、あるいは長官の言うようになるかもしれないが、そのこと自身は果も要望しているけれども、関西電力自身は拒否しているわけでありまして、こういう状態で、私が言いたいのは、あなたはこういうことを言われるか知れないけれども、国民の立場から見ても、安全性に信頼がおけるでしょうか。国民の立場に立つて一ぺんものを見てください。

○森山國務大臣 安全性については全く心配ありません。能率が悪いだけでありまして。しかし、能率をよくするために、悪いところをかえればいいと思つておりますし、私はそういう方向に指導するつもりであります。

○瀬崎委員 それじゃ責任を持って森山長官は関西電力に対して直ちに——この一号炉は間もなく運転を開始しますが、これを中止させて、この熱交換器全体の取りかえを命じますか。

○森山國務大臣 やり方についてはおまかせ願いたいと思います。

○瀬崎委員 やり方のいかんはまかせますけれども、原子力委員長として、直ちにその処置をとりますか。そのことだけを答えてください。

○森山國務大臣 直ちに取るかとらぬいかもおまかせ願いたい。

○瀬崎委員 そうすると、やらないということですね。

○森山國務大臣 それはやらないということではありませぬ。そういうふうには即断されるのでは、国会の質疑になりません。私が申し上げた範囲内において、こゝまではつきり申し上げるということとは、確信がなければ申し上げないのですから、これ以上のことはお聞きにならないでください。

○瀬崎委員 聞いて都合が悪いと言われるようなそういう態度で、国民に安全性を信頼しろと言うこと自身、私は非常に無理があると思ひますね。

だから、そういう中で周辺の住民なりあるいはまじめな科学者が心配を持ち、警告をしたといひましたも、これは私はしごく当然なことだと思ひます。最初にお断りしたでしよう。だから私自身は、国民が不安を持つてゐる原因は一体どこにあるのか、それを真剣に、長官が先頭に立つてただす気持があるのかどうか、これをたゞしといひ申し上げたのです。少し専門的なことばで言うならば、原子炉の工学的な安全性の問題について、いまのような長官の答弁が広く国民に知れて、国民はさらに不安をつのらせこそすれ安心をするはずはないと思ひます。

なお、あえて申し上げますが、先ほど長官は社会の方の質問に答えて、諸外国においても人身事故を伴う大事故はなかつた、こういうふうにお答えになりましたが、それは確かですか。

○森山國務大臣 許容量以上の放射線の被曝を受けたという事例はございせん。実用炉に入つてからですよ。軍事利用の原子炉とかあるいは平和利用の実験炉段階はいざ知らず、実用段階に入つてそういう事件は世界的に一件もございせん。

○瀬崎委員 先ほどの答弁の中に、そういうふうな条件がついておりましたか。

○森山國務大臣 そういうつもりで答弁したつもりでございませぬ。

○瀬崎委員 聞けませんね、そういうふうには、

○森山國務大臣 では、あらためてそういうふうには御認識を願ひます。

○瀬崎委員 今日、事実といたしまして、蒸気発生管に損傷が起つて出力低下が起つてゐるのは事実であります。ピンホールとかクラックなどの燃料棒の破壊も事実起つております。ECCSなどの緊急時の作動の問題もいろいろと議論のあるところでありまして。圧力バウンダリーを構成する金属材料が、一定の条件でもろさを持つてゐるのではないかと、この等については、これは科学技術庁ですら認めてゐる事実であります。そのほか、いふならばドレン弁の故障といふごく初歩的な故障で放射能が外部に漏れたこともありまして。ですから、それが森山長官の言う安全を害するものに当たつてゐるのかどうかは別問題として、こういう事実を知つてゐる国民は、これはやはり現在の原子炉について不安を持つて当然だろうと私は思ひますね。

次に、第二の問題は、環境に対する放射能公害の問題です。この「福島第二原子力発電所原子炉設置に係る公聴会陳述意見に対する検討結果説明書」、これは単なる説明書ではなくて、原子力委員会がこの福島第二原発の答申を行つたときに同時に公表されております。そういう意味では、その安全審査の理由づけのような、根拠のような書類だと私たちみなさきさきを得ないと思ひます。そういう意味では、非常にこの説明書は重要だと思ひます。

そういう前提のもとに、この中で「放射線と人間との関係」という一項目があります。時間がありませんから一々引用いたしません。この内容は、学問的には未知の分野も多いし、また長期の研究が必要だといふような問題が多々含まれております。しかし、そのことはここで問はないとい

たしまして、原子力行政として考えなければならぬのは、少なくとも原子力発電所周辺における放射能の監視が科学的に厳密に行なわれ、信頼し得るデータが国民に示されてゐるのかどうか、これは大いに問題だと思ひます。また、いろいろ研究を進めるにいたしまして、信頼し得るデータといふものが測定されてゐない限りは不可能だろうと思ひます。この周辺の放射能監視体制は、これは実際行なわれてゐる体制も、またここで述べられてゐる体制も、大きく分ければ二つになります。

その一つ、陸水とか土壌とかあるいは農産物等のサンプルを採取して、どんな放射性物質がどれくらいあるか、つまり核種分析を行なう方法があります。これについて、この検討結果を説明書ではこういつております。「陸水、土壌、農産物、海水、海産物、海底土等の環境試料を定期的に採取し、放射性物質の濃度を調査することとしてゐる。これらの値は公表され、周辺住民の原子力発電に対する理解と協力を得るための一助となつてゐる。」と述べてゐるわけでありまして。

ところが、このサンプリング調査の核種分析は、これもきのうの答弁ですでに明らかになつておりますが、日本分析化学研究所で行なつてゐたわけなんです。これは科学技術委員会での答弁で、伊原次長御自身が、「分析化研が行なつております」といふ原案周辺の「放射能分析に關します」といふことについては、信頼性が失われたといふのは事実でございまして。これは原文どおりですが、こゝ言つておられるわけですから、普通の常識から考えますと、こういうサンプリング調査の結果だけの公表では、住民の理解と協力を得るところが、逆に疑惑を深めることになるのじゃないか。それをあえて理解と協力が得られるなどといふような表現で、事実上の答弁書である説明書に載せてゐるということは、私は非常に無責任じゃないかと思ひます。いかがでしょう。

○森山國務大臣 その膨大な資料を政治家である私が全部一行一句覚えてゐるわけではございませ

んから、一々について御答弁を申し上げませんが、そういう膨大な説明資料をつくったゆえんのは、初めて公聴会制度、これはいろいろ先ほどのお話で問題がございませうけれども、それをやったために、そういうものもつくり、また長期の安全審査を行ない、また原子力委員会におきましても、一週間か二週間かやるものを七十日間かけて最終結論を出した、そういうふうになつたわけでございますから、十分慎重に検討してやつた次第でございます。

自余の放射能等の問題につきましては、伊原技術次長からお答えいたさせます。

○伊原政府委員 瀬崎先生御指摘の点につきまして、分析化研の分析の分につきまして私が申し上げました趣旨は、原子力潜水艦の関係の分析について信頼性が失われたという趣旨を申し上げたわけでございます。

原子力発電所関係につきましては、十分立ち入り検査をいたしまして、また電気事業者といたしましては、総点検をいたしまして、これは通商産業省と私どもと協力して、いろいろその辺も連絡、指導いたしまして点検をいたしたわけでございますが、少なくともその結果といたしまして、原子力潜水艦のようなケースがあつたということではございません。しかし、いろいろ福島県に連絡した資料にミスがあつたという事実でございます。これは安全性をそこなうという性質のものでございませうけれども、しかし、そういうミスがあつたということ、これははなはだ遺憾なことではございますので、今後そういうことが絶対ないよう十分体制を立て直して、住民の皆さま方の不安が絶対ないように、そういう新しいやり方に指導したいと思っております。

○瀬崎委員 いま科学技術庁のほうは、電力会社関係の分析化研にかかわるデータの提出をきわめて強硬に拒んでいるわけですが、わずかに提出された四枚の波高分析のチャートがありました。あれは私も承知しております分析化研の測定台帳からいけば、該当する測定番号の試料

委託先は東京電力になつておつたのです。ところが、科学技術庁を通じて出された資料は、関西電力で出てきたわけですね。こういう事実もあるわけなんです。あとは出ていないからわからないのであります。

そうなりますと、はたして一体それぞれの示しておりますグラフはどのをやっているのかわからぬという疑問すら残つたままになるわけでありませう。これは普通の常識でそうなると思ひます。だから、私たちは事実によつて判断したいから全面的に資料を出さなさいと言つても、先ほど申し上げましたように、現在まだ資料は出されない。

もちろん予算委員会の要求に対しても、自民党の監査理事が出さなくてよいというふうにおつしやつていふことが、これまた私は、原子力発電所の安全性に対して信頼を増すどころか、不安を増す原因だらうと思ひます。

ちなみに、この「検討結果説明書」の中に電力会社の見解として、「かねてから原子力発電に関する正確な情報を積極的かつ率直に提供することに努めてきた。」と書いてあるのです。電力会社自身がこう言っているのですから、何も電力会社と分析化研の私契約をたてとつて科学技術庁が資料の提出を拒否する必要はないと思ひます。文字どおり「積極的かつ率直に」正確な情報の提供に努めたらよいと思ひます。ですから、あらためて長官自身、この電力会社関係の資料を全面的に出して疑惑に答へられたらどうでしょうか。これがやはり国民の疑惑を解きほぐす道ではないかと思ひます。

○森山國務大臣 私も、もうこれは何十回もそういう議論をしておるところでございます。それで、まあ考えたらどうかと私も思つたときもあるのですが、分析に関する資料をほとんど全部要求しておられるにはびっくりいたしましたわけでありませう。その分析の結果をまとめて報告しろというならわかるわけですが、その分析の結果を全部出せという御要求であるということを見

たしまして、私ははてなと、ふと小首を傾けたやうなわけでございますが、この問題は、予算委員会、科学技術特別委員会の理事会等の問題になつた事項でございませう。私がおそれたこと、私がそれについて首を傾けるといふことだけでも相済まないものでありまして、かりに今回あつた分析研の不始末のあとだからということでありまして、一応一件落着のあとでございませう。それだけの委員会の理事各位がいろいろ御見解をお持ちのやうでございませう。まあその見解に従うやうにしよう、こういうふうには私は申し上げておるわけでございます。そのことは瀬崎委員にも先般申し上げたとおりでございます。(瀬崎委員承知したわけじゃないですよ。と呼ぶ)

御承知にならなくても、私はいまお話ししてきたと同じことを、きょうは大きな声で速記をとつてお話ししておりますが、この前は、あなたと二人のところでこういうことになつてゐるのですというお話を私は申し上げたわけでございます。どうかそういうふうには御了承の上、御了承を願ひたいと思ひます。

○瀬崎委員 周辺住民の不安にこたへるべき放射能監視の一つの柱であります核種分析については、そういうことなんですね。分析化研で分析をやつて、分析化研はあつたわけであつたわけであつた、結果について資料は公開しない、こういうことではあります。

いま一つの放射能監視の柱は、固定されたモニタリングポストの常時測定及びシンチレーションサーベイメーターによる定期的な移動測定であります。これについて、私もはなはだ東京電力の福島原子力発電所にまで行きまして調査をしたわけでありませう。これについても、政府はこの検討結果の説明書に、国による現地調査等によつて放射線測定装置の機能及び測定記録等のチェックは正確にやつたと書いてあるのですが、それは実際はやつていなかったというところが、この前の委員会でも明らかになりました。私どもの指摘から、政府はあらためて調査に出向かれたことは事実で

あります。

ところが、私が科学技術の委員会では指摘したところ、政府側が調査をした結果とは大きく食い違つてきたわけでありませう。その当時、われわれの指摘は、一地点での測定に要する時間は東京電力の説明によつては十分ない十五分、これはテープレコーダーの記録があります。東京電力が実際野外で実験をしてくれましたのは、おおよそ十分では、十分でありませう。しかも、これを聞いただしたのに答へた伊原次長は、おおよそその測定方法は妥当と答へておられます。この測定時間については、電力会社や県の公式に発表しております報告書の測定記録どおりにいかないのです。時間的には不可能な測定が可能になつてゐるやうな現象があつたわけでありませう。

そこで、科学技術庁は調査するとおつしやつた。その調査報告書をいただきました。それによりまして、一地点四分ないし五分で測定可能、こうなつてゐるのです。私も聞いてまいりました。あるいは私も実際にかけた時間の半分で測定できる、こうなつてゐるのです。一地点の正確な測定に必要な時間がこんなに大きく違ふはずはないのであります。ほんとうに正しい測定をしようと思つた場合には、一体四、五分が正しいのか、十分ないし十五分というのが正しいのか、どっちなんですか。

○森山國務大臣 事務当局に説明いたさせます。すでにこの問題は科学技術特別委員会でも一回か二回論議されてゐる事項でございます。また重ねてここで貴重な時間をとられる御意図をせんたくするのに苦しんでおりますが、御質問でございませうから、私も答へられますけれども、私より伊原原子力局長をして答へさせます。

○伊原政府委員 先生御指摘の点につきまして、私も私も調査員を派遣いたしまして、ことし二月二十八日から三月二日まで……(瀬崎委員「一地点の測定時間についての違いはどこから起るのか、それだけです」と呼ぶ)実際に車を走らせまして測定をいたしました。その結果、先は

ど先生の御指摘がございました、私が測定方法は
おおもね妥当という、その測定方法そのとおりで
実施をいたしましたところが、合計時間が四分な
いし四分三十秒で各地点が完了しておるわけで
ございます。まず車をとめまして測定台におろし
まして、サーベーターをセットして線量チェッ
クいたしますのが一分ないし一分三十秒でござ
います。それから地上メートルの測定が五秒ずつ
十二回でございますので、一分でございます。そ
れからサーベーターの移動などが約三十秒で
ございます。それから地上〇・三メートルのこ
ろでまたもう一度測定いたします。これが五秒の
十二回で一分でございます。さらにサーベーター
を測定台から車に戻す、これが三十秒、合計
いたしました四分ないし四分三十秒ということ
でございます。

なお、東京電力にいろいろ聞き合わせました
ところが、瀬崎先生その他大ぜい御視察にお見え
になったときは、国会の先生でございますことに
敬意を表しまして、十分時間をかけていろいろ御
説明を申し上げたので、つい時間が長くなったとい
うようなことを申しておるようでございます。

○瀬崎委員 決して国会の先生に敬意を表して長
くなったのではないですよ。これは一昨日ですか、
おたくのほうからいただきました報告書、つまり
いまおたくが読み上げられました内容です。これ
で抜けているのがあるのです。私もが参りました
ときの東電の水野勇課長、これが説明に立ちま
したが、車にサーベーターを積んで目ざす地
点に到着する、器具をおろす、しかし車がそばに
あったのではそれ自身が測定に影響するので、約
十メートル離さなければならぬ。それから測定
器の安定のために一分ないし二分、間を置かな
ければならない。そのためにわざわざ測定者は十
メートルほど歩いて行って往復して戻ってきてい
る。つまり、そういう時間も見込んであるわけ
ですね。いま出されているあなたのところの報告書
には、そういうのが全部ないわけです。だから、
そういう意味ではまことに非科学的な報告書だと

私たちは考えざるを得ない。だから、これはあら
ためて私は調査する必要がある問題だと思つて
います。

ここでもちやみにちよつと御紹介しておきます
が、通産省の公益事業局が発行しております「原
子力発電、その必要と安全性」というパンフレッ
トの中にはこう書いてあります。もしお互いの間
に何か誤解でも生じるようなことがあったら、こ
れはつまり電力会社と住民のことでありまし
う、通産省や科学技術庁が協力してその誤解
を解きほぐすために努力することにしておりま
す。明らかにいまそういう誤解が生じております。

一地点の同一の測定をするのに、時間が四、五分
かかるというのと十分ないし十五分かかるとい
うのでは、これはたいへん違いであります。

まず、このパンフレットを発行しておる通産政
務次官がおいでなので、こういう事態が生じたら
このパンフレットとおりきちつと調査をやり直
して見ますか。

○森下政府委員 安全に関することではござい
ます。慎重な上にも慎重を期したいと思つており
ます。

○瀬崎委員 科学技術庁の調査では、電力会社
の当初の説明と違った結果が出てきた。通産省の
このパンフレットと、一ぺん通産省でもこれは指導
の立場にありますから具体的にやっていたきたい
と思つていますが、いかがですか。

○森下政府委員 よく内容を調査しまして、検討
すべき内容でございましたら十分検討をさせてい
ただきます。

○瀬崎委員 つまり、原子力発電所の周辺に対
する放射能監視の体制、システムというのは、いま
申し上げました大きく分けて二つあるのですが、
二つともがいずれも疑惑を招くような内容のまま
になっている、こういうわけでありまして。

次に三つ目。すでに先ほどいふ話もありま
した温排水の影響の問題であります。この温排水
につきまして、「検討結果説明書」ではこういうふ
うに書いております。「環境庁においては、温排水

に対しても、排水基準の設定等による何らかの規制
措置を可及的速やかに実施すべく、中央公害対策
審議会に温排水分科会を設置して、目下検討が進
められているところであります。きのう「可及的速
やかに」とは一体いつをめどにしているんだとい
う質問をいたしましたら、結局この答えが出な
かったものであります。

まず、こういう説明書の中にこういうことを書
き込まれました科学技術庁のほうにお伺いした
い。長官、少なくとも「可及的速やかに」であり
ます、めどは立っていると思うのです。いつまで
にこういう基準をきめられるのですか。

○森山園務大臣 「可及的速やかに」とは形容句
でございます。できるだけ早くという意味であ
ります。しかし、御案内のとおり、新たな基準
の設定でございますし、拡散範囲もきめなければ
なりませんし、温度差もきめなければなりません
し、場所その他の問題も技術的に非常にむずかし
い問題でございます。水質基準の中で水質の中に
はほかのものはいろいろな物質等が入つておるわ
けでございますが、これは温度の問題でございま
す。したがって、その基準のきめ方というのは従
来のやり方と違つてございまして、当の責任
者はこの問題をどういうやり方をしているのか非
常に真剣に取り組んでいるようでありまして、ま
だ結論を得ない。そして先ほど来お話がございま
したように、できるだけ早くきめたいということ
で、分科会もつくつて一生懸命勉強しておるとい
うところでございまして、そういう姿勢に対し
て科学技術庁のほうが先ほどのような表現をい
したことで間違ひございせんし、また現に環境
庁でそういう問題に熱心に取り組んでおるが、む
ずかしいのでなかなか結論が出てくれないとい
うのであります。

先ほど私は、そのことを阿部委員の御質疑に際
しまして、その趣旨についてもお話をいたしました
つもりでございますから……（瀬崎委員「可及的速
やかに」のめどを聞いていただけなんです、説明
は私も聞いていますから」と呼ぶ）「可及的

速やかに」というものを書いたから、これは一体
何だというふうな……（瀬崎委員「何だとは言
てない、いつがめどだということと言っているん
です」と呼ぶ）「うやむやにするような意味では
ないのでございまして、どうかひとつそういう形
容句として御理解願つたらいかでございませ
うか。

○瀬崎委員 それでは、中央公害対策審議会
で検討を進められているというのですから、一体ど
の程度まで検討が進み、一体いつごろをめどに
基準を出そうとしていらっしゃるのか、お答えを
いただきたいと思います。

○太田説明員 お答えいたします。

結局、拡散範囲とか、それから水産物、プラン
クトンに対する影響の度合いがはつきりいたして
おりません。したがって、そういうものがある
集まった段階で拡散範囲並びにその温度差、その
辺をきめざるを得ないわけでございまして。した
が、いま、その辺のめどが、残念ながらここでは
きり明言できませんので、できるだけ早くとい
うふうにお答えするより現在のところしかたが
ないわけでございまして。

○瀬崎委員 いま一つ。これはある新聞では、特
にエネルギー庁がこの温排水の排水基準を定める
にあたって、電力会社サイドに立つて相当高い温
度を要求しているために非常に難航しているとい
うふうな記事も出ておりました。そういうことが
あるのですか。次官、いかがでしょう。

○岸田政府委員 そのような御指摘のような事
実はございせん。

○瀬崎委員 そういたしますと、ここに「可及
的速やかに」というふうな表現を使つたこと自体が
私は多少問題ではないかと思つたのです。めどは
立っていない。森山長官、そういうことでし
う。少なくとも日本語でわれわれが解釈できる範囲
内の「可及的速やかに」だというふうなめどが立
っていない。だから、こんな表現を少なくとも責任
ある文書に使うこと自身がおかしいではないです
か、こう聞いているのです。

○森山國務大臣 私はいささかもさように思いません。できるだけ早くやりたいという主観的意図があらわれておるのでございまして、科学技術庁もそう思っておりますし、環境庁もそのように思っております。しかし、なかなか調査が十分行き届いておりませんし、むずかしい問題で初めてやることでございまして、苦慮しておる。しかし、できるだけ早くやりたい、可及的すみやかにやりたい。それはいつなんという御返事ができるような段階だったら、いつと書きますよ。書けないから、できるだけ早くやりたい、こう言っているのであつて、そういう御質問が出るゆえんが私はわからない。何のために一体そういう御質問をされるのか。そういう日本語の解釈を、いつまでにとり返事を、責任大臣の立場からいたしかねるわけでありす。

○瀬崎委員 少なくとも、できるだけ早くというのと可及的すみやかにというのは、これは読むほうによって印象がうんと違いますよ。

さらに、このことについて一つ申し上げますけれども、では、排水基準が定められました場合、これが安全審査の基準と違つていた場合には、あらためて設計変更を要求されるわけですか。審査をやり直されますか。

○森山國務大臣 その御質問の趣旨はどういう意味ですか。もう一回聞かしていただきたいのです。

○瀬崎委員 現在、安全審査で認められておる排水口における温度基準に対して新しく定められた温度基準がぐつと低くなつた場合、その場合にはあらためて温度を下げて排出するような装置をつけさせるように政府は審査をやり直しますか、そういうことです。

○森山國務大臣 従来やってきたやり方と、それから今度新しい基準ができるであろう場合に、もし下がります場合の措置につきましては、それはこれからのものはそういう基準にのつてきますし、もしそれに反するものがあれば、それはできるだけ実情に合うように改善する措置をとるようにはいたさせることはもちろんであります。

しかし、いままでの問題について全部が全部それができるとか、そういう方向で努力をいたさせるということにならうと思ひます。どういふ結論が出るかわかりませんが、現在やっていると、やり方よりもっとゆるいやり方であるのがいのだという結論が出るかもしれないし、そうかといつて、いままでやっているやり方が成り立たないようなやり方で基準が出るとも考えられませんが、この辺のところは出たところであつたためて考える、こういうふうにはいたしたらどうかと私は考えます。

○瀬崎委員 温排水の問題は現在漁民の間で非常に大きな問題になりつつありますが、おそらくいまの答弁を漁民が聞いて納得される方向ではなくて、逆にまた私は不安を増す方向になるのではないかとと思ひます。

次に、再処理工場の問題です。いろいろとお話が出ておりましたから重複は避けまして、一応使用済みの燃料を硝酸で溶かしてプルトニウムを取つたりいたしますが、最終的にはいふんと強い放射能を持った廃液が残ります。これは一応地下の特殊なステンレス製のタンクにためるといふふうには聞いているわけですが、何年間ぐらいため得るタンクになつていくのですか。

○伊原政府委員 先生の御指摘は、非常に高いレベルの放射性廃棄物と申しますか、廃液の貯蔵の問題だと思ひますが、これにつきましては、すでに米國におきまして三十年間の開発経緯がございす。

○瀬崎委員 いやいや、この東海のは何年分のか。

○伊原政府委員 その設計は長期にもつという設計でやつておるわけでございます。したがいまして、長期間そこに貯蔵する、それをさらに固化したしましてさらに安全なものにする技術というものが現在世界的に開発されておりますし、わが國も鋭意研究をいたしておる次第でございます。

○瀬崎委員 大体年間どのくらいのオーダーの放射能がそこへたままるのですか。

りませんが、年間の処理量が約二百トンとか二百十トンとかいわれておりますから、それで燃えます量、それと減衰、それを勘案いたしまして計算をいたして、十分な余力を持つてその貯蔵施設をつつておるわけでございます。

○瀬崎委員 そんなことを聞いているのではなくて、概略のめどとして一年間でどのくらいのオーダーの放射性物質がそこへたまりますか、これを聞いているのです。

○伊原政府委員 ただいま正確な資料を持つておりませんので、後ほど御報告いたしたいと思ひます。

○瀬崎委員 私たちが聞いておりますのは、年間数億キュリーの放射性物質がたまらうであろう、こゝいわれておるのです。しかも貯蔵できる容量は、日量〇・七トン平均で操業した場合には五年間くらいと聞いているのですが、そうじゃないのですか。

○伊原政府委員 最低五年はもつ。五年でだめになるといふことはございせん。米國の例で申しましても三十年近くもつておるわけでございますから。さらに昔に比べて技術も進歩いたしておりますので、相当長期にもつと考へております。

○瀬崎委員 その貯蔵された放射性物質の放射能の減少は、自然に減るのを待つのですか、さらに何か手を加える手段があるのですか。

○伊原政府委員 ただいまのところ自然に減衰するのを待つというのが一般のやり方でございます。なお、これにさらに放射線と申しますか加速粒子を当てましてこれを改変させるといふ研究も一部わが國で検討しておりますけれども、これはすぐに実用になるというものではないと聞いております。

○瀬崎委員 自然の減衰を待つとすれば、人体に影響がない状態になるまでに何年くらいかかるのですか。

○伊原政府委員 これは放射性核種によつて違つてございす。ストロンチウム、セシウムなどは半減期がかなり長いわけでございますので、

そういう意味では半永久的に……。

○瀬崎委員 かなりと言わないで、数字で言つてください。

○伊原政府委員 ストロンチウムは二十八年、セシウムは三十年程度であると記憶しております。そういう意味では、半永久的な貯蔵になると考えております。

○瀬崎委員 とにかく、半永久的に貯蔵しなければならぬほどに強い放射能の物質が、再処理工場でも再処理した結果たまります。つまり、再処理工場とは使用済みの核燃料を再処理して全く放射能のない物質にするのではなくて、結果的には死の灰のかん詰めをつくるようなものですね。ですから、幾ら大臣が安心だと言われましても、事實はこういう非常に危険なものを抱えることになるのです。そういう点で、再処理工場はきつめて未解決の問題を含んだまま試運転されようとしていく点で、これまた国民にとつては心配の種である、こういうことにならざるを得ないと思ひます。

そこで、もう時間の関係もありますから、最後にまとめて、原子力行政全体がほんとうに国民の期待にこたえて民主的に向つていくのだからどうか、経済的なメリットを住民に与えるだけではないに、真に住民の不安にこたえて原子力発電所の安全性が確立されるような方向に行政が進むのかどうかという点について、お尋ねをしておきたいのです。

すでにこの委員会でも触れたやうであります。田島委員の辞任問題については、森山長官は、一度会つた上でコメントしたいといふことで、コメントを避けておられました。しかし、一般に伝えられるところでは、長官の非民主的な原子力委員会運営に批判を持つておられた、こゝに聞いてあるわけなんです。私は、どうされるかこうされるかをコメントしていただく必要はありませんけれども、少なくともそういう批判があつたといふことが事実として新聞に報道されている今日、長官はそれに率直にこたえて、反省すべき点は反

省されることがまず第一ではないかと私は思うのですが、反省の意を表明される意思はありますか。

○森山國務大臣 先ほど廃棄物の問題で何かえらいあぶないようなお話がありました。これはそんなことではありません。長い時間がかかりますからきょうは申し上げませんが、廃棄物処理についてもはつきりしためを持ってやっておるわけでございます。そういうことによつて安全性に疑念を生ずるような必要は全くないと思っております。

しかし、それはそれとして、いまお話のございました田島委員の問題につきましては、この問題が表面化したしましてから今日まで、御本人がどういう意図で考えになつてゐるかわからないからそれについてコメントはしない、きわめて御意に願ひ、別に意見の食い違つたことも私自身はなかつたから、有能な方であるからぜひひとつ引き続きやつてもらいたいと思つて、極力慰留を申し上げたいというふうな考へておりますことは、今日といえども変わりません。一たんお目にかかつて隔意なき懇談を述べたいと思ひます。しかし、新聞に書いてあることを一々気にしましたら、これはわれわれの原子力の平和利用、原子力発電の立て直しはできないわけでございますから、ときどき新聞等マスコミに散見されるいわれなき誹謗に対しては、私ははなはだ遺憾に存じておるわけでございまして、瀬崎委員は何をさして言われるのか存じませんが、事田島委員の問題に限る限り、一貫してコメントするわけにはまいりません。新聞記事に書いてあると称せられるものの中で、いわれなき批判に対してはいささかも氣にしないので所信に邁進するつもりでございます。

○瀬崎委員 そうしますと、結局、原子力委員会の運営にあたつて、委員長である長官はいささかも非民主的なところはなかつた、こういうふうにおつしやつてゐるわけなんですか。

○森山國務大臣 まさにそのとおりでございます。私は最も民主的に委員会を運営してまいりましたし、今後といえどもまいるつもりでございます。

す。それをいかにも民主的じゃないような点をあなたから言われることは、国会内で言論の自由でございまして、聞いている私はあまりいい氣持しません。

○瀬崎委員 もうそれだけお聞きすればまことに十分であります。

最後に、原子力委員会設置法の目的にはこう書いてあります。「原子力の研究、開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会を置く」長官は民主的にやつてゐるのだというお話であります。周回はその見ていないところに問題があるのです。だから、その周囲の批判にこたえる氣があるかどうかをいまお尋ねしたら、全くなしということになります。

こういうことになつてくるのは、私は、長官が委員長を兼務するという法律の仕組みにも問題があるかと思つたのです。ですから、そういう意味では、民主的運営が明記されてゐる以上、それがより徹底するために、長官が委員長を兼務するというやり方をやめて、委員の中から委員長を選ぶ、私はこれを唯一の方法として提案するのではないのですが、そういうことも含めて民主的な選出方法に変えるよう法律の改正等を考えられる意図はあるかないか。これもほんとうに民主的な意図を持っていらっしゃるかどうかの判断の一つとしてお聞きしたいと思つたのです。

○森山國務大臣 私の委員会運営が非民主的であるという御判断は、国会は言論の自由の場でございまして、あなたがおつしやるのは御自由であるが、私も言論の自由を持つておるのであります。と、んでもないことで、真相が明らかになりますれば、森山科学技術庁長官はいかに民主的な運営をしてゐるかということが明らかになるわけでありまして。しかし、今日の段階において私はそういうことを一々申し上げないと、先ほど来言つておるのであります。

それから、科学技術庁長官が原子力委員長を兼務することについて法改正の意思ありやということでございますが、全くございません。

○瀬崎委員 きわめて限られた時間でございまして、現在広く国民なりあるいは学者なりが疑問を持ち不安を持つてゐる問題全部に触れることはできませんでしたが、しかし、私が、取り上げた幾つかの問題のどれ一つとつてみても、率直にまじめに国民の不安にこたえるような原子力行政の姿勢は示されなかつた。こつたやつてまいりますと、結局いま出されておりますこの税法を中心とした三法案は、結局、経済的な利益誘導で原子力発電所の建設を進めようとする考へ方のもとに出されてゐる、こういう断定が生まれてくるのではないかと思います。しかも、その税金は、結局最後は国民のほうにそのつけがいくような仕組みと聞いておりますので、まことにもつてのほかだと思ひます。そういう点では、私は所屬の委員会は違ひますけれども、本委員会に寄せていただいた機会には、はなはだ遺憾であるということをお申し上げて、質問を終わります。

○森山國務大臣 どうも平素科学技術特別委員会でいろいろやりとりをしてゐる仲でございますが、きょうのようなお話ははなはだ納得できません。あなたの言つたことを聞かぬとみんな非民主的になつてしまふ。共産党の委員さんの話を聞かないとみんな非民主的であるとすれば、事はきわめて重大であります。これはもう少し弾劾されるような御発言ではなくて、平素懇意に願つておるわけでございまして、もう少し御激励を願ひたいと思ひます。それから実情をもう少し承知の上で御発言を願ひたいと思ひます。

○安倍委員長 次回は、来たる二十四日金曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時二分散会